

基本方針 I 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

No	事業内容 (R2年計画改定時)	令和2年度実績 (事業の進捗状況)	今後の方向性 (取組)、課題	備考	実施主体	所管局
1 社会的自立に向けた「基礎」の形成に係る施策等一覧						
1-(1) 基本的な生活習慣の形成						
1	<p>◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、保育所等の就学前施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム 改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との一層の円滑な接続を推進します。 	<p>○就学前教育カンファレンスの開催 開催方法を、課YouTubeチャンネルによる動画掲載に変更 動画視聴回数 計2000回程度</p> <p>【掲載動画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都教育委員会 就学前教育と小学校教育との円滑な接続について 平成31年度研究・開発委員会 就学前教育と小学校教育の円滑な接続を目指して～「思考力、判断力、表現力等の基礎」のつながりを捉え、指導の改善に生かすための工夫～ 荒川区教育委員会 就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための研究・開発委員会 研究報告 	<p>【今後の取組】</p> <p>○就学前教育に関する事業について、国公立幼稚園・公立保育所・私立認定こども園の教員・保育士、小学校教員、保護者等を対象とし、引き続き普及・啓発を図る。</p> <p>○幼稚園教育理解推進事業では、関係局との連携の下、国公立幼稚園・公立保育所・私立認定こども園の教員・保育士、小学校教員等を対象に、公開保育及び協議会を実施し、小学校と幼稚園、保育所、認定こども園等との相互理解及び連携を深める。</p> <p>【課題】</p> <p>○就学前教育の重要性や就学前教育と小学校教育の接続に向けた効果的な取組の在り方について、幼稚園、保育所、認定こども園等の教員・保育士、小学校教員、保護者等に対して一層の理解啓発を図る必要がある。</p> <p>○幼稚園、保育所、認定こども園等において小学校との接続を考慮した就学前教育を推進するために、関係局との連携を一層図る必要がある。</p>		都 区市町村	教育庁
2	<p>◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 新小学校1年生の保護者を対象として教材冊子（生活リズム教材）を配布（124,000部）。 保護者及び支援者に「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト」ウェブサイトによる啓発・情報提供。 区市町村における国庫補助事業を活用した取組を支援（19区市）。 	<ul style="list-style-type: none"> 教材冊子の配布及びウェブサイトによる情報提供を通じて、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝える。 区市町村における国庫補助事業を活用した取組を支援し、学校・家庭・地域の協働活動との連携等により取組の継続・促進を図る。 		都 区市町村	教育庁
3	<p>◆家庭での基本的な生活習慣の確立としつけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の学ぶ意欲の基礎は、家庭における基本的な生活習慣の確立やしつけによって培われます。家庭と連携し、基本的な生活習慣や学習習慣を確立するための資料を作成、配布します。 	<ul style="list-style-type: none"> 新小学校1年生の保護者を対象として教材冊子（生活リズム教材）を配布（124,000部）。 	<ul style="list-style-type: none"> 教材冊子（生活リズム教材）の配布を通じて、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝える取組を継続する。 		区市町村	教育庁
4	<p>◆食を通じた子供の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援します。 「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を目的とした幼稚園及び保育所等職員向け講習会の開催 3回 区市町村等が実施する親子食育教室等 267回 「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」の開催 1回 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者向けマニュアル等を活用し「東京都幼児向け食事バランスガイド」の具体的な指導事例の紹介を行うなど、食育教室等での活用を促していく。 定期的に連絡会議を開催し、取組の方向性や手法等を共有し、全都的な取組の推進を図る。 		都	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
5	<p>◆公立学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭等を活用し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようにします。 ・学校給食に地場産物を活用したり、地域生産者との連携を図るなど、食育に関する実践を行うことで、地域の産業や食文化等に対する児童・生徒の理解を深めます。 	<p>◆公立学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭等を活用し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようにします。 ・学校給食に地場産物を活用したり、地域生産者との連携を図るなど、食育に関する実践を行うことで、地域の産業や食文化等に対する児童・生徒の理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭の複数配置の推進（16区3市及び都立学校） ・栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 ・栄養教諭・学校栄養職員の資質及び技能向上を目的とした研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭の配置拡大を図る一方、栄養教諭や学校栄養職員の専門性を活用し、食育の一層の推進を図っていく。 		小・中：区市町村 高：都

1-（2）確かな学力の育成

①学力の向上

基礎学力の保障等						
6	<p>◆学びの基礎の徹底（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導を推進します。 ・「東京ベーシック・ドリル」を活用した反復学習を行い、基礎的・基本的事項の徹底を図ります。 	<p>○「東京方式 習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《小学校 算数、中学校 数学》」及び「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《中学校 英語》」を作成し、都内全公立小・中学校等及び全区市町村教育委員会に配布</p> <p>○新学習指導要領に基づき、「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトを改訂し、都内全公立小・中学校等及び全区市町村教育委員会に配布</p>	<p>○小学校算数、中学校数学及び英語における学習指導について、ガイドラインに沿って区市町村教育委員会に指導・助言</p> <p>○「東京ベーシック・ドリルソフト」の活用の推進</p>		区市町村	教育庁
7	<p>◆学力の定着（高等学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都立高校学力スタンダード」に基づき、全都立高校（ただし、進学指導重点校、中高一貫教育校、夜間定時制課程及び通信制課程を除く）で自校の学力スタンダードを作成し、具体的な学習目標を明示します。校内で組織的・効果的な指導を行い、その指導と評価を一体的に行うことにより、指導内容・方法の改善を図っています。生徒の学力を的確に把握し、十分に身に付いていない生徒がいた場合は繰り返し指導することで学力の確実な定着を図ります。 ・学力向上データバンクを構築して、これまでに都教育委員会が作成した標準問題や各校が作成した学力調査問題を蓄積し、各校独自の学力調査問題の作成を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度はコロナ禍のため実施せず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は事業所でのインターンシップはコロナ禍のため実施せず。 ・希望する学校に国際ロータリーから講師を派遣し、職業に関する講話等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度以降は感染状況を踏まえて国際ロータリーと協議する。 	都	教育庁
8	<p>◇ICTの活用による通信制課程の改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校通信制課程に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、ICTを活用した学習環境を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から都立通信制高校運営総合情報システムを稼働。教職員向け機能について運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・都立通信制高校運営総合情報システムの生徒向け機能の運用について、令和4年度から試行開始予定 		都	教育庁
9	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都立大学では、学生が「本物の“考える力”」を身に付ける確かな環境を確立するため、全学的な教育改革の基本方針を策定し、能動的学修を促進するための授業補助体制の整備や厳格な成績評価など、全学的な教育改革の推進に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育改革を推進するため、改革に取り組む部局や教員の事業を重点的に支援する教育改革推進事業を実施。 ・能動的学修を促進するための授業補助体制の整備した。 <p>R2年度 授業補助員の配置数 STA：75名 TA：838名 SA：94名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第三期中期計画に基づき、教育改革推進事業を実施する。 ・引き続き、授業補助員を配置し、能動的学修を促進する。 		東京都公立大学法人	総務局

②高校教育の充実

特色のある教育活動を行う学校						
10	<p>◆進学指導重点校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定基準に基づく過去3か年の適合状況を踏まえるとともに各学校の取組状況などを総合的に勘案し、7校を継続して指定しています。（平成30年度から5か年間）【日比谷、戸山、西、八王子東、青山、立川、国立】 	<ul style="list-style-type: none"> ・難関国公立大学への進学に対応した教育課程の編成 ・自校作成問題による実力テストの実施 等 	<p>進学志向が高まっていることから、今後も進学指導体制の充実を図っていく。</p>		都	教育庁
11	<p>◆進学指導特別推進校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進学指導重点校に次ぐ大学合格実績をあげる学校の中から、各学校の取組状況等を総合的に勘案し、これまでの6校に加え新たに小松川高校を指定しています。（平成30年度から5か年間）【小山台、駒場、新宿、町田、国分寺、国際、小松川】 	<ul style="list-style-type: none"> ・国公立大学や難関私立大学等を中心とした大学への進学に対応した教育課程の編成 ・習熟度別授業や進路に関する個別相談の実施 等 	<p>進学志向が高まっていることから、今後も進学指導体制の充実を図っていく。</p>		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
12	◆進学指導推進校 ・進学指導特別推進校に次ぐ大学合格実績をあげる学校の中から、地域ニーズ・地域バランスや学校の取組状況等を総合的に勘案し、これまで指定していた小松川高校を除いた12校に加え、新たに多摩科学技術高校を進学指導推進校に指定しています。（平成30年度から5か年間）【三田、豊多摩、竹早、北園、墨田川、城東、武蔵野北、小金井北、江北、江戸川、日野台、調布北、多摩科学技術】	・国立大学等を中心とした大学への進学に対応した教育課程の編成 ・1・2年次から大学受験を意識させるための個別面談やガイダンスの定期的な実施	進学志向が高まっていることから、今後も進学指導体制の充実を図っていく。		都	教育庁
13	◆科学技術高校（科学技術科） ・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】	・2校	事業継続		都	教育庁
14	◆産業高校（産業科） ・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橘、八王子桑志】	・2校	事業継続		都	教育庁
15	◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科） ・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】	・2校	事業継続		都	教育庁
多様なタイプの高校						
16	◆中高一貫教育校 ・公立学校における中等教育の複線化を図り、6年間の一貫した教育により、様々な分野でリーダーとなり得る人材の育成を図ります。 ・①中等教育学校、②併設型中高一貫教育校があります。なお、中等教育学校では、高校からの入学者の募集は行いません。 【①桜修館、小石川、立川国際、南多摩、三鷹、千代田区立九段中等教育学校、②白鷗、両国、武蔵、富士、大泉】 ・なお併設型中高一貫教育校については、高校段階での生徒募集を停止するとともに中学校段階からの高い入学ニーズを踏まえ、中学校段階での生徒募集の規模を拡大します。（富士、武蔵：令和3（2021）年度入学生から。両国、大泉：令和4（2022）年度入学生から。白鷗については、施設整備の状況を踏まえて実施時期を決定。）	①中等教育学校 6校 ②併設型中高一貫教育校 5校 ・併設型中高一貫教育校について、富士、武蔵の令和3（2021）年度入学生から高校段階での生徒募集を停止するとともに中学校段階での生徒募集の規模を拡大	・併設型中高一貫教育校について、両国、大泉の令和4（2022）年度入学生から、白鷗の令和5（2023）年度入学生から高校段階での生徒募集を停止するとともに中学校段階での生徒募集の規模拡大を予定		都 区市町村	教育庁
17	◆総合学科高校（総合学科） ・多様な科目を開設して、普通教育と専門教育を総合的に行う学校です。自己の進路への自覚を深めることができる科目など幅広い選択科目を設置し、多様な能力、適性等に対応した柔軟な教育を行っています。【晴海総合、つばさ総合、杉並総合、若葉総合、青梅総合、葛飾総合、東久留米総合、世田谷総合、町田総合、王子総合】	・10校	事業継続		都	教育庁
18	◆単位制高校 (1) 多様な学習型 ・生徒一人一人の個性や特性、進路希望に対応した多様な学習を可能とする教育を行っています。【飛鳥、芦花、上水、美原、大泉桜、翔陽、忍岡、板橋有徳】 (2) 進学重視型 ・単位制の特質を生かし、生徒の難関大学等への進学希望を実現します。【墨田川、国分寺、新宿】 (3) 専門型 ・専門高校で学ぶ生徒の興味・関心等に応じた単位制の特質を生かした教育を行っています。【六郷工科】	・多様な学習型 8校 ・進学重視型 3校 ・専門型 1校	事業継続		都	教育庁
19	◆昼夜間定時制高校（単位制） ・単位制で昼夜開講多部制の高校です。様々な進路希望に対応した多様で弾力的な教育を行っており、3年での卒業も可能です。【一橋、浅草、荻窪、八王子拓真、新宿山吹、砂川】	・6校	事業継続		都	教育庁
20	◆チャレンジスクール（定時制・単位制総合学科） ・小・中学校時代に不登校経験のある生徒や高校の中途退学者等を主に受け入れる総合学科・三部制（午前部・午後部・夜間部）の高校で、3年での卒業も可能です。【桐ヶ丘、世田谷泉、大江戸、六本木、穂ヶ丘】	・5校 ・令和4年4月の小台橋高校開校に向け開設準備室を設置	・小台橋高等学校（令和4年度開校予定） ・立川地区チャレンジスクールを（令和7年度開校予定）		都	教育庁
21	◆エンカレッジスクール（全日制普通科・工業科） ・これまで力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として指定しています。【足立東、秋留台、練馬工業、蒲田、東村山、中野工業】	・6校	事業継続		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
学び直しの支援						
22	◆チャレンジスクール ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。	（再掲 方針 I : No. 20）	（再掲 方針 I : No. 20）		都	教育庁
23	◆エンカレッジスクール ・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。	（再掲 方針 I : No. 21）	（再掲 方針 I : No. 21）		都	教育庁
1-（3）豊かな人間性の育成						
①人間関係力の育成						
コミュニケーション能力の向上						
24	◆言語活動の充実 ・各学校において、学習指導要領に沿った教育課程を編成し、実施します。	学習指導要領の趣旨に則り、各学校において言語活動の充実を図っている。	学習指導要領の趣旨に則り、教育課程を編成し、教育活動の充実を図っていく。		各学校	教育庁
25	◇「自尊感情測定尺度（東京都版）」 ・自尊感情とは、自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を他者との関わり合いを通してかけがえない存在、価値ある存在として捉える気持ちです。「自尊感情測定尺度」の東京都版として開発した「自己評価シート」を活用することで子供の自尊感情の傾向を把握することができます。	・都内公立学校児童・生徒約12,000人を対象に、「自尊感情測定尺度（東京都版）」を用いた調査を実施し、自尊感情の傾向を把握した。	・調査結果を分析し、研究発表会や研究紀要を通じて公表する。また、児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を高める授業モデルを開発し、都内全公立学校へ周知する。		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
子供の読書活動の推進（「第三次東京都子供読書推進計画」）						
26	◆不読率の改善と読書の質の向上 ・朝読書（小・中学校）や、読書週間・読書月間（高校）の実施により、不読率を改善するとともに、読む本の質を向上させ、読書に主体的に関わる態度を育成します。	「令和元年度 児童・生徒の読書状況調査」等の結果を踏まえ、「第四次東京都子供読書活動推進計画」（令和3年3月）を策定	国の第四次計画において高校生の不読率が改善しない原因を「中学生までに読書習慣の形成が不十分」としていることから、「第四次東京都子供読書活動推進計画」（令和3年3月）では、乳幼児期からの読書習慣の形成等を目指すものとしており、引き続き不読率の改善、読書の質の向上に取り組む		小・中： 区市町村 高：都	教育庁
27	◆成長段階に応じた読書活動の支援 (1) 乳幼児 ・乳幼児健診等の様々な機会を活用し、子供への読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性について啓発します。 (2) 小・中学生 ・目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書で「気に入ったフレーズ」等を伝える機会を設ける取組や、中学生が小学校や幼稚園で読み聞かせを行う等の異年齢・異校種間の交流等を進めていけるよう区市町村を支援します。 (3) 高校生 ・課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業等において文章理解や調べ学習等の指導を推進します。また、読書の幅を広げ、読解力を向上させるため、多様なジャンルのおすすめ本の解説等を発信し、高校での活用を促します。 (4) 特別な支援を必要とする児童・生徒 ・読書に親しむことができるよう、障害の状況に応じて、読み聞かせ等の工夫やデジ図書等ICT機器の一層の活用等の指導を行います。また、発達障害等の児童・生徒に対する指導事例を紹介していきます。	東京都読書活動推進計画ホームページほか各種媒体での情報発信（啓発資料、実践事例集等）	「第四次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期からの読書習慣の形成、学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進、特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進、読書の質の向上に取り組む		小・中： 区市町村 高：都	教育庁
様々な体験活動の機会の提供						
28	◆体験活動の充実 ・各学校において、学習指導要領に沿った教育課程を編成し、実施します。	学習指導要領の趣旨に則り、各学校において体験活動の充実を図っている。	学習指導要領の趣旨に則り、教育課程を編成し、教育活動の充実を図っていく。		各学校	教育庁
29	◆青少年健全育成地区委員会等推進モデルの指定 ・家庭、地域社会、学校が連携し、青少年を地域ぐるみで育成する優れた取組を、「青少年健全育成地区委員会等推進モデル」として広く紹介し、地域における青少年の健全育成のための活動に活用してもらうことを目的として実施します。	・令和2年度は「新しい日常」を踏まえた青少年健全育成活動の提案モデルを作成し、リーフレット配布により周知した。 ・配布部数：約5,000部 配布先：区市町村青少年行政主管課、教育委員会等	・「新しい日常」を踏まえた取組を「推進モデル」として指定し、冊子に掲載して配布する。 ・地域における青少年健全育成活動に活用されるよう、効果的な周知を図る。		都 区市町村	生活文化局
30	◇高等学校「家庭」における保育体験活動の充実 ・都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実します。	少子化の進展を踏まえ、家庭科の学習において、実践的・体験的なコミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図っている。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、幼稚園及び保育園での体験実習を中止した学校も多い。	今後は、感染症対策を徹底した実習が実施できる施設の確保やプログラムの開発、教育研究員や東京都高等学校家庭科教育研究会等における、生徒や学校の実態に応じた実践的な事例の紹介等、多様な取組を通して、保育体験活動の充実を図っていく。		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
② 規範意識、社会性の育成						
道徳教育の充実						
31	◆「東京都道徳教育教材集」の活用 ・都内全ての公立小・中学校等で道徳授業地区公開講座を実施し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進します。	各学校では、東京都道徳教育教材集を活用するなど、道徳授業地区公開講座を実施した。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため参加者が減少した。	東京都道徳教育教材集を活用するなど、道徳授業地区公開講座の充実を図っていく。		区市町村	教育庁
32	◆都立高校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施 ・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、よりよい生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。	平成28年度より、「人間と社会」として全ての都立高校及び都立中等教育学校（後期課程）で実施した。	引き続き、全ての都立高校及び都立中等教育学校（後期課程）で実施する。		都	教育庁
33	◆学校における動物愛護等の普及・啓発 ・小学校において児童による継続的な動物飼育を円滑に実施するために、獣医師等との効果的な連携の在り方について検討し、実践する「小学校動物飼育推進校」を指定し、各推進校での成果を全都に普及・啓発していきます。	令和2年度から2年間で取り組む第IV期の推進校には、5地区6校の応募があり、その中から5校を指定した。指定校においては、いずれも獣医師と連携した継続的な取組が進められている。	推進校における取組の成果をHPで発信するとともに、推進校事業を継続的に実施していく。		都	教育庁
人権の尊重						
34	◆人権教育の推進 ・幼児、児童・生徒が、人権尊重の理念を正しく理解し、互いに尊重し、支え合いながら生き方を学ぶとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付けることができるよう、人権教育を推進します。	人権教育を推進するための考え方、人権課題等に関する実践・指導事例等を掲載した人権教育プログラムを71,500部作成し、公立学校の全教員に配布した。また、公立学校の管理職を対象とした人権教育を一層充実させるための研修会等を4回開催した。	引き続き、人権教育プログラムを作成し、公立学校の全教員に配布するとともに、東京都人権施策推進指針に示された人権課題を取り上げた研修会等を開催する。		小・中： 区市町村 高：都	教育庁
規範意識等の醸成						
35	◆「都立高校生活指導指針」 ・学校が社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けさせる指導及び生徒個々の状況に応じた生活指導の組織的な実施を目指し、「都立高校生活指導指針」を示すとともに、具体的な指導に資する指導書として「規範意識の育成に向けて」を作成しています。	各学校において、社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けさせる指導及び生徒個々の状況に応じた生活指導の組織的な実施を目指し、取り組んだ。	引き続き、学校において、組織的な生活指導に取り組んでいく。		都	教育庁

No	事業内容 (R2年計画改定時)	令和2年度実績 (事業の進捗状況)	今後の方向性 (取組)、課題	備考	実施主体	所管局
1-(4) 健やかな心と体をつくる						
アレルギー疾患対策						
36	<p>・「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進します。</p> <p>・また、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」(平成29年度作成)に基づき適切な自己管理等のための知識の普及、医療提供体制の整備、生活の質の維持・向上に向けた支援など総合的な施策を展開します。</p>	<p>○東京都アレルギー情報navi. による情報提供</p> <p>○都民アレルギー講演会 (Web) 1回 (動画再生回数 2,262回)</p> <p>○医療従事者向け研修 ・医師会委託研修 (会場) 2回 (参加者: 33名) ・アレルギー疾患治療専門研修 (Web) 4回 (参加者: 415名)</p> <p>○保育施設等職員向け ・相談実務研修 (Web) 5回 (動画再生回数: 7,283回) ・緊急時対応研修 (Web) 1回 (動画再生回数: 1,848回)</p> <p>○その他東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づき、総合的に事業を進めている。</p>	<p>・「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進します。</p> <p>・また、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」に基づき適切な自己管理等のための知識の普及、医療提供体制の整備、生活の質の維持・向上に向けた支援など総合的な施策を展開します。</p>	<p>アレルギー疾患を抱える子供や家族に対して、正しい情報を普及するため、東京都アレルギー情報navi. を広く周知する必要があります。</p> <p>現在、アレルギー疾患対策推進計画を改定準備中。</p>	都	福祉保健局
37	<p>・アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。</p>	<p>アレルギー疾患対応研修 動画配信 1回 受講者数3850人</p> <p>食物アレルギーに関する研修会 (栄養教諭・学校栄養職員対象) 2回実施 受講者数 307人</p>	<p>・アレルギー疾患の児童・生徒は、年々増加しており、新規発症により緊急時の対応が必要となる可能性が増えている。</p> <p>・アレルギー疾患に関する研修等を実施し、基礎知識の習得及び緊急時の対応能力の向上を図る。</p>		小・中： 区市町村 高：都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
体力向上の推進						
	<p>◆「総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）」（アクティブプラン to 2020）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）運動量の十分な確保 <ul style="list-style-type: none"> ・「投げる力」の強化 ・軽スポーツや障害者スポーツ等を活用した取組の推進 ・中学生「東京駅伝」大会の開催 ・児童・生徒の運動時間の十分な確保 （2）具体的な目標に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・全中学校において「アクティブスクール」を展開 ・東京都統一体力テストの活用 ・体力テスト実施日程の統一 ・児童・生徒を対象とした顕彰 ・児童・生徒の日常の身体活動量の実態把握 （3）優れた実践の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校における健康教育の推進 ・優れた取組や実践の普及 ・中学校における体力向上実践研究 ・中学校における体力向上のモデル事業の展開 ・コーディネーショントレーニングの普及 ・特色ある取組等を行い体力向上の成果をもたらした学校の顕彰 ・専門研修の充実 ・小・中学校、高等学校、特別支援学校における体育授業等の充実 ・武道・ダンスの技術力、指導力の向上 （4）部活動の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動の競技力向上 ・部活動指導員配置による部活動指導の充実と教員の勤務負担軽減 ・運動部活動指導者の技術力・指導力の向上 ・体育連盟と連携した運動部活動指導者の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する学校を対象に東京都統一体力テスト実施（943校 352,871人） ※新型コロナウイルスの状況による ・コーディネーショントレーニング地域拠点校の指定（30校） ・アクティブプラン to 2020 実践事例集の作成・配布（12,100部配布） ・体力向上推進優秀校の顕彰（小学校56校、中学校22校、高校7校、中等教育学校（前期）1校、特別支援学校3校） ・スポーツ特別強化校の指定（特別強化部29校46部、育成競技11校12部指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合的な子供の体力向上方策（第4次推進計画）」（アクティブプラン to 2020）の成果と課題を踏まえ「（仮称）TOKYOアクティブプラン」〔総合的な子供の基礎体力向上方策（第4次推進計画）〕の策定 		小・中； 区市町村 高：都	教育庁
39	<p>◆「東京都体力向上努力月間」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年10月を体力向上努力月間とし、都民一人一人の体力向上に関する意識を高めるため、幼稚園・学校、家庭及び地域が協力し、子供の体力向上の取組を強化・推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校にて、学校や地域の実態に応じ、体育授業や健康安全・体育的行事の工夫・改善、家庭・学校・地域が協力して子供の体力向上の取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校にて、学校や地域の実態に応じ、体育授業や健康安全・体育的行事の工夫・改善、家庭・学校・地域が協力して子供の体力向上の取組を推進 		小・中； 区市町村 高：都	教育庁
40	<p>◆中学生「東京駅伝大会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学2年生を対象に、学校や部活動の垣根を越え、区市町村単位で男女それぞれ選抜チームを結成し、男子42.195キロメートル、女子30キロメートルを襷（たすき）でつなぐ、区市町村対抗の駅伝競走を開催しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回中学生「東京駅伝」大会中止及び発展的に事業終了 ※新型コロナウイルスの状況による 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業終了 		都 区市町村	教育庁
スポーツを通じた心身の健全育成						
41	<p>◆オリンピック・パラリンピック教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月に「東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針」を策定し、同年4月から、都内全公立学校・園においてオリンピック・パラリンピック教育を推進しています。 ○オリンピック・パラリンピック教育の全校展開 ○発達段階に応じたボランティア活動等を推進する「東京ユースボランティア」 ○障害者スポーツの体験や交流会等を実施する「スマイルプロジェクト」 ○アスリートとの直接交流を実施する「夢・未来プロジェクト」 ○世界の多様性を学ぶとともに実際の国際交流を推進する「世界ともだちプロジェクト」 ○環境への取組を推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」 ○様々な文化に対する理解促進に向けた取組を行う「文化プログラム・学校連携事業」 	<ul style="list-style-type: none"> ○都内全ての公立学校約2300校で実施 ○東京ユースボランティア・バンクによるボランティア情報の発信 ○パラリンピック競技応援校（競技団体連携型：10校） ○アスリート学校派遣事業「夢・未来」プロジェクトの実施（98校） ○世界ともだちプロジェクトによる調べ学習や国際交流の実施、国際交流コンシェルジュによる学校支援 ○3R（リデュース、リユース、リサイクル）の具体的な行動目標を記載する啓発ポスターを作成し、全公立学校へ配布 ○文化プログラム・学校連携事業 広域活動団体型：30校 地域連携型：114校 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京2020大会開催年度の令和3年度は、大会後のレガシーを見据え、事業を継続していく。 ○実施方針では、本教育を令和3年度までの取組とし、その後、レガシーとして、長く続く教育活動として発展させていくこととしている。 		小・中； 区市町村 高：都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
2 社会形成、社会参加できる力の育成に係る施策等一覧						
2-（1）時代の変化に対応できる力の育成						
①グローバル人材の育成						
英語教育等の充実						
42	<p>◆小学校における英語教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで作成してきた英語教育に関する指導資料等の活用を図るとともに、指導主事等の学校訪問等を通して、効果的な授業方法や教材の工夫などについて指導することで、小学校における英語教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでに作成・配布した、実際の授業の進め方などを映像から学ぶことのできる「小学校第3・4学年外国語活動指導資料DVD」及び「小学校第5・6学年外国語指導資料DVD」の活用方法について、「小学校英語専科教員連絡協議会」において周知し、活用の促進を図った。 外国語担当指導主事や、英語専科教員等に学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点を「小学校英語専科教員連絡協議会」において周知するとともに、受講者が個別に実施する演習などを実施し、理解の深化を図った。 新規英語専科教員の配置校を指導訪問 「小学校英語専科教員連絡協議会」において、「学習指導要領で求められている指導」、「学習評価」、「新型コロナウイルス感染症に配慮した言語活動の工夫」について、指導に対して不安があると回答する教員の研修前と研修後の割合がそれぞれ、14%、28%、34%減少 	<ul style="list-style-type: none"> 「小学校英語専科教員連絡協議会」、新規英語専科教員の配置校への指導訪問を継続し、学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点を周知するとともに、英語専科教員の専門性向上を図っていく。 		区市町村	教育庁
43	<p>◆「少人数・習熟度別指導」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校では、4技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）のバランスのとれたコミュニケーション能力の基礎を培います。 確かな学力を身に付けるため、効果的な少人数・習熟度別指導を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図っていく。 		区市町村	教育庁
44	<p>◆JETプログラムによる外国人英語指導者の配置拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立高校では、JETプログラム※による外国人招致の拡大と在京外国人の更なる活用を図り、教員と外国人指導者による指導を充実します。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助します。 ※JETプログラム：「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「一般財団法人自治体国際化協会（クレア）」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、JETプログラムを推進しています。 JETプログラムのうち、ALT※の活用により、外国人青年を雇用した私立中学校と高等学校に対し、報酬等の経費を補助します。 ※ALT (Assistant Language Teacher) 外国語指導助手 	<p>【教育庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立学校に239人を189校に、CIR1人を本庁に配置 国等の関係機関と連携を図り、オリエンテーション、来日時研修及び指導力向上のための研修会を実施 <p>【生活文化局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度補助実績 770,919千円 	<p>【教育庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、都立学校に239人を189校に、CIR1人を本庁に配置 国等の関係機関と連携を図り、オリエンテーション、来日時研修及び指導力向上のための研修会を実施 <p>【生活文化局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き招致を希望する私立学校を支援し、グローバル人材育成を図る。 		都 公益財団法人東京 都私学財団	教育庁 生活文化局
45	<p>◆都独自教材「Welcome to Tokyo」の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 都内公立小学校3年生以上の全児童・生徒に配布し、国際理解教育の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 都内公立小学校3年生以上の児童・生徒に配布 	<ul style="list-style-type: none"> 製版製本は令和3年度で終了 令和4年度からはWEB配信へ移行 		小・中： 区市町村 高：都	教育庁
46	<p>◆「東京グローバル10」の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 意欲ある生徒の英語力を伸ばし、積極的な国際交流を行い、グローバル人材の育成を推進する先導的都立高校を指定し、教育環境の整備などを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の指定延長 新型コロナウイルス感染症感染拡大による交際交流活動の中止 		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
47	<p>◆英語以外の外国語教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立高校で、英語以外の外国語科目の実施拡大や異文化交流を行う外国語部活動を推進するなど、多様な言語が学べる環境を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、希望する都立学校15校に外国語講師（中国語、フランス語、ドイツ語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ロシア語及びイタリア語）を派遣し、部活動等で語学及び語学を伴う異文化理解に関する幅広い内容を指導の学習機会を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き部活動への講師派遣を行うとともに、オンライン（動画教材）と対面指導を組み合わせた講座の実施を検討する。 		都	教育庁
国際社会で活躍する日本人の育成						
48	<p>◆海外留学等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立高校生等を対象とした次世代リーダー育成道場により様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、広い視野や海外で通用する高い英語力、リーダーとしての自覚や世界に飛び出すチャレンジ精神を育成した上で、高校在学中の海外留学を支援します。 私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助します。 	<p>【教育庁・次世代リーダー育成道場】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第9期生定員200名に対し、252名の応募があった。 第9期生の国内事前研修を事前研修は、対面に加え、オンライン（双方向型）を活用し、コロナ禍でも研修を止めることなく18回実施した。 第8期生98名（オセアニア）がオーストラリア及びニュージーランドから帰国し、成果報告等を行った。 第8期生98名（北米）の留学プログラムは中止となった。 第9期生95名（オセアニア）の留学プログラムは中止となった。 コロナ禍において留学が中止となった研修生には、事前研修の修了者に「修了証」を発行した。 <p>【生活文化局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度補助実績 都支援による私立高校留学生数 6人 	<p>【教育庁・次世代リーダー育成道場】</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバル人材に必要な資質・能力を身に付けるため、事前研修、留学中のプログラム等を改善する。 留学の実施について、適時適切に判断する。 中止になった場合には、海外の学生との交流の機会等を提供していく。 本事業の趣旨にあった研修生の確保のため、スキームの検討を行う。 <p>【生活文化局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き私立高校が行う留学に参加する生徒を支援し、グローバル人材育成を図る。 		都 公益財団法人 東京私学財団	教育庁 生活文化局
49	<ul style="list-style-type: none"> 留学を検討する都立高校生に対し、留学フェアの開催による情報提供を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月に実施予定だった「高校生留学フェア」はコロナ禍のため、中止となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、オンデマンドで実施をした。今後も対面及びオンデマンドを併用して、実施していく。 		都	教育庁
50	<ul style="list-style-type: none"> 東京都立大学において、学生の海外への留学を支援し、世界を舞台に活躍する人材を育成するとともに、外国人留学生を受け入れ、キャンパスの国際化を推進します。 都立産業技術高等専門学校では、国際的に活躍できる技術者を育成するため、各種の海外体験プログラムを実施し、学生の国際感覚の涵養と成長機会の創出を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都立大学では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日本人学生の海外派遣及び交換留学生の受入は中止となった。 一方で、Twitter等を用いた海外派遣奨学金プログラムの周知や、交換受入留学生向けの英語開講科目の拡充を図る等、今後の事業再開を見据えた各種取組を着実に実施するとともにオンラインの活用等を検討した。 都立産業技術高等専門学校では、令和2年度は海外渡航ができなかったため、海外体験プログラムをオンラインを活用した内容に変更して実施、もしくは一部は中止となった。厳しい状況の中、出来得る最善の対応を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都立大学では、引き続き日本人学生の海外派遣や留学生の受入再開を見据えた準備等をオンラインの活用も含め実施していく。 都立産業技術高等専門学校では、海外体験プログラム（GCP及びIEP）は継続して年間70名の参加者を目標とするが、今後も海外渡航が行えないこと等を考慮した内容の検討を行う。 		東京都公立 大学法人	総務局

No	事業内容 (R2年計画改定時)	令和2年度実績 (事業の進捗状況)	今後の方向性 (取組)、課題	備考	実施主体	所管局
51	◆東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」開設 (平成30年9月) ・英語だけを使用する環境を創出し、小・中・高校生等の英語力の向上や異文化理解を促進します。	・令和2年度は、約3万人が利用した。	・多くの学校が利用し有意義な体験ができるよう、事業者とともに内容の充実を図る。また、より多くの生徒が利用できるよう、施設・サービスの意義や内容、メリットについて、幅広く発信し、学校を中心に活用を促していく。		都	教育庁
52	◆国際バカロレアの取組 ・都立国際高校で、平成27年度に国際バカロレア機構から「国際バカロレア」※の認定を取得し、国際的に認められる大学入学資格 (フルディプロマ) の取得による海外大学進学を進め、国際社会で活躍する人材を育成しています。 ※国際バカロレア: スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた学校の課程を修了し、統一試験に合格した生徒に対し、海外大学への進学資格を付与する仕組みです。 国際バカロレアのプログラムには、PYP (初等教育プログラム)、MYP (中等教育プログラム)、DP (ディプロマ・プログラム) の3つがあり、このうち海外大学への進学資格を取得できるのはDPです。	・令和2年度 (第4期生) はフルディプロマ取得率100.0%を達成した。	・IBコースにおける授業実践及び進学指導等から得られた成果や課題を踏まえ、引き続きIBの教育プログラムによる授業を実施していく。 ・また、IBコースについて、将来的にも持続可能な運営体制を構築するため、IBのカリキュラムに対応できる教員を計画的に育成・確保していく。		都	教育庁
53	◇Diverse Link Tokyo Edu ・国内外の大学、企業、国際機関等と都立高校等をつなぐプラットフォーム「Diverse Link Tokyo Edu」を発展させ、高校生国際会議や英語で探究的に学ぶ「Tokyo Leading Academy」などを展開します。 【拠点校 南多摩中等教育学校、共同実施校 白鷗高等学校・附属中学校】	・令和2年度は、拠点校及び共同実施校で高度な学びに取り組んだ。また、多様な企業・団体等との連携の仕組みである「協働機関バンク」を発足した。	・令和3年度が事業の最終年度となる予定だったが、令和4年度まで延長し、取組の充実化と関連事業との整理を進める方向で検討する。		都	教育庁
日本人としての自覚と誇りの育成						
54	◆外国人との交流 ・外国人との様々な交流の機会を設け、互いの文化体験や日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際的な人材を育成します。	・令和2年度は、国際交流コンシェルジュ事業や海外学校間交流推進事業等を通じて大使館や地域の留学生、在京外国人、海外の学校等との交流を推進した。	・引き続き大使館や海外の学校等との交流を推進する。		小・中： 区市町村 高：都	教育庁
55	◆国際社会に生きる人材の育成 ・東京都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の活用により、日本及び東京の伝統・文化、歴史等を理解させるとともに、その魅力を英語で発信できる力を育成する取組を一層推進します。 ・本物の伝統芸能に親しむことを通じて、我が国の伝統・文化に対する理解を深め、その内容を他者に発信していく力を養うため、全ての都立高校において伝統芸能を鑑賞する機会の充実を図ります。	・ (再掲) 都内公立小学校3年生以上の児童・生徒に配布 ・ 伝統芸能を鑑賞する令和2年度は、コロナ禍により中止	・ (再掲) 製版製本は令和3年度で終了 ・ 令和4年度からはWEB配信へ準備・移行 ・ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施形態の変更し、オンライン配信型で実施。 ・ 令和4年度は、集合型、オンライン配信型に加え、学校派遣型による事業実施を行う。	(伝統芸能鑑賞教室) 本事業は、来年度で事業終了	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
②科学技術を担う人材育成						
小・中学校における理数教育の推進						
56	◆「小学生科学展」 ・全都から選ばれた小学生が、理数に関わる研究成果を展示・発表します。	全62区市町村と都立特別支援学校1校からの参加があった。開催直前に緊急事態宣言となり、展示発表は中止となった。	継続して、本事業を実施していく。		都	教育庁
57	◆「東京ジュニア科学塾」 ・科学に高い興味・関心がある小・中学生が、科学の専門家から指導を受けます。	感染症拡大防止の観点から会場に参集しての講演会は中止とした。このような状況であっても最先端の科学に触れることができる講演会に、より多くの児童・生徒が参加できるように第3回のみオンラインで開催し、327名の児童・生徒が参加希望があった。	感染症拡大防止対策からオンラインでの開催を検討する。		都	教育庁
58	◆「中学生科学コンテスト」 ・中学生の理科・数学に対する意欲・能力をさらに伸長するとともに、科学好きの中学生のすそ野を広げるため、理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨するコンテストを開催します。	感染症拡大防止のため中止となった。	感染症拡大の状況を見て、可能な範囲で実施していく必要がある。		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
59	◇「理数教育支援推進事業」 ・推進地域における理科教育施策の整理・充実を支援するとともに、児童・生徒の関心・意欲や教員の指導力の向上につながる推進地域での効果的な施策を全都に普及することにより、東京都全体の児童・生徒の理科における基礎学力の定着を図ります。	5地域が3年間の実施計画を策定し、理科教育の推進に取り組み、成果をHPで発信した。	指定された5地域において、各地区それぞれの課題を一定程度達成したため、事業終了する。		区市町村	教育庁
都立高校等における取組						
60	◆「理数リーディング校」の指定 ・「理数リーディング校」を指定し、新学習指導要領における「理数探究」について先進的に研究開発を行います。主体的な探究活動を行う新たな選択科目の学習内容や学習方法、指導法について研究し、数理横断的なテーマに徹底的に向き合い考え抜く力を育成する取り組みを行っています。	・指定3校中1校が令和3年度より文科省指定のスーパーサイエンスハイスクールに採択 ・指定3校中1校が令和3年度より理数教育重点校に指定	・令和2年度で事業終了 ・令和3年度より理数教育重点校事業を実施		都	教育庁
61	◆科学の甲子園東京都大会、研究発表会 ・「科学の甲子園東京都大会」を開催し、学校対抗で科学技術・理科・数学等の複数分野の競技を実施し、生徒同士の競い合いや活躍の場を構築します。 ・「研究発表会」における「理数リーディング校」や「SSH（スーパーサイエンスハイスクール）」、「理数研究校」などの成果発表を中学生等に公開します。	・科学の甲子園東京都大会は新型コロナウイルス感染症のため中止 ・研究発表会をオンライン開催に変更して実施 ・54団体（50校、理数研究ラボ4チーム）、369人参加 ポスター発表69件、プレゼン発表7件実施	・新型コロナウイルス感染症対策を施した事業の運営 ・探究の過程を意識した競技の工夫 ・成果の公表・発表生徒間の交流の工夫		都	教育庁
62	◇都立産業技術高等専門学校（品川キャンパス） ・電子情報工学コースの3年生から5年生を対象に、首都東京の情報セキュリティを担う人材の育成を目的とした、実習を主体とした情報セキュリティ技術者育成プログラムを開設しています。	・情報セキュリティ技術者育成プログラムは平成30年度に第1期修了生10名を輩出、令和2年度の本科9名及び専攻科で初の3名の修了生を加え、これまで25名の修了生を輩出し、その多くが情報セキュリティ関連企業へ就職している。	・今後も引き続き、情報セキュリティ技術者を育成する。 なお、令和5年度以降は都立産業技術高等専門学校品川キャンパスのコース再編により誕生する「情報システム工学コース」において、より充実した教育を提供していく。		東京都公立大学法人	総務局
63	◇Society 5.0時代の人材育成 ・都立産業技術高等専門学校においては、AIやIoT、ビッグデータ等を活用した新しいものづくりを牽引する人材の育成に取り組めます。 ・東京都立大学においては、イノベーションを生み出す先端技術の専門人材の育成に取り組めます。	・都立産業技術高等専門学校では、具体的な取組みとして、いずれも令和3年度からのスタートに向け、品川キャンパスにおいてはコース再編を行い、「AIスマート工学コース」「情報システム工学コース」の準備を、また荒川キャンパスにおいては、分野横断型の医工連携教育・研究プロジェクト立上げの準備を、それぞれ行った。 ・東京都立大学では、全学生がデータサイエンスや機械学習の基礎を学ぶことができる教育プログラムの検討に着手した。	・都立産業技術高等専門学校では、両キャンパスの取組みが軌道に乗るように努め、よりよい人材育成に注力する。 ・東京都立大学では、令和4年度に数理・データサイエンス副専攻コースを開設予定である。		東京都公立大学法人	総務局

No	事業内容 (R2年計画改定時)	令和2年度実績 (事業の進捗状況)	今後の方向性 (取組)、課題	備考	実施主体	所管局
③ 情報教育等の推進、ICT (情報通信技術) 活用能力						
情報教育等の推進、ICT (情報通信技術) 活用能力						
64	◇TOKYOスマート・スクール・プロジェクト ・子供たちの学ぶ意欲に応え、子供の力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育のICT化を推進します。	○デジタル学習環境の整備 ・BYOD方式による一人1台端末の整備について、平成30年度から実証実験を行い、令和2年度より都立学校全校にて導入 ・校内無線LAN環境を令和2年度に87校を整備のうえ、令和3年度中に残りの168校の整備を完了し常時接続可能なデジタル学習環境を構築 ・同時双方向のオンライン学習はもとより、これまでの授業にデジタルを組み込み、協働編集や意見集約等を容易にすること等により協動的な学びを促進する ため、令和2年度から統合型学習支援サービス(ソフト)の利用を開始。 ・区市町村立学校については令和2年度中にほぼ全ての学校で一人1台端末整備、校内LAN整備を完了。(端末) ○各校におけるデジタル利活用体制の構築支援 ・デジタル学習環境整備と併せて、トラブルに迅速に対応し、安定した活用を支援するとともに、専門的見地から活用法の改善や新たな活用法について支援するため、デジタルサポーター(ICT支援員)を都立学校全校へ配置(巡回含む) し、教員の技術面の習熟や授業におけるICTの活用方法の理解促進などを支援。 ・デジタル利活用の意義等を伝える管理職向け研修を実施。現在は、都内全公立学校各校においてデジタル活用推進の中核を担う教員を育成する「教育イノベーションを実現するための研修」を実施している。これらの取組により、各校において校長や中核教員のリーダーシップのもと、デジタル活用を推進。	国や社会全体のDX(デジタルトランスフォーメーション)の進展なども踏まえ、教育のデジタル化を進めるTOKYOスマート・スクール・プロジェクトを推進 <DXの進展に合わせた端末・通信環境の整備> ・社会全体のデジタル活用が急速に進展する中、教育分野では今後、デジタル教科書やAI教材など、デジタルを活用する場面がさらに拡大していく。 そのため、学習に適した性能を持つICT機器を活用し、一人一人の興味関心に応じた深い学びや社会と繋がる協動的な学びを展開していく必要がある。 ⇒ デジタルを活用した学びを止めないため、今後のデジタル活用状況を踏まえ、高校段階における保護者負担による一人1台端末を整備、必要な通信容量の増強等、環境整備につなげていく。 <データ活用研究・分析体制の強化> ・令和2年度から統合型学習支援サービス(ソフト)が導入され、令和4年度からは統合型校務支援システムの稼働が予定されている。今後、これらのシステム等の活用が進む中で、膨大な学習系データや校務系データが蓄積されていくこととなる。 ⇒ 蓄積された学習系・校務系データを活用していく研究・分析体制を大幅に強化するとともに、学習ログを活用したエビデンスに基づく指導や、ビッグデータに基づく授業改善等、様々な教育データのリアルタイムの表示等を実現するための教育用ダッシュボードを開発し、個別最適な学びの実現につなげていく。		都	教育庁
65	◆学校教育におけるICT環境整備の促進 ・学校教育におけるICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習の意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成します。	【生活文化局】 ・令和2年度補助実績 836,016千円	【生活文化局】 ・引き続き私立学校における最新のデジタル教育環境整備の支援を図る。	【教育庁】 都内公立学校のICT環境の整備はTOKYOスマート・スクール・プロジェクト(N064)の中で実施している。	都 公益財団法人東京 都私学財団	教育庁 生活文化局
66	◆情報モラル教育の推進 ・「SNS東京ルール」に基づき、スマートフォンやSNSを適切に活用することについて、児童・生徒が主体的に考えさせる指導を行います。	情報モラル補助教材「SNS東京ノート」をより現代的な課題に対応した事例を掲載し、都内公立学校の全児童・生徒に配布	情報モラル補助教材「SNS東京ノート」一人1台端末で日常的に活用できるよう、電子コンテンツ化し情報教育ポータルサイトで公開する。		小・中： 区市町村 高：都	教育庁
67	◆情報教育に関する啓発・指導等 ・都内全公立学校を対象に学校非公式サイトを巡回し、不用意な書き込みにより自分や他人の個人情報情報を漏らさないよう子供を守ります。	都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を実施。巡回監視実施校数2136校、1247件の検出された不適切な投稿等に対して削除等の指導を実施した。	引き続き都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については、緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校・区市町村教育委員会等へ情報提供等を行う。		小・中： 区市町村 高：都	教育庁
68	◆「ファミリールール講座」 ・ネット利用に起因する「自撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらから身を守るための講座を開催し、家庭でのルール作りの推進や、生徒自身による自主ルール作りの支援、大学生を活用したグループワークなどを実施します。	・令和2年度はコロナ禍により、当初予定していた年間の講座スケジュールが全件キャンセルとなりましたが、申込者の要望を取り入れて感染防止対策を徹底することで改めて申込みを受け付け、着実に運営しました。 ・講座開催：649回(参加者：63,934人)	新型コロナウイルス感染状況や青少年のインターネット利用状況等の社会情勢を踏まえつつ、引き続き着実な講座の運営に努めます。		都	都民安全 推進本部

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
2-（2）社会貢献の精神の育成						
社会貢献意識（とその実践力）の育成						
69	◆小・中学校における奉仕活動の促進 ・子供たちが、社会に奉仕することの意義への理解を深めたり、公共のために役立とうとする意欲を高めたりするための、道徳教育の充実を推進しています。	各学校で、道徳教育において「勤労、公共の精神」の項目についても、取り上げている。	引き続き、社会に奉仕することの意義への理解を深めたり、公共のために役立とうとする意欲を高めたりするための、道徳教育を推進する。		区市町村	教育庁
70	◆都立高校の教科「人間と社会」の推進 ・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、よりよい生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。	(再掲 方針 I : No. 32)	(再掲 方針 I : No. 32)		都	教育庁
71	◆環境教育の推進 ・環境教育に関する指導資料の作成等を通して、児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働き掛ける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図ります。	令和2年度に作成した環境教育教材の活用を促進するための補助資料を作成するとともに、一人1台端末を活用する授業展開の略案を作成しHPで公開した。	2030年にカーボンハーフ達成を目指して、カーボンハーフ教育推進事業として新規で予算要求している。		都	教育庁
72	◆防災教育の推進 ・全ての全日制及び一部の定時制の都立高校において、一泊二日の宿泊防災訓練を実施しています。また、被災地等を訪問し、復興支援に関わるボランティア活動や、災害地の人々との交流活動等を通して、災害への高い使命感と奉仕の精神を併せもった人材の育成を図っています。	生徒による防災活動支援隊を全校で編成し、「自助」の実践力向上を図った。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、一泊二日の宿泊防災訓練は中止した。	令和3年度より一泊二日の宿泊防災訓練に代わり、地域と連携した防災訓練と避難所設営・運営訓練を実施する。また、防災教育研究指定校を指定し、防災活動の充実を図る。		都	教育庁
2-（3）健康・安全に生活できる力を養う						
健康教育の推進						
73	◆心の健康づくり ・心のケアを十分に行い、問題行動等（思春期特有の問題、集団への不適応、拒食症、うつ状態、性の問題行動、いじめ、暴力行為、自殺）、不登校などの未然防止及び解決に取り組みます。 ・全校に配置したスクールカウンセラーを活用して相談体制を整備します。	・都内全小・中・高等学校へのスクールカウンセラーの配置 ・都内全公立学校において、スクールカウンセラーによる全員面接を実施 ・コロナ禍における児童・生徒の心のケアを図るため、希望する学校を対象として、スクールカウンセラーの追加派遣を実施	相談しやすい環境を早期に構築するためにも、全員面接を、できるだけ年度当初に実施する必要がある。		小・中： 区市町村 高：都	教育庁
74	◆性感染症予防 ・児童・生徒が性に正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、平成31年3月に「性教育の手引」を改訂し、性感染症予防を含む性教育の実施を支援しています。	・改訂した「性教育の手引」の活用、産婦人科医の専門的な見地を踏まえて分かりやすく解説した映像教材を活用した性教育の授業の実施（19校）、体育健康教育担当指導主事連絡協議会等で周知	・改訂した「性教育の手引」の活用、産婦人科医を活用した性教育の授業の実施（30校）、体育健康教育担当指導主事連絡協議会等で周知		小・中： 区市町村 高：都	教育庁
75	◆食物アレルギーの事故防止 ・アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進します。	(再掲 方針 I : No. 37)	(再掲 方針 I : No. 37)		小・中： 区市町村 高：都	教育庁
76	◆喫煙・飲酒・危険ドラッグなど薬物乱用防止教育の推進 ・危険ドラッグをはじめとする薬物は、自らの心身をむしばむだけでなく、他人をも傷つけ、依存によりやめられなくなる恐れも強く、社会の安心・安全にも影響を及ぼすことを理解できるように指導します。 ・未成年の喫煙・飲酒が体に悪影響を及ぼし、生活習慣病の要因ともなることなど、正しい知識を普及します。 ・児童・生徒が正しい知識を身に付け薬物乱用を決して行わないよう、薬物乱用防止教育を進めていきます。	・薬物乱用防止高校生会議（福祉保健局主催の事業）の取組を通して、高校生会議に参加した生徒が中心となり、薬物乱用防止に関するリーフレットを作成、配布し、薬物乱用防止に係る指導を徹底、体育健康教育担当指導主事連絡協議会等で周知	・高校生会議に参加した生徒が中心となり、薬物乱用防止に関するリーフレットを作成、配布し、薬物乱用防止に係る指導の徹底、体育健康教育担当指導主事連絡協議会等で周知		小・中： 区市町村 高：都	教育庁
77	◆公立学校における食育の推進 ・栄養教諭等を活用し、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるようになります。 ・学校給食に地場産物を活用したり、地域生産者との連携を図るなど、食育に関する実践を行うことで、地域の産業や食文化等に対する児童・生徒の理解を深めます。	(再掲 方針 I : No. 5)	(再掲 方針 I : No. 5)		小・中： 区市町村 高：都	教育庁

No	事業内容 (R2年計画改定時)	令和2年度実績 (事業の進捗状況)	今後の方向性 (取組)、課題	備考	実施主体	所管局
HIV/エイズについての普及・啓発活動						
78	◆相談機関等の周知 ・保健所や「東京都HIV/エイズ電話相談」での相談、大学・保健所等への啓発用ポスターやリーフレット等の配布、講演会の実施など、広く啓発を行います。	・保健所における相談件数 6,962件、「東京都HIV/エイズ電話相談」における相談件数 5,692件 ・「エイズ予防月間(11月16日~12月15日)」に、ポスター(32,339枚)及びリーフレット(127,227枚)を保健所・学校・医療機関・企業等(6,257か所)に配布 ・検査場を一覧にした「保健所マップ」の作成・配布(40,000部) ・検査情報専用ホームページ「東京都HIV検査情報Web」の運営 ・人事・労務・障害者雇用担当者向け講演会については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止したが、ライブ&トークイベント「Words of LOVE」に講演会の要素を取り入れ、YouTube配信により実施した。	・令和3年度の人事・労務・障害者雇用担当者向け講演会については、オンラインによる講演会を開催予定 ・引き続き、広く啓発を行う。		都 区市町村	福祉保健局
79	◆エイズ啓発拠点事業(ふぉーていー) ・若年層がHIV/エイズの予防について学び、自発的に感染予防行動を取るための大切さを伝えるため、啓発イベントの開催や地域のイベントへの参加を通じて、若年層への働きかけを行うとともに、都内各地の青少年センターや大学等に出向き、啓発活動を実施します。 ・自主的な啓発活動に取り組む学生団体やボランティア団体等からの相談を受け、助言等を行うとともに、団体同士の協力関係を構築するためのネットワーク会議を実施します。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、啓発イベントの開催や地域のイベントへの参加は中止となったが、代替として啓発動画を作成し、YouTubeでオンライン配信を行った。 ・青少年センター(14施設、31回)、大学等(3施設、4回) ・ネットワーク会議の実施(9回)	・SNSやWebシステムを活用した、効果的な啓発活動の導入について検討する。		都	福祉保健局
80	◆東京都エイズ・ピア・エデュケーション事業 ・同年代の若者同士が、HIV/エイズや命の大切さについて一緒に学び、考える普及啓発活動への支援として、養成講座を受講した「ピア・エデュケーター」を学校や地域の活動に派遣します。	・エイズ・ピア・エデュケーター・ブラッシュアップ研修の実施 ・エイズ・ピア・エデュケーター養成数 0件 ・エイズ・ピア・エデュケーション実施回数 2件 ・エイズ・ピア・エデュケーション受講者:176名	・Webシステムや動画を活用するなど、様々な手法によるピア・エデュケーションを実施していく。		都	福祉保健局
安全教育・防災教育						
81	◆「安全教育プログラム」 幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成します。 ・教師向け実践的指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校全教員に配布しています。 ・高等学校における交通安全教育の充実を図るため、教師用指導資料「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を作成し「安全教育プログラム」に掲載しています。 ・幼児・児童・生徒に、自らを守り、他者や社会を支える安全対応能力を育成できる指導者を養成する「学校安全教室指導者講習会」を開催します。	・「安全教育プログラム(令和2年3月)」を都内公立学校全教職員に配布した。(71,500部) ・各教科等の特質に応じた実践事例を充実させるとともに、「日常的な安全指導」の充実を図るため「一声指導の事例一覧」を掲載した。	・引き続き、児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう学校における安全教育の推進を図る。		小・中： 区市町村 高：都	教育庁
82	◆「防災ノート～災害と安全～」 ・防災教育の推進 「防災ノート～災害と安全～」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実や、都立高校における宿泊防災訓練の実施等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成します。 また、国立・私立学校においては、「防災ノート～災害と安全～」の配布や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行います。	【教育庁】 ・「防災ノート～災害と安全～」を作成し、都内全ての国立・私立学校の児童・生徒に配布した。 ・防災ポータルを開設し、様々な防災に関する情報を発信した。 【生活文化局】 ・都内私立学校に「防災ノート～災害と安全～」約110千冊を配布	【教育庁】 ・防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」のデジタル教材化を図る。 【生活文化局】 ・引き続き私立学校に「防災ノート～災害と安全～」を配布し、都内私立学校の防災力向上のための取組に対する支援を図る。		小・中： 区市町村 高：都	教育庁 生活文化局

No	事業内容 (R2年計画改定時)	令和2年度実績 (事業の進捗状況)	今後の方向性 (取組)、課題	備考	実施主体	所管局
2-(4) 多様な交流機会の確保						
地域の居場所づくり						
83	◆児童館 ・地域の児童館では、遊びを通じて情操の涵養や健康づくりに取り組んでいます。 ・乳幼児から中高生までの居場所づくりを支援します。	・児童館数:591館 (令和3年3月31日現在) ・東京都児童館等職員研修の実施 ・児童館環境整備事業補助 令和2年度実績 10区市 ・東京都児童館等連絡協議会の開催 (令和2年度実績:計1回(書面開催))	引き続き、各地域における児童館の整備や人材育成等を支援していく。		区市町村	福祉保健局
84	◆新・放課後子ども総合プラン ・学童クラブや放課後子供教室など、地域社会の中で、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。 ・放課後子供教室の実施を推進し、地域の人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等、様々な機会を提供します。 ・区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)の供給体制の整備を支援し、就業などにより、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図ります。	【福祉保健局】 ・福祉保健局、教育庁、区市町村職員で構成する「東京都放課後子供総合プラン推進委員会」を設置し、学童クラブや放課後子供教室の職員に対する研修事業等を実施(令和2年度:3回実施) ・年間250日以上開所する放課後子供教室との一体型として実施し、一定の要件を満たす学童クラブを「都型一体型学童クラブ」とし、運営費の一部補助を実施(令和2年度:4区市でモデル実施) ・学童クラブ数:1,907クラブ 学童クラブ登録児童数:115,270人 (いずれも令和2年7月1日現在) 【教育庁】 放課後子供教室:1,270箇所、1,212小学校区で実施(中核市含む)。	【福祉保健局】 ・引き続き、各地域における学童クラブや放課後子供教室等の活動を推進する。 ・都型一体型学童クラブ事業については、モデル実施の効果を踏まえ、令和3年度から本格実施する。 【教育庁】 放課後子供教室の設置数だけでなく質の充実(終了時間の延長支援や多様なプログラムの展開等)も図りながら、人材育成のための研修機会や情報提供を充実させる取組を実施する。		区市町村	福祉保健局 教育庁
自然体験・スポーツ・文化活動の推進						
85	◆青少年教育施設(「東京スポーツ文化館」、「高尾の森わくわくビレッジ」) ・青少年の自立と社会性の発達を支援するための施設として、文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設、宿泊施設等を備えたユース・プラザを設置しています。	各施設の利用サービスの提供、それぞれの施設の特徴を生かしたユース・スクエア事業、社会教育事業や文化・スポーツ教室を実施し、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供	引き続き、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供		都	教育庁
86	◆「地域スポーツクラブ」の設立・育成 ・子供から高齢者、障害のある人を含め、誰もが身近にスポーツに親しむことができる場である地域スポーツクラブの設立・育成を支援します。	57区市町村 146クラブ (23区:69クラブ、25市:68クラブ、4町:4クラブ、5村:5クラブ)	本事業は、地域住民が主体となる地域スポーツ推進の仕組みを構築するものであり、設置拡大に向けては、地域の実情に即した課題もあるが、引き続き未設置地区に対する働きかけを行う。		都 区市町村	オリンピック・パラリンピック準備局

No	事業内容 (R2年計画改定時)	令和2年度実績 (事業の進捗状況)	今後の方向性 (取組)、課題	備考	実施主体	所管局
87	◆子供向け舞台芸術参加・体験プログラム ・子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家とふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施します。	伝統芸能(こども芸能体験ひろば)、児童演劇(ふれあいこどもまつり)、音楽(子どもたちと芸術家の出あう街)の3つのプログラムを実施 ・こども芸能体験ひろば メイン公演・ワークショップ 273人 アウトリーチ 88人 ・ふれあいこどもまつり メイン公演・ワークショップ 1,436人 アウトリーチ 1,773人 ・子どもたちと芸術家の出あう街 メイン公演・ワークショップ 1,897人 アウトリーチ 284人	引き続き、公演等を企画・実施し、子供たちが舞台芸術に親しみ、芸術家とふれあうことができる機会を提供していく。		都	生活文化局
88	◆芸術文化を通じた子供たちの育成 ・子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を制作・発表する機会を提供します。	ワークショップ参加者数 4,506人 鑑賞者数等 9,336人	今後とも、子供たちが芸術文化に触れる機会を多く提供していく。		都	生活文化局
社会参加・社会貢献活動の推進						
89	◆都立高校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施 ・人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」において、多様な体験活動や演習を通じて、生徒の道徳性を養うとともに、よりよい生き方を主体的に選択し、行動できる力を育成します。	(再掲 方針 I : No. 32)	(再掲 方針 I : No. 32)		都	教育庁
90	◆地域の底力再生事業助成について ・地域の課題を解決するために町会や自治会が行う取組を支援する事業において、青少年の健全育成活動を行う取組も助成の対象としています。	令和2年度は、年間で5回募集を行った。 ・助成対象事業数：261件	令和3年度は、従来の「高齢者の見守り活動」区分について、子育て世帯や子供を対象とした見守り活動も対象に追加し、制度の拡充を行った。	事業名称は、H29年度より「地域の底力発展事業助成」に変更	都	生活文化局
91	◆おもてなし親善大使 ・おもてなしの心を持って外国人旅行者に東京の魅力を伝える中高生のボランティアを「おもてなし親善大使」とし、活動を支援しています。	・これまで任命したおもてなし親善大使を対象とし、活動及び研修を9テーマ全24回実施した(延べ参加人数：361名)。	・「おもてなし親善大使」の任命・育成を継続して実施していく。		都	産業労働局
3 社会的・職業的自立を支援に係る施策等一覧						
3- (1) 就業能力・意欲の習得の促進						
就業能力・意欲の習得						
92	◆中学校の職場体験 ・全ての公立中学生が、地域の商店や地元の民間企業、公的施設等の職場で、仕事を体験する取組を進めます。	学習指導要領に位置付けられ、各区市町村で実施している。令和2年度はコロナ感染症拡大のため、約8割の区市町村の学校で中止となった。	感染症拡大の状況を見て、可能な範囲で実施していく必要がある。		都 区市町村	教育庁
93	◆インターンシップ ・一部の都立高校においては、「人間と社会」における体験活動として、インターンシップを実施します。 ・国際ロータリークラブと連携したインターンシップ事業を実施します。	・令和2年度はコロナ禍のため実施せず。	・令和3年度は事業所でのインターンシップはコロナ禍のため実施せず。 ・希望する学校に国際ロータリーから講師を派遣し、職業に関する講話等を実施する。	・令和4年度以降は感染状況を踏まえて国際ロータリーと協議する。	都	教育庁
94	◆企業・NPO等と連携した社会的・職業的自立支援教育プログラム ・都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けるためのプログラムを導入しています。	平成30年度から葛西工業高校、多摩工業高校にデュアルシステム科を追加設置し、令和3年3月に卒業生を輩出することができた。 対象校：普通科高校を中心とした138校 支援団体数：51団体 提供プログラム数：104プログラム	引き続き、六郷工科、葛西工業、多摩工業の3校でデュアルシステム科を運営していく。 令和4年度から高等学校で本格実施される「総合的な探究の時間」に対応したプログラムの開発		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
3-（2）職業教育、職業訓練の充実						
専門高校						
95	<p>◆国際関係に関する学科</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な国や地域の文化等を学ぶ国際理解教育や英語などの外国語教育を通じて、調和のとれた国際感覚を身に付け、国際社会で活躍できる人間を育成する学科です。 ・国際高校では、多数の海外帰国生徒や在京外国人生徒が在学し、国際色豊かな教育環境や学校行事が特色です。国際高校には、海外大学進学を目指す「国際バカロレアコース」を設置しています。 ・大島海洋国際高校では「海洋国際科」として、「船」「海洋」「寄宿舎」という教育環境を生かし、実践的な海洋教育やグローバル人材の育成に力を入れています。（大島海洋国際高校では、国際社会で活躍できる海洋人材の育成を目指して令和3年4月からの学科改編を予定しています）【国際、大島海洋国際】 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策に係るBCPのため、大島海洋国際高校の学科改編を1年後ろ倒しとして、令和4年3月からとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際社会で活躍できる海洋人材の育成に向けた教育内容を展開していく。 		都	教育庁
96	<p>◆科学技術高校（科学技術科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っています。【科学技術、多摩科学技術】 	（再掲 方針 I : No.13）	（再掲 方針 I : No.13）		都	教育庁
97	<p>◆産業高校（産業科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指すとする志あふれる人間を育成する教育を行っています。【橘、八王子桑志】 	（再掲 方針 I : No.14）	（再掲 方針 I : No.14）		都	教育庁
98	<p>◆デュアルシステム科</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業（仕事）に就くことができます。【六郷工科、葛西工業、多摩工業】 	平成30年度から葛西工業高校、多摩工業高校にデュアルシステム科を追加設置し、令和3年3月に卒業生を輩出することができた。	引き続き、六郷工科、葛西工業、多摩工業の3校でデュアルシステム科を運営していく。		都	教育庁
99	<p>◆進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っています。【千早、大田桜台】 	（再掲 方針 I : No.15）	（再掲 方針 I : No.15）		都	教育庁
100	<p>◆総合芸術高校（芸術科）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術の各分野において高度な専門性をもちつつ、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する教育を行っています。【総合芸術（音楽科、美術科、舞台表現科）】 	・1校	事業継続		都	教育庁
101	<p>◇都立産業技術高等専門学校（荒川キャンパス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空宇宙工学コースの2年生から5年生を対象に、航空整備技術を有し、かつ技術知識レベルの高度化に対応できる人材の育成を目的とした、航空技術者育成プログラムを開設しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空技術者育成プログラムでは令和元年度の第1期生7名に続き、令和2年度にも7名の修了生を輩出している。コロナ禍で状況が厳しい中、全員が航空機関連企業への就職や関連する大学への進学等を果たした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初目標の「令和4年度までの修了者20名以上」を大きく上回ることが予想されており、関連する企業からの評価も高い（インターンシップ、就職実績等による）。今後もインターンシップ企業の開拓や指導体制の整備を確実に行う。 		東京都公立大学法人	総務局
産業界のニーズに応えるカリキュラム等の実施						
102	<p>◆デュアルシステムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と企業が協力をして、生徒を育成する職業教育を行っています。企業が必要とする実践的な技能・技術を企業実習等で身に付け、企業と生徒の合意があれば、卒業後に就業訓練を行った企業に就職することも可能で、より自分に合った職業（仕事）に就くことができます。 	デュアルシステム科以外でデュアルシステムを推進する工業高校において、短期インターンシップ、長期休業訓練等を実施した。一部のインターンシップは新型コロナウイルス感染症対策による学校の休校、企業の休業等により実施できなかった。	引き続きインターンシップや長期就業訓練を実施し、生徒の職業観の育成等に努めていく。		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
103	<p>◆都立高校と職業訓練機関との連携</p> <p>・職業能力開発センター等において、ものづくり教育及びものづくりを支える人材を育成するため、都立高校生を対象とした資格取得等の講座を実施しています。</p>	<p>【産業労働局】</p> <p>・高校生向け実習講座 370名</p> <p>【教育庁】</p> <p>・令和2年度は、都立高校生を対象として54講座を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、12講座を中止した。</p>	<p>【産業労働局】</p> <p>・継続実施</p> <p>【教育庁】</p> <p>・都立高校の特色や実態に合わせ、学校では実施できない実習や資格取得等の講座を継続して実施する。</p>		都	産業労働局 教育庁
104	<p>◆企業OBを含めた熟練技能者の活用</p> <p>・工業高校入学生のものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演等を行う「ものづくり人材育成プログラム」を実施します。</p>	<p>・工業系高校全20校で実施した。各校の特色や学科の特徴、生徒・教員の実態に合わせ、熟練技術者や人間国宝による実演、講演を実施した。例）木材加工、金属加工、溶接技術、伝統工芸彫金技術、ものづくりに関する講演等</p>	<p>・継続して工業系高校全20校で実施予定。熟練技術者等外部人材を活用し、専門高校生の実践的な技術力の向上高度な技術の習得のための教育プログラムを開発する。ものづくり教育に係る教員の指導力の向上を図る。</p>		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
複線型ものづくり人材育成ルートの構築						
105	◆都立産業技術高等専門学校 ・都立産業技術高等専門学校では、産業を支え、現代社会が抱える諸問題に実践的に取り組むことのできる「ものづくりスペシャリスト」を育成しています。ものづくり技術の修得を図るため、実技科目の時間には総開講単位数の約3割を配分しています。	・コロナ禍による登校の制限や遠隔授業の導入などの条件の中、「ものづくりスペシャリスト」の育成を目指し、分散登校期間中も実技科目の対面授業を優先して実施した。	・継続して約3割の実技科目を配分する。実技内容については、産業や社会の要求に即した技術者の育成につながるものとして継続的に見直していく。		東京都公立大学法人	総務局
106	◆工業高校から高等専門学校への編入促進 ・都立工業高校から都立産業技術高等専門学校への編入枠を設定するとともに、編入学後の生徒が円滑に高専での学習に適應できるよう、入学予定者に数学等の補講を実施しています。	【教育庁】 工業科高校へ高等専門学校への編入について周知し、希望する生徒の編入について調整した。 【総務局】 ・都立工業高校校長会の推薦を経て、令和2年度は4名の編入学が決定した。編入者に対しては12月から3月にかけて、数学及び専門科目の補講を行い、入学後の学習準備を支援した。	【教育庁】 引き続き、制度の周知を図るとともに、希望する生徒の編入について支援していく。 【総務局】 ・入学者数は年度により変わるが説明会参加者は一定数あるため、引き続き編入者を受け入れ、ガイダンスや補講等円滑な学校生活となる支援を行う。		東京都公立大学法人	教育庁 総務局
職業訓練						
107	◆若年者に対する職業訓練の充実 ・30歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練として若年者就業支援科を設置し、若年者の就業を支援しています。 ・高校中退者等、主に就業経験のない若者を対象とした「ジョブセレクト科」を城東職業能力開発センター及び多摩職業能力開発センターに、また、主に就業経験の浅い若者を対象とした「エンジニア基礎養成科」を城東職業能力開発センターに、「電気制御基礎養成科」を多摩職業能力開発センターに設置し、ものづくり作業を通じて企業で行われている多様な仕事を理解し、自分を活かせる職種を見つけることで就業を支援しています。	①若年者就業支援科 定員60名 ②ジョブセレクト科 定員100名 ③エンジニア基礎養成科 定員60名 ④電気制御基礎養成科 定員60名 ①～④年間定員 280名	継続実施		都	産業労働局
3-（3）様々な就業支援						
就業支援						
108	◆若者と企業のマッチング機会の確保 ・未内定の学生等に対して、中小企業とのマッチングの機会を提供し、正規雇用による安定した職業生活を支援します。 ・都内中小企業におけるインターンシップを展開し、学生等の中小企業への理解を促進します。	・若者ジョブマッチング事業：4回開催、324人参加 ・学生インターンシップ支援事業：508人参加 ・ものづくり中小企業魅力体験受入支援事業【奨励金支援実績 4,264人日】	同規模で事業継続		都	産業労働局
109	◆新卒応援ハローワーク ・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの新卒者や概ね卒業後3年以内の未就職者を対象として、各種セミナー、職業相談、職業紹介等を実施し、新規学卒者が、未就業のままにならないよう、支援します。都内には2か所あります。 ・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく支援します。	東京新卒応援ハローワーク・八王子新卒応援ハローワークにおいて大学院・大学・短大・高専・専修学校などの新卒者や概ね卒業後3年以内の未就職者を対象として、各種セミナー、職業相談、職業紹介等を実施し、新規学卒者が、未就業のままにならないよう、学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細かく支援を実施した。	令和2年度に行ってきた支援を引き続き実施していく。		国（東京労働局）	—
110	◆わかものハローワーク ・正規雇用を目指す若者等（概ね35歳未満の者）を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ（就活応援塾）、職業相談、職業紹介等を実施します。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。 ・様々な就職支援を専門的に行う学卒ジョブサポーターがマンツーマンできめ細やかな支援をします。	都内3か所の「わかものハローワーク」（東京（渋谷）・新宿・日暮里）において、個別担当者制による職業相談・職業紹介を中心に、各種セミナーや共通の悩みなどを抱える仲間との経験交流等を内容とするジョブクラブの開催、適職診断など、若者専門支援施設ならではの支援を実施した。	令和2年度に行ってきた支援を引き続き実施していく。	「学卒ジョブサポーター」を「就職支援ナビゲーター」に修正	国（東京労働局）	—

No	事業内容 (R2年計画改定時)	令和2年度実績 (事業の進捗状況)	今後の方向性 (取組)、課題	備考	実施主体	所管局
111	<p>◆東京しごとセンターヤングコーナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者の就職支援のワンストップ窓口として、就職活動の各段階に応じてきめ細かく支援します。 ・カウンセリング、セミナー及び各種イベントに加え、ハローワーク飯田橋U-35と連携し、職業相談や職業紹介を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京しごとセンターヤングコーナー 令和2年度新規登録者数：4,554人、延べ利用者数：34,857人 	<p>継続。時々の若年求職者が置かれた雇用環境及び社会・経済状況に応じた支援策を開発、提供していく。</p>		都	産業労働局
112	<p>◆起業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象としたビジネスプランコンテストを開催するなど、若手起業家を育成するとともに、成功事例を広く発信し、起業に挑戦する機運を高め、起業する人材の裾野を広げます。 ・次代を担う小中学生が、起業を身近に感じ、将来の職業の選択肢とすることができるような環境作りに向けて、学校での起業家教育の支援や、学校以外でも起業を学ぶことができるイベントを行います。 ・起業を目指す高校生に対し、起業に必要なスキル・知識をテーマにした育成プログラム、専門家による実践的な講義やメンタリングを内容とする養成プログラムを行い、起業の機運を醸成していきます。 ・若者等による地域に根差した創業を支援するため、低金利・無担保の融資や地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスプランコンテスト 応募1,476件 ファイナリスト10者を決定 ・ビジネススクール 32回開催 延べ1,342名出席 ・小中学生起業家教育 令和元年度に採択した支援校10校のうち7校(3校はコロナ禍で実施不可のため辞退)でプログラムを実施。支援校採択及びイベントはコロナ禍で中止。 ・高校生起業家プログラム コロナ禍で事業中止。 <p>・令和2年度融資件数 96件 ※支援対象である女性、若者、シニアのうち、若者の融資件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスプランコンテスト/ビジネススクール 一人でも多くの若者が事業の創出に挑戦できるよう、令和3年度も引き続き実施 ・小中学生起業家教育 支援校を10校程度採択して、プログラムの策定を支援するとともにプログラム実施校のアフターフォローも併せて実施。イベントはコロナ禍でも実施できるようオンラインで実施。 ・高校生起業家プログラム コロナ禍でも対応できるよう、キックオフイベント及び各種講座をオンラインで実施。 <p>・令和3年度については、セミナーの拡充や交流会の新規実施により、経営サポートの充実を図る。</p>		都	産業労働局
113	<p>◇就農支援 (平成29年度より開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年農業者の育成・指導に取り組む、都内の先進的農業者を「東京都指導農業者」として都知事が認定し、東京農業の担い手育成活動を推進しています。 ・青年農業者等育成センター ((公財)東京都農林水産振興財団を指定)に、「就農コンシェルジュ」を設置し、女性の就農相談や指導農業者等を講師とする研修を実施しています。 	<p>就農支援のために、指導農業者の認定など担い手の育成活動や各種研修を実施した。</p> <p>指導農業者の認定 27名 優良事例調査 0回 農業体験研修 27回 農業技術研修 18回 都立の農業高校生の都内農業見学 3回</p>	<p>今後も指導農業者の認定等の農業の担い手育成活動を推進や青年農業者等育成センターによる各種研修などを実施していくことで、就農支援を推進する。</p>		都	産業労働局

3-(4) 社会生活において必要な知識の付与

社会形成への参画支援						
114	<p>◆法に関する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の社会科、高校の公民科を中心に民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務についての教育を実施します。 ・消費者としての知識や態度を身に付けるため、社会科や家庭科を中心に、子供の発達段階に応じた指導等を行います。 	<p>(小・中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校では、学習指導要領に基づき、社会科、家庭科、技術・家庭科〔家庭分野〕、特別の教科 道徳及び特別活動の学習において、法に関する教育にかかわる内容を指導している。また、消費者教育に関わる内容については、社会科、家庭科、技術・家庭科〔家庭分野〕の学習において指導を行っている。 ・東京都教育委員会は、令和元・2年度において「法」に関する教育推進校を設置し、令和2年11月には、報告会を開催して、教育関係者への消費者教育を中心とした「法」に関する教育の推進に向けた取組についての理解の促進を図った。 <p>(高校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員向けセミナーの周知 ○消費者教育推進校報告書作成、全校へ送付 	<p>(小・中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や東京都及び東京都教育委員会の法に関する教育に関わる主な事業や区市町村教育委員会の取組等について、区市町村教育委員会を対象に、年3回程度情報提供を行う。 ・法務省が実施する法教育フォーラム等の開催についての周知及び実践報告者の推薦等を行う。 <p>(高校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●成年年齢の引下げや新学習指導要領の実施に伴う、法に関する教育の充実 ●消費者教育連絡会の開催 		都	教育庁

No	事業内容 (R2年計画改定時)	令和2年度実績 (事業の進捗状況)	今後の方向性 (取組)、課題	備考	実施主体	所管局
115	<p>◆消費者教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校等に講師を派遣し、インターネットやスマートフォンの利用に伴うトラブルや悪質商法による被害の防止等をテーマとした出前講座を実施します。 学校で消費者教育に携わる教員向けの情報提供誌を発行するとともに、授業で活用できる教材を作成し提供します。 	<p>○学校向け出前講座 53回 (内訳: 中学校7回、高校32回、特支8回、専修学校6回) 2,809名</p> <p>○教員向け情報提供誌「わたしは消費者」 3回発行、各4,300部 (都HPにも掲載) ※通常は年4回だが、新型コロナウイルス感染症の影響により1回中止</p> <p>○消費者教育教材 ・中学生向け「情報社会を泳ぎ切る!かしこいヒツジへの道」(平成19年度作成)及び「カートくんの買い物☆なびげ〜しょんー「消費者の権利と責任」の社会ー」(平成27年度作成)を改訂 ・高校生・若者向け「そのお金の使い方大丈夫!?パピ君と学ぶ!キャッシュレス社会の歩き方」を作成し、都内高等学校及び区市町村消費生活センター等に配布</p>	<p>○高校・中学校等における消費者教育への理解を深めるため、学校教育部門や区市町村などとも連携を強化しながら、より効果的な啓発活動を進める。</p> <p>○教員向け情報提供誌「わたしは消費者」について、消費生活上の新たな課題に関する情報や消費者教育実践例等の情報を提供し、学校における消費者教育に携わる教員を支援する。</p> <p>○消費者教育教材について、2022年4月の成年年齢引き下げを見据え、学校で活用できる消費者教育教材(WEB読本、DVD教材)を作成・配布し、消費者被害の防止を図る。</p>		都	生活文化局
116	<p>◆労働法制の普及等に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学、短大等が学生の就職支援等を目的に開催する労働法の基礎知識に関するセミナー等に、講師を派遣し、労働法制の啓発普及に取り組めます。 	<p>◆労働法制の普及等に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学、短大等が学生の就職支援等を目的に開催する労働法の基礎知識に関するセミナー等に、講師を派遣し、労働法制の啓発普及に取り組めます。 	<p>大学、短大等が学生の就職支援等を目的に開催する労働法の基礎知識に関するセミナー等に、職員を派遣して講義を行い、労働法制に関する啓発普及に取り組んだ。</p>	<p>令和2年度に行ってきた啓発普及を引き続き実施していく。</p>		国(東京労働局)
117	<ul style="list-style-type: none"> 就職活動やアルバイトを行う学生・生徒を対象に、必要な労働関係法令の解説や相談窓口を記載した冊子の発行や、アルバイト先のトラブル事例の紹介を通じ法令を分かりやすく紹介した動画を配信するなど、普及啓発に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 高校生向け冊子「これだけは知っておきたい働くときの知識」77,100部 大学生向け冊子「就活必携・労働法」101,000部 大学入学者等アルバイト留意点普及啓発リーフレット100,000部 悪質なアルバイトに関する啓発ポスター2,300部 	<p>左記発行物による普及啓発を引き続き実施します。</p>		都	産業労働局
犯罪被害の防止のための普及啓発等						
118	<p>◆インターネット等を利用した犯罪対策</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット等を利用した犯罪に巻き込まれるおそれのある若手社会人、高齢者等を対象とした被害及び加害行為の防止並びにネットリテラシー向上のための啓発講習等を実施します。 	-	-	<p>令和元年度をもって、方針I No.68「ファミリールール講座」に統合されました。</p>	都	警視庁 都民安全推進本部 生活文化局
119	<p>◆女性に対する犯罪の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関等と連携し、DV・ストーカー、痴漢、盗撮等の被害防止に向けて、注意すべき事項や被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談・連絡先を記載したリーフレットを作成・配布するほか、女性が集まる場(大学、専門学校等)での具体的被害防止講習を開催するなど、広く注意喚起します。 	<p>【警視庁】 各種被害防止に関するリーフレット等を活用した防犯教室や、警視庁防犯アプリ「DigiPolice」等を活用して注意喚起を実施。</p> <p>【都安本部】 令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり、被害防止講習依頼が少なかったものの、計8件の約400名に対し女性被害防止公演を実施。 女性に対する犯罪被害防止用リーフレットは警察署、市町村、大学等計687箇所、83,830部を配布。</p>	<p>【警視庁】 女性を狙った犯罪の状況に応じて実施していく。</p> <p>【都安本部】 引き続き、希望する団体に対し被害防止公演を実施するとともに、コロナの情勢を見極めつつ、受講の勧奨に努める。犯罪被害防止用リーフレットについても配布を継続する。</p>		都	警視庁 都民安全推進本部 生活文化局

No	事業内容 (R2年計画改定時)	令和2年度実績 (事業の進捗状況)	今後の方向性 (取組)、課題	備考	実施主体	所管局
4 学びの機会の確保に係る施策等一覧						
4- (1) 就園・就学支援						
就園支援						
120	◆私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 ・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。	・令和2年度補助実績 3,107,828千円	・引き続き区市町村が行う、私立幼稚園等に在籍する保護者への負担軽減事業への支援を図る。		区市町村	生活文化局
就学支援						
121	◆就学援助 ・経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、区市町村が、学用品費・給食費・医療費等の就学援助事業を行っています。申込手続、援助内容等は各市区町村により異なります。	学校教育法第19条の規定を受け、各市区町村が学用品等に対する就学援助を実施している。	引き続き、各市区町村において就学援助を実施していく。		区市町村	教育庁
122	◆特別支援教育就学奨励費 ・特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給します。保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的としています。 ・東京都では、国庫補助金の対象となる「国庫補助事業（国が半額を補助）」と、これに加えて都が独自に実施する「都単独事業」を実施しています。	支給実績：10,721人（内訳：都立特別支援学校10,314人、区私立特別支援学校407人）	・国の就学奨励事業に準拠して適正に実施		小・中： 区市町村 高：都	教育庁
123	◆就学支援金 ・国公立を問わず、高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、授業料に充てるため、国が、高等学校等就学支援金を支給する制度です。 ・私立の高等学校及び都立の高等専門学校においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。 ・私立の高等学校においては、授業料等の経済的負担が重いことを踏まえ、私立学校等に通う低所得世帯等の生徒に対しては、世帯の収入に応じて、就学支援金を加算して支給されます。また、都立産業技術高等専門学校においても同様の仕組みとなっています。 ・就学支援金は、簡便かつ確実に授業料負担を軽減できるように、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料又はその一部と相殺する仕組みになっています。	【教育庁】 支給実績：合計102,955人 （内訳：全日制（中等教育学校後期課程含む）92,890人、 定時制8,981人、通信制1,084人） 特別支援学校の支給実績：合計3,903人 【生活文化局】 ・令和2年度補助実績 21,013,327千円 【総務局】 実績額：112,489千円	【教育庁】 オンライン申請の導入により、申請手続きの簡素化を図る。 【生活文化局】 ・引き続き私立学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒への支援を図る。 【総務局】 今後も継続して取組を実施する。	事業内容に修正あり	都	教育庁 生活文化局 総務局
124	◆学び直しへの支援 ・高等学校を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行う国の制度があります。	【教育庁】 支給実績：合計588人 （内訳：全日制（中等教育学校後期課程含む）13人、定時制268人、通信制307人） 特別支援学校の支給実績：合計3人 【生活文化局】 ・令和2年度補助実績 32,476千円 【総務局】 実績額：実績無（該当者0）	【教育庁】 オンライン申請の導入により、申請手続きの簡素化を図る。 【生活文化局】 ・引き続き私立学校等に学び直す場合の支援を、国の制度に基づき継続する。 【総務局】 今後も継続して取組を実施する。	令和2年度から、学び直しへの支援は対象期間が全日制36月（定時制・通信制は48月）に制度変更された。	都	教育庁 生活文化局 総務局
125	◆高校生等のための奨学給付金 ・全ての意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、教科書・教材、学用品・通学用品、入学学用品費等）の負担を軽減するため、高校生等がいる生活保護受給世帯及び区市町村民税所得割額非課税世帯を対象に、申請に基づき、奨学のための給付金を支給する制度です。	【教育庁】 ・令和2年度から、家計急変により住民税所得割が非課税相当の世帯への支援を開始 ・支給実績：合計14,505件 （内訳：生活保護受給世帯2,775件、非課税第1子世帯7,556件、非課税第2子世帯4,174件） 【生活文化局】 ・令和2年度補助実績 1,301,456千円 【総務局】 実績額：6,112千円	【教育庁】 ・令和3年度から開始した新生入生への一部早期給付について、学校や保護者等への効果的な制度周知を図る。 【生活文化局】 ・引き続き私立学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒への支援を図る。 【総務局】 今後も継続して取組を実施する。		都 公益財団 法人東京 都私学財 団	教育庁 生活文化局 総務局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
126	◆家計急変世帯への支援 ・保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対し、授業料減免により緊急の支援を行う制度があります。	【教育庁】 支給実績：5人（全日制） 特別支援学校の支給実績なし 【総務局】 実績額：14千円	【教育庁】 保護者等へ効果的な制度周知を図る。 【総務局】 今後も継続して取組を実施する。		都 東京都公立大学法人	教育庁 総務局
127	◆私立高校等授業料軽減助成事業 ・私立高校等への修学にかかる保護者負担を軽減するため、公益財団法人東京都私学財団が行う授業料軽減事業助成等の経費を補助します。	・令和2年度補助実績 10,741,115千円	・引き続き私立高等学校等授業料軽減助成事業等への支援を図る。		公益財団法人東京都私学財団	生活文化局
128	◇多子世帯への授業料支援 ・高等学校等就学支援金の対象外となる世帯のうち、保護者の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯の高等学校等に就学する生徒・学生に対し、授業料の一部を支援する制度です	【教育庁】 ・令和2年度から、都立学校授業料等減免により、保護者の負担する授業料を1/2減額 ・減免実績：合計7,973人 （内訳：全日制（中等教育学校後期課程含む）7,753人、定時制191人、通信制29人） 特別支援学校の支給実績：33人 【生活文化局】 ・令和2年度補助実績 303,849千円 【総務局】 実績額：2,390千円	【教育庁】 ・令和3年度から都立以外の国公立学校に子が在籍する世帯に対して、授業料の一部の支援を拡大している。 ・保護者等へ制度が認知されるよう、効果的な制度周知を図る。 【生活文化局】 ・引き続き多子世帯への私立高等学校等授業料軽減助成事業等への支援を図る。 【総務局】 今後も継続して取組を実施する。		都	教育庁 生活文化局 総務局
129	◇高等教育の修学支援新制度 ・真に支援が必要な低所得者世帯に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減するための国の制度です。	【福祉保健局】 ○令和2年4月1日法施行 都立看護7校減免実績 前期 113人 7,867,400円 後期 112人 7,700,600円 【生活文化局】 ・令和2年度補助実績 3,946,416千円 【総務局】 実績額：137,535千円	【福祉保健局】 ・継続 ・課題 国補助なし 【生活文化局】 ・引き続き私立専修学校への修学支援を、国の制度に基づき継続する。 【総務局】 今後も継続して取組を実施する。		国	福祉保健局 生活文化局 総務局
130	◇私立高等学校等特別奨学金補助事業 ・私立高等学校等に在学する生徒の保護者に対し授業料軽減助成を実施している（公財）東京都私学財団に対して補助します。国の高等学校等就学支援金と合わせて都内私立高等学校平均授業料まで支援しています。	・令和2年度補助実績 11,322,109千円	・引き続き私立高等学校等授業料軽減助成事業等への支援を図る。	※公益財団法人東京都私学財団で実施しているNo.127とNo.128に対して補助。令和2年度より年収910万まで対象拡大。	公益財団法人東京都私学財団	生活文化局
奨学金等						
131	◇都立産業技術高等専門学校における給付型奨学金 ・家庭の経済状況が教育の格差につながることをないよう、保護者等の収入の状況に応じて、都立産業技術高等専門学校1～3年生に対し、授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援を行います。	実績額：25,669千円	今後も継続して取組を実施する。		都	総務局
132	◆東京都育英資金貸付事業 ・高等学校等に在学する都民で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける制度です。	・令和2年度補助実績 176,132千円	・引き続き東京都育英資金貸付事業への支援を図る。		公益財団法人東京都私学財団	生活文化局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
133	◇都立高校における給付型奨学金による支援 ・家庭の経済状況にかかわらず、都立学校の生徒が主体的に学校生活に取り組み、自らの未来を切り拓いていく力を伸長できるよう、学校行事や模擬試験、資格・検定試験等をはじめとした学校における教育活動に参加するために必要な経費を、現物支給による奨学金の形で支給します。	・令和2年度から、家計急変により住民税所得割が非課税相当又は住民税所得割額が85,500円未満相当の世帯への支援を開始 ・支給実績：合計25,116件 （内訳：生活保護受給世帯・住民税非課税世帯15,323件、住民税所得割額85,500円未満の世帯9,793件） ・特別支援学校の支給実績：合計2,262件（内訳：生活保護受給世帯・住民税非課税世帯1,627件、住民税所得割額85,500円未満の世帯635件）	・保護者等への制度周知の徹底により、対象事業の拡大や奨学金の活用を図る。 ・CYOD端末の導入により、新入生への端末補助及びそれに伴うオンライン教育周辺機器等への奨学金活用を図る。		都	教育庁
134	◆大学生等への奨学金等 ・意欲と能力のある学生などが経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料免除への支援を行っています。	—	—	参照： https://www.jasso.go.jp/	国 独立行政法人日本学生支援機構	—
135	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。	62区市町村	今後とも、目標の62区市町村全域での実施が継続するよう区市町村への技術支援を行う。		区市、 町村は都	福祉保健局
4-(2) 様々な学習支援						
学習や進学への支援						
136	◆被保護者自立促進事業 ・生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図ります。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小1～高校生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助しています。	・令和2年度現在、都内全ての実施主体において事業を実施している。 ※町村では都が実施し、中核市は実施主体から除かれる。 ・令和2年度は、次世代育成支援の特別事業に「学習環境整備等支援費（クーポン券方式）」を新設し、選択事業の「健全育成支援費」の対象に小学生を追加した。 ・「学習環境整備等支援費（クーポン券方式）」実績 実施自治体：1区 中学3年生：件数5件、金額749,950円 小学6年生：件数1件、金額98,750円	・事業の更なる活用を図るため、包括補助事業ヒアリング等の機会を活用して福祉事務所の意見を吸い上げ、これらを踏まえた事業区分の見直しや補助メニューの新設・見直し、有効な活用方法についての福祉事務所への周知等を行う。 ・令和2年度から実施している「スタディ・クーポン事業」が区市において推進されるよう、必要な情報提供等支援を行う。		区市、 町村は都	福祉保健局
137	◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）において、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。	・令和2年度末現在、東京都内の当事業の実施自治体は、49自治体で、実施率は98%となっている。	・引き続き当事業を実施していない自治体への働きかけを行うとともに、事業従事者の資質の向上をはかるため、研修を実施していく。		区市、 町村は都	福祉保健局
138	◆ひとり親家庭等生活向上事業 ・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。	1 子供の生活・学習支援事業 23区市 2 ひとり親生活支援事業 （(1)相談支援事業、(2)家計管理・生活支援講習会等事業、(3)学習支援事業、(4)情報交換事業）、(5)短期施設利用相談支援事業 12区市	今後も都は引き続き、全区市町村（八王子を除く）事業実施に向けて、事業実施促進を図る必要がある。		区市町村	福祉保健局
139	◆受験生チャレンジ支援貸付事業 ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援しています。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。	・貸付決定件数：7,646件	・学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援していく。		社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
140	◆地域未来塾 ・地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みづくりのもとで、放課後等の様々な学習支援活動を実施している区市町村を支援します。	・令和2年度は、30区市町村の実施地区に対して支援を行った。 ・対象校数652校（小学校394校、中学校258校）	・区市町村に対して、引き続き「地域未来塾」の周知を図る。 ・実施を希望するすべての区市町村に対して支援を行う。		小・中： 区市町村	教育庁
141	◇校内寺子屋 ・義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分でない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援するため、「学力向上研究校」として30校を指定し、実施しています。	○校内寺子屋の実施 平均57回/校 ○継続的に参加した生徒へのアンケート結果 「学習意欲が向上した」、「分からない問題が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」等の質問項目において、70%を超える肯定的回答	●新型コロナウイルス感染症対策を施した事業の運営 ●対象生徒の学習への取組に対するモチベーションの維持を図る工夫が必要 ●授業だけでは学力の定着が十分でない生徒への個別指導の充実		都	教育庁

基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
1 困難な状況ごとの取組に係る施策等一覧						
1-（1）いじめ						
支援体制の整備						
1	◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校） ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家 の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。	○都内公立学校にスクールカウンセラーを配置し、教育活動の改善等に役立てた。（小学校1,278校、中学校623校、高等学校248課程） ○平成28年度から、都立高等学校全日制・定時制それぞれに別途配置、昼夜間定時制に週2回配置、通信制課程に配置している。さらに、全配置校において年間勤務日数を35日から38日に拡充した。 ○令和2年度から、区市町村立学校172校において追加配置した。	○全員面接の充実について 相談しやすい環境を早期に構築するためにも、全員面接を、できるだけ年度当初に実施する必要がある。 ○配置に必要な専門性を持った人材の継続的な確保について 配置校には、これまでと同様に心理の高い専門性に基づいた教育相談を維持しうる人材の確保が必要である。		小・中：区 市町村 高：都	教育庁
2	◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校） ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 ・家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。	○50区市町（23区、25市、2町）にスクールソーシャルワーカーを配置した。	○区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業 ・平成27年度から、都の負担に係る予算額を、前年度比の約2.6倍に拡充し、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して、申請額の全額を補助することができた。 ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充にもかかわらず、支援対象児童・生徒数が年々増加している傾向にあるため、児童・生徒一人一人に対して十分な支援を実現させるためには、更なる配置拡充が必要である。		区市町村	教育庁
3	◆「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」 ・24時間体制で、いじめ相談を含む、電話相談窓口を設置しています。	令和2年度の全電話相談回数は20,967回だった。（全国統一の「24時間子供SOSダイヤル」「高校進級・進路・入学相談」等含む）	引き続き、相談者の話を丁寧に聴き、必要に応じて法令・通知を踏まえた助言を行う。		都	教育庁
4	◆学校問題解決サポートセンター ・学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題について、公平・中立の立場で子供のことを第一に考えてよりよい解決策を提案します。	令和2年度の相談回数は719件、800回だった。そのうち保護者からの相談回数は674回だった。	引き続き、相談員の対応力の向上を目指すと共に、開庁時間の充実を図っていく。		都	教育庁
5	◆都立学校「自立支援チーム」派遣事業 ・平成28年度から就労支援や福祉的支援の専門的知識・技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を不登校や中途退学、進路未決定卒業生の課題を多く抱える都立学校を対象に自立支援チームを継続的に派遣し、個に応じた支援を実施しています。 ・また、上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じて自立支援チームを派遣し、多様かつ複雑な課題の早期解決に向けた支援を行っています。	不登校・中途退学等、課題を抱えた生徒に対し、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等に係る取組を実施 ・対応人数：3,152人 ・対応案件総数：13,786件	不登校・中途退学、進路未決定に係る課題のある生徒に対して、引き続き、ユースソーシャルワーカー等による支援を学校とともに実施していく。		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
学校における「いじめ総合対策」の推進						
6	<p>◆いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ポイント1 軽微ないじめも見逃さない 《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》 ○ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む 《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》 ○ポイント3 相談しやすい雰囲気の中で、いじめから子供を守り通す 《学校教育相談体制の充実》 ○ポイント4 子供たちが自身が、いじめについて考え行動できるようにする 《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》 ○ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 《保護者との信頼関係に基づく対応》 ○ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する 《地域、関係機関等との連携》 	<ul style="list-style-type: none"> ○都内全公立学校における「いじめ総合対策【第2次】」に基づくいじめ防止対策等の実施 ○「ふれあい月間におけるいじめに関する調査」の実施（令和2年11月） ○新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ等を防止するために、漫画形式の教材を2点新たに開発し、東京都教育委員会ホームページに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年2月に策定した「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づき、都内全公立学校において、いじめ防止対策等を実施する。 ○多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業やもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育む取組の充実させること、児童・生徒に、SOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすという視点を重視した取組の推進を図ること、学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実させることなどが必要である。 		小・中：区 市町村 高：都 特：都、区	教育庁
7	<p>◆四つの段階に応じた具体的な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～ <ul style="list-style-type: none"> (1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 (2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底 (3) いじめを許さない指導の充実 (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成 (5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成 2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～ <ul style="list-style-type: none"> (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知 (2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く認知 (3) 全ての教職員による子供の状況把握 (4) 子供たちの訴えを確実に受け止める体制の構築 (5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報 3 早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～ <ul style="list-style-type: none"> (1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底 (2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例 (3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例 (4) 重大事態につながるようするための対応 (5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援 4 重大事態への対処 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～ <ul style="list-style-type: none"> (1) 重大事態発生の判断 (2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援 (3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援 (4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決 (5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○都内全公立学校における「いじめ総合対策【第2次】」に基づくいじめ防止対策等の実施 ○「ふれあい月間におけるいじめに関する調査」の実施（令和2年11月） ○新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ等を防止するために、漫画形式の教材を2点新たに開発し、東京都教育委員会ホームページに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年2月に策定した「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づき、都内全公立学校において、いじめ防止対策等を実施する。 ○多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業やもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育む取組の充実させること、児童・生徒に、SOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすという視点を重視した取組の推進を図ること、学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実させることなどが必要である。 		小・中：区 市町村 高：都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
教育委員会の取組						
8	<p>◆いじめ防止等の対策の推進に向けた指導資料の作成</p> <p>○いじめ防止のための「学習プログラム」</p> <ol style="list-style-type: none"> いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 互いの個性の理解 望ましい人間関係の構築 規範意識の醸成 <p>○いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」の作成</p> <ol style="list-style-type: none"> 「いじめ」の定義の確実な理解 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組 いじめを生まない環境づくり いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知 いじめの早期発見のための情報共有 いじめの解消に向けて効果のあった取組 	<p>○都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全ての公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の推進を図ることを目的として、令和3年2月、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を策定し、同年3月に都内公立学校の全ての教員に配布した。</p>	<p>○令和3年2月に策定した「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に基づき、都内全公立学校において、いじめ防止対策等を実施する。</p> <p>○多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業やもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育む取組の充実させること、児童・生徒に、SOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすという視点を重視した取組の推進を図ること、学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実させることなどが必要である。</p>		都	教育庁
9	<p>◆「いじめ等の問題解決支援チーム」</p> <p>・学校だけでは解決困難な緊急性の高いいじめ等の問題に対し、少人数の専門家等による支援チームを結成し、学校や教育委員会等からの相談に対応します。</p>	<p>学校や教育委員会等からの相談を専門家につないだ15件のうち、いじめ等の問題解決支援チームを派遣したのは3件だった。</p>	<p>相談案件に応じて、専門家による助言が必要とされる案件については、積極的に対応していく。</p>		都	教育庁
10	<p>◆「東京都いじめ問題対策連絡協議会」</p> <p>次の事項について協議します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都、区市町村又は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項 	<p>○令和2年10月に、東京都いじめ防止対策推進条例に基づく「東京都いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、都、区市町村又は学校におけるいじめ防止等の取組の現状と課題、関係機関及び団体の連携の状況、課題及び改善の方策について協議を行った。</p>	<p>○条例に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項について協議する。</p>		都	教育庁
11	<p>◆「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」</p> <ul style="list-style-type: none"> 都教育委員会の諮問に応じ、都及び区市町村の教育委員会並びに公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申します。 教育委員会及び公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、都教育委員会に意見を述べるができます。 都立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合には、調査を行い、その結果を都教育委員会に報告します。 	<p>○7月、11月、3月に、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、審議を行った。</p>	<p>○条例に基づき、都教育委員会の諮問に応じ、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、調査審議し、令和4年7月に答申する。</p>		都	教育庁
1-(2) 不登校・中途退学						
相談・支援体制						
12	<p>◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校）</p> <p>・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。</p>	<p>（再掲 方針Ⅱ：No. 1）</p>	<p>（再掲 方針Ⅱ：No. 1）</p>		小・中：区 市町村 高：都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
13	<p>◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 ・家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。 	（再掲 方針Ⅱ：No.2）	（再掲 方針Ⅱ：No.2）		区市町村	教育庁
14	<p>◆都立学校「自立支援チーム」派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度から就労支援や福祉的支援の専門的知識・技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を不登校や中途退学、進路未決定卒業者の課題を多く抱える都立学校を対象に自立支援チームを継続的に派遣し、個に応じた支援を実施しています。 ・上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じて自立支援チームを派遣し、多様な複雑な課題の早期解決に向けた支援を行っています。 ・また、就労支援機関や若者支援機関と連携し生徒等の自立に向けた支援を行っています。 	<p>不登校・中途退学等、課題を抱えた生徒に対し、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等に係る取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応人数：3,152人 ・対応案件総数：13,786件 	<p>不登校・中途退学、進路未決定に係る課題のある生徒に対して、引続き、ユースソーシャルワーカー等による支援を学校とともに実施していく。</p>		都	教育庁
15	<p>◇NPO等と連携した学びのセーフティネット事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校等、高校生活に困難を抱えている生徒や都立高校中途退学者等に対して、NPO等と連携した支援を行っています。 	<p>都内3か所で日常生活の中でよりどころとなる居場所（支援場所）を提供するとともに、その場において、生徒同士の交流の機会の提供、進路相談・生活相談の実施、学習支援、就労に向けた支援等をNPO等の外部機関と連携するなど、個々の生徒等に応じたきめ細かい対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数：238人 	<p>学校生活に不安を抱えている生徒に対し、よりきめ細かな支援ができるよう、自立支援チームと緊密に連携していく。</p>		都	教育庁
16	<p>◆教育相談センターにおける個別相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童・生徒やその保護者に対して、学校復帰等に向けた支援を行うため、来所や電話による個別相談を実施します。 	<p>令和2年度の全来所相談857件のうち、不登校を主訴としたものは256件だった。</p>	<p>引き続き、相談者の利便性のため、立川出張相談室や土曜来所などを、来所しやすい環境を設定していく。</p>		都	教育庁
17	<p>◆「青少年リスタートプレイス」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者、高等学校への就学経験のない者、進路選択を控えた不登校の中学生の就学等を支援するため、都教育相談センター内に「青少年リスタートプレイス」を設置しており、子供やその保護者に対する相談や助言を行います。 (1) 電話相談・来所相談 <ul style="list-style-type: none"> ・都立学校への入学・転学・編入学等に関する相談に応じます。 (2) リスタート登録 <ul style="list-style-type: none"> ・登録をした人には定期的に「リスタート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行います。 (3) 進路相談会 <ul style="list-style-type: none"> ・都立高等学校への入学についての個別相談を通して、具体的な情報を提供し、適切な進路選択を支援します。 (4) つどい <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーからの助言を含め、心と身体のこと、就学に係る制度のこと、将来のことなどについて考え、語り合う場を提供します。 (5) 就学サポート <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者等、現に学校に学籍がない者に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に実施し、都立高等学校への就学等に向けたきめ細やかな支援を行います。 	<p>(1) 電話相談の回数が4,104回、来所相談の回数が364回だった。</p> <p>(2) リスタート登録者は63名だった。登録者に対して「リスタート通信」を5回送付した。</p> <p>(3) 進路相談会 北新宿会場、立川会場と合わせて13回実施した。</p> <p>(4) つどい グループミーティングを10月から3回、講演会を3回実施した。</p> <p>(5) 就学サポート 3名の利用者に対し、44回の支援を実施した。</p>	<p>「青少年リスタートプレイス」事業は取組内容を変更し、継続していく。</p> <p>(1) リスタート登録、(2) 就学サポート、(3) 青少年リスタートプレイス通信</p> <p>「思春期サポートプレイス」事業を設置し、主に学齢期・思春期の不登校やひきこもり状態にある子供についての支援をしていく。取組内容としては、(1)「思春期サポートプレイス講演会」の開催、(2)「思春期サポートプレイスグループミーティング」の開催、(3)「思春期サポートプレイス通信」の配布を行っていく。</p>		都	教育庁
18	<p>◆定時制高校における中途退学未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度より定時制課程（55校）に在籍する1学年生徒に講師が生徒を対象にエンカウンタープログラムを実施しています。 	<p>・令和2年度は、定時制課程（51校）に在籍する1学年生徒を対象に講師がエンカウンタープログラムを年2回実施した。</p>	<p>・定時制課程（51校）に在籍する1学年生徒を対象に講師がエンカウンタープログラムを年2回実施する。</p>		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
19	◇不登校の子供への支援 ・フリースクール等民間施設・団体等との連携促進及び区市町村が設置する教育支援センターの機能強化に向けた支援等、不登校等の子供たちの学習の機会を充実させます。	・令和2年度に、東京都学校・フリースクール等協議会を設置し、年間3回の協議を実施した。 （新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施した縮小開催、動画配信を含む。） ・平成29年度から令和元年度まで実施してきた「教育支援センター機能強化モデル事業」の成果を踏まえ、都内全区市町村を対象とした「教育支援センター機能強化補助事業」を実施した。令和2年度は、申請のあった17地区に実施した。	・東京都学校・フリースクール等協議会を継続して実施し、公民連携に向けた課題解決を図る。 ・教育支援センター機能強化補助事業の趣旨や成果等を周知し、区市町村教育委員会が設置する教育支援センターの一層の機能強化を図る。		都	教育庁
20	◇都立学校における不登校・中途退学対策 ・都立高校における不登校生徒や中途退学者、進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、ユースソーシャルワーカーを学校に派遣するとともに、就労支援機関や若者支援機関等と連携し、不登校、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する支援を行います。	不登校・中途退学等、課題を抱えた生徒に対し、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等に係る取組を実施 ・対応人数：3,152人 ・対応案件総数：13,786件	不登校・中途退学、進路未決定に係る課題のある生徒に対して、引続き、ユースソーシャルワーカー等による支援を学校とともに実施していく。		都	教育庁
学び直しの支援						
21	◆チャレンジスクール ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。	(再掲 方針 I : No. 20)	(再掲 方針 I : No. 20)		都	教育庁
22	◆エンカレッジスクール ・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。	(再掲 方針 I : No. 21)	(再掲 方針 I : No. 21)		都	教育庁
23	◆単位制高校（多様な学習型） ・幅広い選択科目を設置し、学年の枠に捉われず、自分の能力・適性、興味・関心、進路等に 応じた多様な学習ができます。	・8校【飛鳥、芦花、上水、美原、大泉桜、翔陽、忍岡、板橋有徳】	事業継続		都	教育庁
1- (3) 障害のある子供・若者への支援						
障害児支援の充実						
24	◆児童発達支援センターの設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む。） ・地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的支援を行う「児童発達支援センター」が、各区市町村に少なくとも1か所以上設置されるよう、整備を促進します。	◆児童発達支援センターの設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む。） ・地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的支援を行う「児童発達支援センター」が、各区市町村に少なくとも1か所以上設置されるよう、整備を促進します。	令和2年度末現在34区市町村で設置	引き続き以下の①②を実施し、設置を促進していく。 ①施設整備補助②障害者施策推進区市町村包括補助事業により開設時の経費補助		区市町村

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
25	◇保育所等訪問支援の設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・保育所等訪問支援を全ての区市町村において利用できる体制を構築し、障害児が集団生活に 適応するための専門的な支援を行うことにより、保育所等の一般的な子育て支援施設における 障害児の受け入れを促進します。	◇保育所等訪問支援の設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・保育所等訪問支援を全ての区市町村において利用できる体制を構築し、障害児が集団生活に 適応するための専門的な支援を行うことにより、保育所等の一般的な子育て支援施設における 障害児の受け入れを促進します。	令和2年度末現在34区市町村で設置	引き続き以下の①②を 実施し、設置を促進し ていく。 ①施設整備補助②障害 者施策推進区市町村包 括補助事業により開設 時の経費補助		区市町村
26	◆障害児保育を行う区市町村や事業者への支援 ・障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域 の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。	◆障害児保育を行う区市町村や事業者への支援 ・障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要 な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実 情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町 村や事業者を支援します。	令和2年度実績：23区26市2町 （保育サービス推進事業及び保育力強化事業）	引き続き、障害児やア レルギー児などの、特 に配慮が必要な児童に 対する保育の充実を図 るため、地域の実情に 応じて保育サービスの 向上に取り組む区市町 村や事業者を支援しま す。		区市町村
27	◆早期教育の充実 ・幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児指導を 実施しています。 ・また、担当教職員に対して、医師、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家による専門的見地か らの助言を行います。	都立聴覚障害特別支援学校（幼稚部設置3校）に おいて、医師、言語聴覚士、臨床心理士等の専門 家を配置し、早期教育の相談及び指導を実施	引き続き、同程度の専門家等を配置し、早期教育 の相談及び指導を実施		都	教育庁
28	◆学童クラブ事業 ・学童クラブにおいて、障害のある子供を受け入れるために必要な経費を支援します。	障害児受入推進事業：44区市に補助 障害児受入強化推進事業：28区市に補助 （令和2年度東京都子供・子育て支援交付金交付 決定）	引き続き、障害のある子供を受け入れるために必要 な支援を行っていく。 また、医療的ケア児が放課後等の時間を安心、安 全に過ごし、保護者が子育てと仕事を両立して、 安心して働けることができるよう支援する。		区市町村	福祉保健局
29	◆手当の支給 ・心身障害児のいる家庭に対しては、特別児童扶養手当（国）、障害児福祉手当（国）、重度 心身障害者手当（都）、児童育成手当（障害手当）（都）があります。	・児童育成手当 障害手当対象児童数：8,535人※育成手当の併給 児童を含む（令和3年3月31日現在） 令和3年3月末日現在受給者数 ・特別児童扶養手当：10,689人 ・障害児福祉手当：4,494人 ・重度心身障害者手当：9,356人	・児童育成手当 児童育成手当（障害手当）の支給により、心身障 害児のいる家庭を引き続き支援 ・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・重度心身障害者手当 引き続き実施し、心身障害児のいる家庭を支援		都	福祉保健局
特別支援教育の充実						
30	◆就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室） ・就学相談の件数が増加し、相談内容が複雑化・多様化している状況にあって、幼児・児童・ 生徒一人一人の適切な就学を図るため、就学相談の基本的な考え方や流れ等を説明した「就学 相談の手引き」を発行するとともに、区市町村教育委員会の就学相談担当者向けの説明会や早 期支援・早期連携を円滑に進めるために就学前機関職員向けの講習会等を実施し、最新の資料 及び専門性向上に資する情報提供を図ります。	・就学相談受付件数：1,149件 ・「就学相談の手引」を1,250部発行し、区市町 村教育委員会(53自治体)及び全都立特別支援学校 (80部門)、教育庁関係部署へ配布。 ・説明会、講習会は、新型コロナウイルス感染症 拡大のため、休止。	・動画配信による説明会、講習会を開催します。		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
31	<p>◆高等学校等への受入れ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行います。 ・障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないよう、必要に応じて簡易的なバリアフリー改修工事を実施しています。 <p>①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る）、②校舎内外の段差解消、③障害者トイレの設置、④廊下・階段の手摺新設、⑤非常用スロープ階段の新設、⑥出入口の扉改造等）</p>	<p>【教育庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改築・大規模改修により整備 3校 ・障害のある生徒等への対応 手摺工事 3校 スロープ設置工事 2校 トイレ改修工事 8校 <p>【総務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①～⑥の全ての設備を有しており、維持管理等を適切に行った。 ・障がいをもつ学生が入学したため、教職員で構成する特別支援チームを新たに設置し、修学等に対する支援を実施した。 	<p>【教育庁】</p> <p>今後も引き続き、改築・大規模改修時の整備を行うとともに、障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないよう、必要に応じて簡易的なバリアフリー改修工事を実施していく。</p> <p>【総務局】</p> <p>近年の高等学校等への入学者多様化を考慮し、校舎改修をより一層推進していく。</p>		都	教育庁 総務局
32	<p>◆都立特別支援学校の適正な規模と配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組めます。 ・あわせて、新たなタイプの学校として生徒全員の企業就労を目指す高等部就業技術科・職能開発科や複数の障害教育部門を併置する学校の設置を進めます。 	<p>東久留米特別支援学校（高等部職能開発科）の設置に向けた準備を実施</p>	<p>東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、教育環境の向上と新たなタイプの学校設置を進める。</p>		都	教育庁
33	<p>◆都立特別支援学校における外部専門家の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立肢体不自由特別支援学校に、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図ります。 ・都立知的障害特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入します。 	<p>①肢体不自由特別支援学校既存18校に学校介護職員（会計年度任用職員）を配置。</p> <p>②知的障害特別支援学校36校に導入。</p>	<p>①都立肢体不自由特別支援学校全校に学校介護職員（非常勤）を導入する。</p> <p>②都立知的障害特別支援学校の児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実を図る。</p>		都	教育庁
34	<p>◆特別支援教育の理解啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校経営支援センターによる理解啓発行事を年1回実施しています。 	<p>新型コロナウイルス感染拡大のため、中止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校経営支援センターによる理解啓発行事を年1回実施する。 		都	教育庁
35	<p>◆私立特別支援学校等における特別支援教育への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小・中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に対して助成しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度補助実績 2,442,012千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き私立学校における特別支援教育への支援を図る。 		都	生活文化局
36	<p>◇特別支援学校における通学支援・医療的ケアの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを必要とする児童・生徒を対象とする看護師同乗のスクールバスを拡充するとともに、安全な運行をサポートする専任職員を配置します。 ・特別支援学校での人工呼吸器の管理など医療的ケア体制を充実することにより、児童・生徒の安全な学校生活を支援するとともに、付き添いを要していた保護者の負担の軽減を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを要する児童・生徒の通学を支援するため、専用通学車両の運行拡大と同乗する看護師の確保に努めるとともに、専用通学車両を運行する11校に都立学校車両運行管理業務支援員を配置 ・人工呼吸器の校内管理体制の整った学校から、付添日数を徐々に減らすなど、保護者負担を段階的に軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、専用通学車両の運行拡大と都立学校車両運行管理業務支援員を配置 ・対象となる児童・生徒の安全の確保を第一に、引き続き人工呼吸器の管理等を適切に実施 		都 区市町村	教育庁
<p>発達障害等のある子供・若者への支援</p>						

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
37	◇公立学校における発達障害教育の推進 ・東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、全ての公立小・中学校への特別支援教室の導入を促進します（小学校は平成30年度全校導入完了、中学校は令和3年度までに全校導入完了予定）。また、都立高校の生徒を対象として、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導を実施するとともに、平成30年度から、都立秋留台高等学校をパイロット校として、学校内で通常の授業とは異なる、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導を実施しています。	①都内公立中学校524校に導入 ②教育課程外かつ学校外でソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる講座を実施し、延べ73校、162人の都立高校生が参加 ③パイロット校において、計34名の生徒に対して通級による指導を実施	①令和3年度に都内公立小・中学校全校への導入が完了する。 ②応募状況等を踏まえ適切な実施規模及び実施形態を検討する。 ③どの都立高校においても、学校内で通級による指導を実施できる仕組みを整備する。		都 区市町村	教育庁
38	◆発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業） ・発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。 （対象）自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族	相談支援：延べ2,485件 就労支援：延べ194件 機関コンサルテーション：53件 研修等：41回	引き続き相談支援を行うとともに、地域支援（研修や機関コンサルテーション等）により区市町村の支援体制整備の支援を進める。		都	福祉保健局
39	◆区市町村との連携体制の構築 （1）「エリア・ネットワーク」の定着 ・都立及び区立の知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していきます。 ・発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていきます。 （2）都立特別支援学校のセンター的機能の発揮 ・都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児（者）の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していきます。	エリア・ネットワークセンター校 26校	今後も都立特別支援学校のセンター的機能を一層活用し、地域における特別支援教育を推進していく必要があります。		都 区市町村	教育庁
40	◇東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。	（再掲 方針Ⅲ：No.83）	（再掲 方針Ⅲ：No.83）		都	都民安全推進本部
職業教育の充実						
41	◆特別支援学校における就労支援 ・都立特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するための事業を展開していきます。 （1）民間の活力による企業開拓等 ・民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図ります。 （2）企業向けセミナーの実施 ・企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施します。	・民間企業における実習先開拓：112事業所 ・都立特別支援学校への実習先企業情報提供：313事業所 ・企業向けセミナー：新型コロナウイルス感染症拡大のため休止。	・引き続き、民間の活力による企業開拓を行い、生徒の実習先を確保していきます。 ・オンラインや動画配信を活用した企業向けセミナーを実施します。		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
42	◆高等部職能開発科の設置 ・知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置します。	東久留米特別支援学校への令和3年度高等部職能開発科設置に向け、施設整備、入学者選考、関連既定の改正等を実施	今後、4校への高等部職能開発科の設置に向けた準備を実施		都	教育庁
一般就労に向けた支援の充実・強化						
43	◆区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関の設置を進めていきます。 ・福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者就労への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の配置を促進します。	・就労支援機関を51区市町で整備（23区・26市・2町）。 ・地域開拓促進コーディネーターを44区市町村町で配置（23区・20市・1町）。	身近な地域において、就労面と生活面の支援を一体的に提供する体制を整備するため、引き続き設置を推進する。		区市町村	福祉保健局
44	◆障害者就業・生活支援センター事業 ・障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援しています。	都内6センターにて事業を実施。	関係機関と連携し、各センターの業務実施状況を確認する。		都 国（東京労働局）	産業労働局 福祉保健局
45	◇発達障害のある若者への就労支援等 ・発達障害などによりコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている若者に対して、「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」により、ハローワークに配置している専門の相談員によるきめ細かな個別相談や支援を行っています。	発達障害などによりコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている若者に対して、「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」により、ハローワークに配置している専門の相談員によるきめ細かな個別相談や支援を行いました。	「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」は令和2年度をもって事業が終了しているが、対象となる者についてはハローワークに配置している発達障害者雇用トータルサポーターを中心に個別支援等により支援を実施していく。		国（東京労働局）	—
雇用の場と機会の提供						
46	◆障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援します。	8区市町村にて事業を実施。	包括補助事業として、引き続き、区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
多様な職業訓練・職場実習の機会の提供						
47	◆東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施 ・職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者の職業訓練を実施します。	①求職者訓練 年間定員 260名 ②在職者訓練 年間定員 40名 ①・②合計 年間定員300名	継続実施		都	産業労働局
48	◆障害者職業訓練の地域展開 ・身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施します。（城東職業能力開発センター、城南職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校）	①城東職業能力開発センター 年間定員 20名 ②城南職業能力開発センター 年間定員 20名 ③中央・城北職業能力開発センター板橋校 年間定員 20名 ①～③合計 年間定員 60名	継続実施		都	産業労働局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
49	◆障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 ・雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用を促進します。	①知識・技能習得コース 定員 470名 ②実践能力習得訓練コース 定員 200名 ③eラーニングコース 定員 30名 ①～③合計 定員 700名	継続実施		都	産業労働局
50	◆精神障害者社会適応訓練事業 ・回復途上で就労が困難な精神障害者に対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行います。	令和2年度は5名に対し延べ366日訓練を実施した。	令和4年度終了予定		都	福祉保健局
51	◆重度身体障害者在宅パソコン講習事業 ・在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままでプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労を推進するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加を支援します。	受講者数12人 (1年目7人、2年目5人)	継続して実施する。		都	福祉保健局
52	◇就労の支援等の条例に関する普及啓発事業 ・ソーシャルファームの普及を図るためのシンポジウムを開催するなど、広く普及啓発を図るほか、社会的起業家の育成等を目的とした講座を開催します。	シンポジウム、講座については、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、実施せず。	引き続き、関係機関と連携を図りながら事業に取り組んでいく。		都	産業労働局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
雇用促進に向けた企業への支援策						
53	<p>◆東京しごとセンター・障害者就業支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京しごとセンター」では、障害者就業支援情報コーナーにおいて、障害者就業に関する各種支援事業など情報提供を行います。 ・また、普及啓発のためのセミナーや、中小企業を対象にした障害者雇用に必要な知識やノウハウ等の提供、障害者の職場定着を支援する東京ジョブコーチ支援事業などの各種支援事業を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業支援情報コーナーにおける情報提供実績 【1,332件】 ・普及啓発のためのセミナー 【2回・44人】 ・障害者雇用実務講座 【5回・64回】 ・東京ジョブコーチ支援事業 【2年度末総登録ジョブコーチ 80名】【支援件数 640件】 	引き続き、関係機関と連携を図りながら障害者の一般就労に向けた普及啓発から就業支援、職場定着までの支援を実施していく。		都	産業労働局
54	<p>◆ハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる障害者雇用の促進が必要な中小企業に重点を置いた事業主指導を展開するとともに、特定求職者雇用開発助成金等の支給などにより、障害者雇用に取り組む企業を支援します。 ・各地域において、ハローワークが中心となり、障害者就労支援機関がチームを組み、個別の障害者の実情に応じた就職支援を行います。 ・障害特性に応じたきめ細かい支援の実施 (1) 精神障害者 <ul style="list-style-type: none"> ・全ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、職業カウンセリング等の専門的支援を行うほか、東京障害者職業センター、障害者・就労支援センター、その他の地域の就労支援機関、医療機関等と連携した継続的支援を実施します。 (2) 発達障害者、難治性疾患患者 <ul style="list-style-type: none"> ・東京都発達障害者支援センター、東京都難病相談・支援センター、東京障害者職業センター等関係機関と連携し、事業主の理解推進を図ります。 ・ジョブコーチ支援、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）等を活用して就職促進を図ります。 	<p>障害者雇用の促進が必要な中小企業に重点を置いた事業主指導を展開するとともに、特定求職者雇用開発助成金等の支給などにより、障害者雇用に取り組む企業を支援しました。</p> <p>また、ハローワークが中心となり、各障害者就労支援機関がチームを組み、個別の障害者の実情に応じた就職支援を行いました。</p> <p>なお、障害特性に応じたきめ細かい支援として、精神障害者に対しては全ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、職業カウンセリング等の専門的支援を行うほか、各障害者就労支援機関や医療機関等と連携して継続的支援を実施しました。</p> <p>さらに、発達障害者、難治性疾患患者に対しては各障害者就労支援機関と連携し、事業主の理解推進を図ったほか、ジョブコーチ支援、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）等を活用して就職促進を図りました。</p>	令和2年度に行ってきた支援を引き続き実施していく。		国（東京労働局）	—
55	<p>◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業と比べて障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進します。 	支給決定件数：543件	東京労働局と連携し、特定求職者雇用開発助成金の対象事業所に対する本助成金の周知啓発を引き続き行う。		都	産業労働局
56	<p>◇障害者の雇用・就労等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めて障害者を雇用する中小企業に対し、採用前から雇用後の職場定着まで、専門家による伴走型の支援を充実します。 	初めて障害者を雇用する中小企業に対し、採用前から雇用後の職場定着まで支援を実施。【新規支援 43件】	引き続き、関係機関と連携を図りながら障害者の一般就労に向けた普及啓発から就業支援、職場定着までの支援を行う。		都	産業労働局
福祉施設における就労支援の充実・強化						
57	<p>◆工賃アップセミナー事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成します。 	令和2年度は都内のB型事業所143事業所が研修を受講した。	研修の内容をより実践的なものとするとともに、オンラインを導入する等受講しやすい工夫していく。		都	福祉保健局
58	<p>◆受注促進・工賃向上設備整備費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、就労支援施設で就労する障害者の自立を促進します。 	令和2年度は都内のB型事業所2事業所に補助を行った。	引き続き、生産設備の整備に対する補助を行う。		都	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
59	◆区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築 ・各区市町村の就労継続支援B型事業所で構成されたネットワーク、区市町村、企業、その他関係者からなる協議の場を設置し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図ります。	令和2年度は都内の27区市町村が事業に参加した。	東京都共同受注窓口における営業力の強化及び各区市町村ネットワークの窓口に対しても営業力強化の支援を実施していく。		都	福祉保健局
60	◆福祉・トライアルショップの展開 ・都内にトライアルショップを開設することにより、就労継続支援B型事業所等の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上等を図ります。	自主製品販売ショップ「KURUMIRU」を都内で3店舗運営し、事業所の販路拡大及び工賃向上を図った。	店舗を安定的に運営するとともに、販路拡大や工賃向上のための取組を積極的に推進する。		都	福祉保健局
61	◆経営コンサルタント派遣等事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・都内における作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助します。	4区市町村にて事業を実施。	包括補助事業として、引き続き、区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
62	◆作業所等経営ネットワーク支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行います。	18区市町村にて事業を実施。	包括補助事業として、引き続き、区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
63	◆日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） ・特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供します。 ①生活介護②自立訓練（機能訓練・生活訓練）③就労移行支援④就労継続支援（A型・B型）	定員53,094名（①～④の合計） ※障害者支援施設における日中活動系サービスを含む。 ※児童福祉施設における生活介護等を除く。 「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進 令和2年度 1,299人 （重症心身障害児（者）通所分を含む。）	「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」の推進 令和3年度～令和5年度 5,000人 （重症心身障害児（者）通所分を含む。）		区市町村	福祉保健局
1-（4）若年無業者（ニート）、非正規雇用対策						
若年無業者（ニート）への就労・職業訓練						
64	◆地域若者サポートステーション（愛称：サポステ）（厚生労働省認定事業） ・ニート等の働くことに様々な悩みを抱えている若者が就労に向かうことができるよう、キャリアコンサルタント等が一人一人の状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、コミュニケーション能力向上のための訓練等、職業的自立に向けての専門的相談支援を実施します。	令和2年度は対象年齢を40歳代まで拡大（以前は39歳まで）、また福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張相談）を実施するための相談員を配置して、専門的相談支援を実施した。	令和3年度はオンライン相談の環境整備に力を入れる。 また、就職氷河期世代対策として、今年度から複数年度に跨った契約（以前は単年度契約だったが今年度から2年度契約）とし、長期的な視野で手厚い支援を行っていく。	コロナ禍での利用者の来所控え対策として、令和2年度途中から積極的なオンライン相談の利用を勧奨している。	国（東京労働局）	—
65	◆東京しごとセンターヤングコーナー「就活アプローチ事業」 ・働くことによる社会的自立が必要にもかかわらず、就職活動に踏み出せない若者を対象に、専門スタッフのもとで就労に必要な基礎的訓練と就業体験とを段階的に組み合わせた支援プログラムを実施しています。 ・若者の就労支援機関のスタッフ向けセミナーを実施します。	・ワークスタート支援プログラム：3期開催、24人受講 ・就労支援機関担当者向けセミナー：2回開催、9人参加	同規模で事業継続		都	産業労働局
正規雇用化のための就労支援						

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局	
66	<p>◆非正規雇用対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者をはじめ非正規雇用者等の正規雇用化、正社員転換を図る多様な施策を展開します。 正規雇用転換後も安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に対して助成金を支給し、非正規雇用者の正社員転換等を促進します。 若者の正規雇用化を進めるため、セミナーと企業内での実践的な職場実習を組み合わせたプログラムを展開します。 正社員となる機会に恵まれず非正規雇用の期間が長期化した就職氷河期世代を対象に、個人の職務経験等に応じたきめ細かな支援プログラムを提供し、正規雇用化を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年者就職力アップ事業【受講者数72人】 若年者早期就職支援事業【受講者数64人】 正規雇用等転換安定化支援助成金【交付数1,193件】 若者正社員チャレンジ事業【受講者数468人】 東京しごと塾事業【受講者数99人】 ミドルチャレンジ事業【受講者数57人】 就活エクスプレス【受講者数506人】 	引き続き、関係機関と連携を図りながら非正規雇用対策事業を実施し、正社員転換等を促進する。		都	産業労働局	
67	<p>◆正社員転換等に取り組む企業に対する経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 有期契約労働者等の正社員転換等に取り組んだ企業に対して、キャリアアップ助成金を支給し、非正規雇用労働者の正社員化に取り組めます。 	<p><正規・無期転換></p> <p>支給決定件数：13,390件 支給決定金額：12,317,253,000円</p>	引き続きキャリアアップ助成金制度の周知を図り、迅速な支給決定を行っていく。	東京都正規雇用等転換安定化支援助成金の申請期間（5月～10月）、キャリアアップ助成金支給決定通知書発送時、当該助成金のリーフレットを同封し利用勧奨を行った。	国（東京労働局）	—	
68	<p>◆わかものハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> 正規雇用を目指す若者等（概ね35歳未満の者）を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ（就活応援塾）、職業相談、職業紹介等を実施しています。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。 	（再掲 方針Ⅰ：No.110）	（再掲 方針Ⅰ：No.110）		国（東京労働局）	—	
69	<p>◆トライアル雇用制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ニート、フリーターなどの職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用化等の早期実現を図るため、これらの者を公共職業安定所、又は職業紹介事業者の紹介を通じて一定期間試行雇用する事業主に対して助成措置（トライアル雇用助成金）をしています。 	事業主に対し、トライアル雇用の趣旨を説明して対象求人提出勧奨を行うとともに、離職を繰り返す者、離職期間が長い者、個別担当制支援対象者、特別の配慮を要する者、新型コロナウイルス禍による離職者等に対し、本人の希望に応じてトライアル紹介を行い、試行的に雇用した事業主に助成金を支給した。	引き続きトライアル雇用制度による支援を実施していく。		国（東京労働局）	—	
早期離職防止のための支援							
70	<p>◇東京しごとセンターヤングコーナー「若者の職場定着支援事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> 入社3年目までの若者及び企業の育成担当者並びに管理監督者向けにセミナーやプログラム等を開催し、若年者の早期離職の防止を図るとともにキャリア形成を支援しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会人基礎プログラム：6回開催、260人参加 育成担当者向けセミナー：2回開催、22人参加 他各種セミナー、ガイドブック作成等 	同規模で事業継続			都	産業労働局
人間関係の悩みや漠然とした不安・孤独などの若者総合相談・支援							
71	<p>◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 	（再掲 方針Ⅲ：No.83）	（再掲 方針Ⅲ：No.83）		都	都民安全推進本部	
72	<p>◇若者チャレンジ応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的自立に対して、悩みや困難を抱えている若者やその家族、支援者等を対象に、イベントを開催し、社会的自立に向けての一步を後押ししていきます。 	都民安全推進本部HPにアーカイブ掲載し、イベントに参加できなかった方にも情報提供	望まない「孤独・孤立」に悩む若者など、社会情勢や若者等のニーズを捉えた周知を検討	オンラインイベントを開催（令和3年1月、2月）	都	都民安全推進本部	

No	事業内容 (R2年計画改定時)	令和2年度実績 (事業の進捗状況)	今後の方向性 (取組)、課題	備考	実施主体	所管局
1-(5) ひきこもりに係る支援						
相談支援の充実						
73	◆ひきこもり相談事業「東京都ひきこもりサポートネット」の運営 ・ひきこもり状態にある本人やそのご家族等を対象に、電話、メール、訪問による相談を受け付けています。(厚生労働省「ひきこもり対策推進事業」におけるひきこもり地域支援センターに位置付け) ・家族支援として家族セミナー・個別相談会を実施しています。	・ひきこもり状態にある本人やそのご家族等を対象に、電話、メール、訪問による相談を実施した。 (令和2年度実績) ・電話相談 1,379件(延べ) ・メール相談 308件(延べ) ・訪問相談 18件(新規申込) ・家族セミナー・個別相談会を12回実施した。また、より相談しやすい環境を整備するため、平日個別相談会を開始し、24回実施した。	・引き続き、事業を実施していく。	「ひきこもり対策推進事業」は「ひきこもり支援推進事業」に変更されている。	都	福祉保健局
74	◇「東京都ひきこもりに係る支援協議会」の運営 ・学識経験者、家族会・当事者団体、相談・支援に係わる関係機関や区市町村による「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を設置し、年齢等による切れ目のないきめ細かい支援の実現に向け、支援の在り方等について検討します。	・令和2年度は計3回開催した。 ・これまでの検討内容を踏まえ、令和2年10月に「中間のとりまとめ」を実施した。	・これまでの検討内容を踏まえ、令和3年8月に「提言」を取りまとめた。		都	福祉保健局
75	◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)	(再掲 方針Ⅲ: No. 83)		都	都民安全推進本部
76	◆若者チャレンジ応援事業 ・社会的自立に対して、悩みや困難を抱えている若者やその家族、支援者等を対象に、イベントを開催し、社会的自立に向けての一步を後押ししていきます。	(再掲 方針Ⅱ: No. 72)	(再掲 方針Ⅱ: No. 72)		都	都民安全推進本部
支援体制の強化 (NPO等の団体育成、人材育成)						
77	◆東京都若者社会参加応援事業 ・都の作成した「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿って活動するNPO法人等の民間支援団体を選定・評価の上登録し、都民や区市町村等に周知しています。	・都の作成した「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿って活動するNPO法人等の民間支援団体を選定・評価の上登録し、都民や区市町村等に周知した。 ・令和2年度現在、21の民間支援団体が登録事業に参加している。	・引き続き、事業を実施していく。		都	福祉保健局
78	◆地域における若者の自立等支援体制の整備 ・地域のニーズに応じて、区市町村において若者の育成支援施策を円滑に実施できるよう、若者のための相談窓口の設置又は支援事業の新設・拡充を行う区市町村に対して費用の補助を行います。 ・区市町村職員向け情報交換会や地域支援者向け講習会を実施します。	・区市町村補助: 新宿区、豊島区、練馬区、八王子市 ・区市町村職員向け情報交換会: 令和3年3月、オンライン開催 ・地域支援者向け講習会: 書面開催	引き続き、区市町村が主体的に事業を実施できるよう支援		都	都民安全推進本部
普及・啓発						
79	◆ひきこもりに係る講演会・合同相談会 ・ひきこもりについて悩んでいる家族向けに、ひきこもりについての講演会を開催しています。同時に、都内で支援を行っている民間支援団体及び公的機関による合同相談会を実施します。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症も考慮し、オンラインにより講演会を令和3年10月から配信している。		都	福祉保健局
80	◆地域支援者向け講習会 ・社会的自立に困難を抱える若者やその家族を支援につなげるため、地域で支援に取り組む民生委員・児童委員等の方々向けに講習会を開催するとともに、ハンドブックを作成し配布します。	2回 書面開催	新型コロナウイルス感染防止対策の為、オンラインによる開催		都	都民安全推進本部

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
1- (6) 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援						
少年非行防止・保護総合対策の推進						
81	◆補導活動の強化 ・不良行為少年に対する補導活動を強化するとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進しています。 ・暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、少年の加入阻止や構成員の離脱支援など、総合的な対策を推進します。	不良行為少年、29,634人を補導。 (令和2年中)	少年非行及び少年を狙った犯罪の状況に応じて実施していく。		都	警視庁
82	◆犯罪被害の防止 ・いわゆる「JKビジネス」に関連して生じる諸問題に対し、特定異性接客営業等の規制に関する条例等に基づき、営業の更なる事態把握、行政・司法の両面から取締りの徹底及び教育・啓発活動の強化等を推進します。 ・児童ポルノ事犯や児童買春事犯など悪質性の高い福祉犯の取締りを強化し、被害少年の早期救出及び保護に努めます。	・JKビジネスに関連する事業者に対し、検挙及び行政処分等を実施。 また、学校等に対し被害防止教育を実施。 ・児童福祉法違反等の悪質な福祉犯罪の取締りを実施。	少年非行及び少年を狙った犯罪の状況に応じて実施していく。		都	警視庁
83	◆犯罪防止活動 ・都立高校等へ出張し、未成年者を特殊詐欺の加害者（受け子）及び暴力団員にさせないための防犯講話を実施しています。	令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり講話依頼が少なく、実施は私立高校での1回であった。	各校からの依頼があれば、講話を実施。また、特殊詐欺加害防止用ポスターを各校に配布し、加害防止活動を推進する。		都	都民安全推進本部
84	◆セーフティ教室 ・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。	セーフティ教室 実施回数 132回（令和2年中）	少年非行及び少年を狙った犯罪の状況により実施していく。		都 区市町村	警視庁
85	◇東京都再犯防止推進計画に基づく施策の推進 ・令和元年7月に策定した「東京都再犯防止推進計画」に基づき、非行の未然防止はもとより、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰できるよう、自立のために必要な学費支援、仕事や居場所の確保など、社会での受入れを推進します。	「東京都再犯防止推進計画」に基づき、非行の未然防止を図るとともに、非行少年等が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、国、区市町村、民間支援機関等と連携して必要な取組を推進	「東京都再犯防止推進計画」に基づき、非行の未然防止を図るとともに、非行少年等が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、国、区市町村、民間支援機関等と連携して必要な取組を推進		都	都民安全推進本部
86	◇健全育成コンクール ・都内在学の小学生・中学生・高校生を対象とし、非行防止をテーマとした作品のコンクールを開催することで、少年の「犯罪を許さない心」を育むとともに、優秀作品をポスターなどで周知し、犯罪防止の環境整備を推進します。	新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止	新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、事業内容を検討		都	都民安全推進本部
万引き防止対策の推進						
87	◆「子供に万引きをさせない連絡協議会」 ・青少年健全育成団体や教育関係団体等が構成メンバーとなり、子供の非行防止や健全育成に資するため、子供に万引きをさせないために大人にできることを協議します。	子供の万引き防止対策について協議するため、令和2年11月25日（水曜日）から11月30日（月曜日）まで書面により開催	子供の非行防止や健全育成に資するため、広く子供に係わる人たちが連携協力し、地域社会全体で子供に万引きをさせない意識を高める取組を推進		都	都民安全推進本部 警視庁
88	◆万引き防止に関する啓発活動 ・都内全小学校の中から子供の万引き防止をテーマとした「健全育成音楽劇」の実施校を選定し、各校や各地域の実態に合わせた内容で開催します。また、万引き防止の啓発リーフレットを作成し、小学生、中学生に配布します。さらに、習得した知識を生かして、児童に万引き防止標語を作成してもらうことで、効果的な啓発を図ります。	万引き防止の啓発リーフレットを都内小中学校に配布 「健全育成音楽劇」を4校で実施 万引き防止標語を実施校近隣の商店街で掲示	より効果的な啓発となるよう、開催校等の意見を踏まえつつ、事業を展開		都	都民安全推進本部

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
違法薬物の対策強化						
89	<p>◆薬物乱用のない社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都薬物乱用対策推進計画（平成30年度改定）」を策定し、関係機関と連携して、「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」の3つの柱のもとに、薬物乱用対策を推進しています。 ・危険ドラッグ対策について取組を継続していくとともに、若い世代を中心に大麻の乱用が拡大している実態を踏まえ、青少年に対し大麻の危険性・有害性について啓発を強化していきます。 ・小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象とした、薬物乱用防止教室、講習会やセーフティ教室の開催に当たっては、キャラバンカーの活用や薬物専門講師の派遣などにより、指導内容の充実を図ります。 	<p>【福祉保健局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬物乱用防止ポスター・標語の募集（ポスター8,668作品、標語35,537作品） ○薬物乱用防止高校生会議 都立高校2校（都立松原高等学校、都立芦花高等学校） 活動の成果として150,000部リーフレットを作成し、都内高校1年生に配布 ○啓発用DVD、パンフレット、リーフレット等の整備 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」（小学校高学年・中学生用）90,000部 「御存じですか不正大麻・けし撲滅運動」20,000部 「海外旅行に行くみなさんへ」 渡航者用40,000部 ○学校に通っていない青少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 SNS、インターネット等において薬物乱用防止啓発動画を放映 ○薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 40校、標語の部 73校、高校生会議参加校 2校 ○都で発見又は海外で流行していた未規制薬物について、国に先駆けて都知事指定薬物として指定するとともに、医薬品医療機器等法規制に向けた検討のための情報提供を国に対し行った。（17物質） ○試買調査等危険ドラッグ検査件数：140品目（うち法・条例指定薬物検出：9品目） <p>【警視庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室 実施回数 338回（令和2年中） ・従来の小・中・高等学校における薬物乱用防止 	<p>【福祉保健局】</p> <p>大麻を中心とした若年層への薬物乱用が拡大しており、引き続き若者に対する啓発を強化する。</p> <p>【警視庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年非行の状況に応じて実施していく。 ・子供から若年層に向けた薬物乱用防止講義の継続。 ・広報啓発グッズ（ポスター・DVD）を活用した、啓発活動の拡大と充実。 		国都	福祉保健局 警視庁
相談体制の充実						
90	<p>◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象とした電話、メール、及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 	(再掲 方針Ⅲ：No.83)	(再掲 方針Ⅲ：No.83)		都	都民安全推進本部
91	<p>◆東京都子供・若者支援協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、東京都子供・若者支援協議会を運営します。 	代表者会議開催 1回開催、連絡調整部会 2回開催	困難等を抱える子供・若者の社会的自立に向けた支援を効果的かつ円滑に実施するため、今後も協議会を通じて、取組状況や支援機関の連携推進について、情報共有を進めていく。		都	都民安全推進本部
雇用対策・就労支援等の立ち直り活動						
92	<p>◆「農業体験」や「就労支援」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内4か所の農園と協力した農業体験や、関係機関と連携した就労支援など、非行少年等に対する立ち直り支援活動を実施しています。 	都内3か所の農園で農業体験活動を実施。支援活動対象少年を含む31人が参加。（令和2年中）	少年非行の状況に応じて実施していく。		都	警視庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
93	◆協力雇用主制度の普及啓発 ・非行からの立ち直りに関する研修会等において、協力雇用主による講演を実施するほか、法務省作成の協力雇用主制度のリーフレットやアンケート結果を配付し、保護司・民間支援団体・公的機関の職員等が制度や実態を知る機会を作る場を設けています。 ・法務省の依頼により、協力雇用主の登録拡大に向けた広報等への協力を区市町村に呼びかけています。	「再犯防止に関する研修会」での登壇、「非行少年・再犯防止支援ガイドブック」でのコラム掲載を通して、協力雇用主についての実態を支援者等に情報提供	法務省と連携し、協力雇用主の登録拡大に向けて広報等を実施	事業内容に変更あり	都	都民安全推進本部
94	◆自治体における就労支援 ・保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用します。 ・総合評価方式における加点制度を措置し、非行少年等の雇用に協力する企業を支援します。	・保護観察対象少年を2名雇用（各2か月） ・業務委託において総合評価方式を実施するに当たり、案件に応じて、政策的評価項目に「保護観察対象者等の雇用」を設定	・保護観察所等の関係機関と連携し、対象となる少年に対してチラシ等により本事業を着実に周知 ・総合評価方式における加点制度等を通じて、非行少年等の雇用に協力する企業を支援		都	都民安全推進本部
95	◆ハローワークによる刑務所出所者等の就労支援 ・刑務所、少年院、保護観察所、更生施設等との連携の下、矯正施設在所中からの就労をめざして、就労支援ナビゲーター等による個別担当制での支援を行うなど、きめ細かい職業相談及び職業紹介等を実施します。 ・保護観察所から提供される協力雇用主情報に基づく求人開拓やトライアル雇用制度の活用等により、就労支援の充実・強化を図ります。	ハローワークの専門窓口において、令和2年度は999人に対し就職支援を実施。就職件数は675人、本事業での就職率は67.6%となっている。	引き続き、各施設等と連携を続け、刑務所出所者等に対する職業相談・職業紹介の実施を継続していく。		国（東京労働局）	—
非行少年の立ち直りを支援する社会づくり						
96	・立ち直り支援の事例等を紹介する研修会や矯正施設等の見学会を開催するとともに、参加者間での情報交換を行うことで、地域の支援者等の連携強化を図ります。これにより、支援に携わるNPO法人等の民間団体や行政職員を育成し、裾野の拡大と取組の支援を行います。	「再犯防止に関する研修会」をオンラインにて4回実施（延べ参加者479名）	参加者同士の交流を図ることにより、地域における支援者のネットワーク化を推進		都	都民安全推進本部
97	◆“社会を明るくする運動”の推進 ・各種行事において東京都推進委員会委員長（東京都知事）から運動の推進を図るための挨拶を述べるほか、シンポジウムでは職員がパネリストとして出席し同運動に対する都民の意識啓発を行います。	例年、東京都推進委員会（知事）の挨拶を述べている各種行事が2年度は中止となり、非接触型の広報のみ実施	都の様々な広報媒体を用いて都民の普及啓発を促進	事業内容に変更あり	国 都 区 市 町 村	都民安全推進本部
98	◇非行少年・再犯防止支援ガイドブック ・再犯防止に関する知識や支援制度、関係機関を一元化し、保護司、区市町村職員、更生保護・福祉等の関係機関の職員が犯罪をした者等の立ち直りを支援する際の支援力の向上を図るとともに、再犯防止に関する支援ネットワークの基礎を構築します。	令和2年度実績（事業の進捗状況）3年3月に10,000部を発行	非行少年や犯罪をした者の社会復帰支援に携わる支援者の「立ち直りを支援する力」の向上と、支援者間のネットワークづくりを推進		都	都民安全推進本部
少年鑑別所						
99	◆少年鑑別所 ・少年鑑別所は、(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。	・在京2施設（東京少年鑑別所及び東京西少年鑑別所）の令和2年の入所者合計は延べ762人である。	・在所者の自主性を尊重しつつ、在所者に対する健全な育成のための支援を引き続き充実する。 ・18歳・19歳の特定少年に対する鑑別の実施体制の構築等、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の円滑な施行（令和4年4月1日）を図る。	特記事項なし	法務省	—
100	◆鑑別 ・鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者についての非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。 ・鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行います。	・在京2施設（東京少年鑑別所及び東京西少年鑑別所）の令和2年の鑑別受付人員合計は延べ1,252人である。	・少年保護手続のあらゆる場面・段階において、必要なアセスメントを行う取組を引き続き推進する。	特記事項なし	法務省	—

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
101	<p>◆法務少年支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。 ・また、子供の非行問題などの本人や家族からの相談に対応し、心理学の専門家である職員が保護者に対して今後の子供との接し方を助言したり、子供本人に継続的にカウンセリングを行ったりするなどの援助を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在京2施設（東京少年鑑別所及び東京西少年鑑別所）の令和2年の地域援助人員合計は延べ4,745人である。 （内訳：個人援助671人、機関等援助4,074人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・少年鑑別所を主催者とした「地域援助推進協議会」の開催を継続することで、学校や自治体等の関係機関とのより一層の連携強化を図る。 	特記事項なし	法務省	—

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
少年院						
102	<ul style="list-style-type: none"> 少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。 ◆矯正教育 <ul style="list-style-type: none"> 少年院においては、設置された矯正教育課程ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法を定める少年院矯正教育課程を編成しています。その上で、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を参考にして個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育を実施しています。 少年院では、少年の必要性や施設の立地条件等に応じた特色のある様々な教育活動が行われています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。 また、円滑な社会復帰を図るため、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・就学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。 	<ul style="list-style-type: none"> 在京3施設（多摩少年院、東日本少年矯正医療・教育センター及び愛光女子学園）における令和2年の入院者合計は延べ157人である。 在京3施設（多摩少年院、東日本少年矯正医療・教育センター及び愛光女子学園）における令和2年の就労支援実施人員合計は延べ56人（うち26人が在院中に内定）である。 在京3施設（多摩少年院、東日本少年矯正医療・教育センター及び愛光女子学園）における令和2年の高校卒業程度認定試験合格（一部科目）人員合計は延べ20人、同試験合格（全科目）人員合計は延べ27人である。 令和2年に法務省及び文部科学省による「少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関する検討会」が行われ、一部少年院において通信制高校と連携した修学支援を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 少年院出院者等からの相談に少年院職員が応じることができる制度を活用する等、職場定着に向けた働き掛けを充実させていく。 高校卒業程度認定試験については、外部講師を招へいする等、指導体制の充実を図っていく。 通信制高校と連携した修学支援については、より効果的な実施に向けて、通信制高校との連携を深めながら実施実績を積み上げていく。 18歳・19歳の特定少年に対する矯正教育及び社会復帰支援の実施体制の構築等、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の円滑な施行（令和4年4月1日）を図る。 	特記事項なし	法務省	—
更生保護						
103	<ul style="list-style-type: none"> 更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に指導・支援することにより、再犯・非行を防ぎ、これらの人たちの立ち直りを助ける仕組みであり、保護観察所において、保護司や更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちや、関係機関・団体との幅広い連携によって推進されています。 更生保護の内容には、主なものとして、保護観察、応急の救護等及び更生緊急保護、仮釈放・少年院からの仮退院等、生活環境の調整、恩赦、犯罪予防活動、があります。 	<p>東京保護観察所（本庁、立川支部）では、令和2年に家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年805人、少年院からの仮退院を許されて保護観察に付された少年179人について、新たに保護観察を開始した。保護観察対象者に対しては、改善更生のための指導監督のほか、関係機関と連携しながら、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用等に重点を置いて、再犯・再非行の防止に努めている。令和2年10月1日現在、協力雇用主の元で雇用されている少年の保護観察対象者は44人であった。</p>	<p>令和3年1月に全国の保護観察所でアセスメントツールを活用した保護観察が開始され、特性に応じた効果的な保護観察の実施に努めているほか、法務省が民間事業者に委託して行う少年院仮退院後の学習支援事業が東京23区内に住む予定の少年を対象に開始されたことから、今後、修学支援に重点を置いた取組も行っていく。令和4年度には少年法等の一部改正の施行が予定されており、18・19歳の特定少年に対し新たな保護観察処遇の導入が予定されていることから、円滑な施行に向けて実施体制の構築を図ることとしている。</p>		法務省	東京保護観察所
1-(7) 子供の貧困						
子供の貧困						
104	<p>◇在宅子育てサポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生後3歳未満の子供を持つ家庭を対象として、保育サービスを利用していない期間について、家事支援サービスの利用支援を行うことで、保護者の負担軽減を図るとともに、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなぎ、要支援家庭への移行を未然に防止します。 	5区市（令和2年度交付決定）	<p>令和2年度末で事業廃止</p> <p>3年度以降、とうきょうママパパ応援事業に在宅子育てサポート事業の内容を統合して実施する。</p>		区市町村	福祉保健局
105	<p>◇子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 公的な支援につながっていない子供のいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援します。 	3区（令和2年度子供家庭支援区市町村包括補助事業交付決定）	引き続き、子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
106	◇子供食堂推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	19区18市1町 (令和2年度子供家庭支援区市町村包括補助事業交付決定)	引き続き、地域の子供食堂の支援に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
107	◇子供の貧困対策支援事業 ・生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援します。	9区市	予算要求時の見込みより実際の交付申請数が少なかった。		区市町村	福祉保健局
108	◇子育てサポート情報普及推進事業 ・生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図ります。	「とうきょう子育て応援ブック」を発行（発行部数：17万1300部）	様々な機会を捉えて普及啓発を行うことで、要支援家庭・困窮世帯・ひとり親世帯等が行政につながる機会を増やしていく。		都	福祉保健局
109	◇子供サポート事業立上げ支援事業 ・生活困窮世帯の子供に対して、支援を実施する民間団体の事業の立上げ等に取り組む区市町村を支援します。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	生活困窮世帯の子供が将来的に社会的、経済的に自立できるように、生活困窮世帯の子供を支援する団体の事業立上げ等に取り組む区市町村を支援することで、貧困の世代間連鎖を防止していく。		区市町村	福祉保健局
110	◇フードパントリー設置事業 ・住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・移行に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援します。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	生活困窮者に対する食料提供と同時に、困りごと等について話を聴くことで、支援制度等を利用していない生活困窮者を適切な相談支援機関等につなぐための支援を行っていく。		区市町村	福祉保健局
111	◇ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ・高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。	○貸付決定件数 入学準備金 79件 就職準備金 43件	引き続き着実に実施していく。		社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局
112	◇ひとり親家庭向けポータルサイトの創設 ・国、都、区市町村や民間支援機関等が実施しているひとり親家庭を対象とした支援施策等について、横断的に検索できる総合情報サイトを開設します。	サイト公開（令和2年11月30日） ・開設からのページビュー数 57,398件	サイトのアクセス状況を踏まえつつ、ひとり親にとって有益な支援情報や、コラムを引き続き提供していく。		都	福祉保健局
113	◇ひとり親家庭相談体制強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、土日・夜間の窓口開所や、SNS等を活用した対面相談以外の相談を実施するなど、ひとり親がより相談しやすい体制の強化を図る区市町村を支援します。	1市	未実施の区市町村について、実施の働きかけを行っていく。		区市町村	福祉保健局
114	◇校内寺子屋 ・義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援するため、「学力向上研究校」として30校を指定し、実施しています。	(再掲 方針 I : No. 141)	(再掲 方針 I : No. 141)		都	教育庁
115	◆私立高等学校等特別奨学金補助事業 ・私立高等学校等に在学する生徒の保護者に対し授業料軽減助成を実施している（公財）東京都私学財団に対して補助します。国の高等学校等就学支援金と合わせて都内私立高等学校平均授業料まで支援しています。	(再掲 方針 I : No. 130)	(再掲 方針 I : No. 130)		公益財団法人私学財団	生活文化局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
1-（8）ひとり親家庭に育つ子供への支援						
相談体制の整備						
116	◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・区部にあるひとり親の総合支援拠点に加え、新たに多摩地域に総合支援拠点を設置します。 また、ひとり親同士の情報交換の場として、ひとり親グループ相談会を実施します。 ・ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援事業、離婚前後の親支援講座、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施します。	ひとり親家庭支援センターはあと多摩の開設（令和2年10月1日） 令和2年度相談件数10,224件	令和3年度中に区部の相談支援拠点の運営事業者を公募により選定。より多くのひとり親等が利用できるように、相談時間の拡充等を行う。		都	福祉保健局
117	◆ひとり親家庭等生活向上事業 ・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、家計管理等の講習会、民間事業者を活用した訪問相談、子供の生活・学習支援など、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。	（再掲 方針Ⅰ：No.138）	（再掲 方針Ⅰ：No.138）		区市町村	福祉保健局
118	◆生活困窮者自立支援事業 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）が自立相談支援機関窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。	都内50自治体において窓口を設置し、支援を実施した。（必須事業）	事業従事者を対象とした研修等を実施することにより、区市の自立相談支援機関等の窓口体制の強化を図る。		区市、町村は都	福祉保健局
119	◆配偶者暴力のある家庭の子供に対する講座の実施 ・こころの傷の回復を側面から支援するため、遊びなども取り入れて友達とコミュニケーションの取り方などを継続的に学習する講座を実施します。	「子供広場」の実施 6回（新型コロナウイルス感染防止のため、1回中止）	「子供広場」の実施（11回予定）。参加する子供の感染症対策が課題		都	生活文化局
120	◇ひとり親家庭相談体制強化事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞ ・就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、土日・夜間の窓口開所や、SNS等を活用した対面相談以外の相談を実施するなど、ひとり親がより相談しやすい体制の強化を図る区市町村を支援します。	（再掲 方針Ⅱ：No.113）	（再掲 方針Ⅱ：No.113）		区市町村	福祉保健局
121	◇若年被害女性等支援モデル事業 ・暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し、公的機関につなぐなどのアプローチを行う仕組みを構築します。	○委託団体数：3団体 ○街頭アウトリーチ：68回 ○相談件数：約37,000件	令和3年度から本格実施に移行。 委託団体数を4団体に増やし、相談体制等を強化して実施する。	事業名修正「若年被害女性等支援事業」	都	福祉保健局
就業支援						
122	◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会）、キャリアアップ支援、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供など、丁寧な支援を実施します。	（再掲 方針Ⅱ：No.116）	（再掲 方針Ⅱ：No.116）		都	福祉保健局
123	◆在宅就業推進事業 ・ITを活用した在宅就業を希望するひとり親に対し、業務の開拓や、受発注・納品等のサポートを行うことにより、円滑に在宅就業に従事できるよう支援します。	申込者 53名 支援対象者 31名	引き続き着実に実施していく。		都	福祉保健局
124	◆ひとり親家庭への相談窓口強化事業 ・福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行います。	5区4市	未実施の区市について、実施の働きかけを行っていく。		区市、町村は都	福祉保健局
125	◆東京しごとセンター事業 ・一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援します。 ・「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を行います。	各種セミナーやキャリアカウンセリング等を実施し、就職活動を支援した。	引き続き、キャリアカウンセリングや各種セミナー、求人情報の提供等の雇用・就業に関するサービスを提供して、就労支援を行う。		都	産業労働局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
126	<p>◆マザーズハローワーク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育ての両立を目指す方への就職支援を行っています。 ・子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーを設置するなど、子供連れで来所しやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報提供や職業相談等、総合的な支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、対面、電話相談に加え、新たにオンライン職業相談を開始した。 ・東京都産業労働局と連携し、レディGO!Projectというイベントの中で仕事と子育てに理解のある事業所の求人の確保、仕事と子育ての両立を希望する求職者への職業紹介を行う「仕事と子育て両立支援合同就職面接会」を年4回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年5月から開始したインスタグラムをはじめ、SNS全般を活用し、更なるマザーズハローワーク等の利用促進を図りながら相談体制の整備を図る。 		国（東京労働局）	—
127	<p>◆公共職業訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発センター等において、求職者等を対象として職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施します。 ・母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練の受講機会の確保を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発センター・校、国立都営の東京障害者能力開発校で実施する訓練 ①求職者訓練 定員 6,765名 (施設内訓練：103科目 4,605名) (委託訓練：43科目 2,150名) ②在職者訓練 定員 19,357名 ・母子家庭の母等の職業的自立促進（委託訓練） 定員145名 	継続実施		都	産業労働局
128	<p>◆母子・父子自立支援プログラム策定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援します。 	13区23市13町村	未実施の区市について、実施の働きかけを行っていく。		区市町村	福祉保健局
129	<p>◆生活保護受給者等就労自立促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く。）等（以下「生活保護受給者等」という。）を対象として、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）本所等の施設内での就労支援を実施するほか、地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等について、ハローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。 	(ハローワークが各区市と連携して事業を実施)			区市、町村は都国（東京労働局）	福祉保健局
130	<p>◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。 	(再掲 方針 I : No.135)	(再掲 方針 I : No.135)		区市、町村は都	福祉保健局
131	<p>◆母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組みます。 	62区市町村	今後とも、目標の62区市町村全域での実施が継続するよう区市町村への技術支援を行う。		区市、町村は都	福祉保健局
132	<p>◆母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組みます。 	62区市町村	今後とも、目標の62区市町村全域での実施が継続するよう区市町村への技術支援を行う。		区市、町村は都	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
子育て支援・生活の場の整備						
133	◆ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 ・ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。	27市町	引き続き着実に実施していく。		区市、町村は都	福祉保健局
134	◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）において、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。	（再掲 方針 I : No. 137）	（再掲 方針 I : No. 137）		区市、町村は都	福祉保健局
135	◆受験生チャレンジ支援貸付事業 ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援しています。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。	（再掲 方針 I : No. 139）	（再掲 方針 I : No. 139）		社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局
136	◆被保護者自立促進事業 ・生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小1～高校生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助しています。	（再掲 方針 I : No. 136）	（再掲 方針 I : No. 136）		区市、町村は都	福祉保健局
137	◆都営住宅の優先入居 ・ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・都営住宅の当選倍率の優遇制度 令和2年度募集戸数 4,703戸（5月・11月、世帯向け募集全体） ・ポイント方式による募集 令和2年度募集戸数 2,580戸（8月・2月、ポイント方式募集全体） ・母子生活支援施設転出者向け特別割当て 令和2年度割当て戸数 52戸 	・今後も継続的に実施		都	住宅政策本部
138	◇公社住宅における入居機会の確保 ・（ひとり親世帯への支援）住宅問題の解消に向け、東京都住宅供給公社と自治体が連携し、相談会を開催。本来、月収として含まない「児童育成手当」や「児童扶養手当」を、月収額に合算して収入審査を実施。あき家先着順募集の一部住宅において、「子どもが18歳になる年度の末日まで」又は「3年間」対象住戸の家賃を20%引きします。	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親相談会等 ・コロナ禍の影響を鑑み、臨時相談窓口の代わりに各自治体に対し「ひとり親世帯入居サポート」チラシの配布を依頼 1区2市（板橋区、稲城市、立川市） ・ひとり親世帯向け入居相談会実施 2区1市（江戸川区、世田谷区、八王子市） ○ひとり親世帯入居サポート ・収入審査の緩和 令和2年度契約件数：28件 ・「こどもすくすく割」 令和2年度契約件数：31件 	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親相談会等 ・区市と連携し、住宅に困窮しているひとり親世帯へ向けた入居相談会等を実施 ○ひとり親世帯入居サポート ・収入審査の緩和やあき家先着順募集における「こどもすくすく割」を引き続き実施 		東京都住宅供給公社	住宅政策本部

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
139	◇住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進 ・子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するとともに登録住宅の入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進めます。 また、地域の実情に応じたきめ細かな支援を担う区市町村に対して、広域的な立場から全国の協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する支援を行うなど、区市町村協議会の設置を推進します。	・改修費や家賃・家賃債務保証料低廉化に係る補助を行う区市町村への財政支援 ・登録協力報奨金制度や見守り機器設置費等の補助開始 ・登録制度や居住支援法人の指定制度など貸主等への周知活動を実施 ・東京ささエール住宅の登録戸数 39,469戸（令和2年度末） ・居住支援法人指定数 35法人（令和2年度末） ・協議会パンフレットを通じて啓発活動を実施 ・都内25区市（17区、8市）で協議会が設置	・区市町村・不動産団体等との連携や、様々な広報媒体を活用し、制度普及に向けた貸主への周知強化 ・貸主等の不安軽減や支援の充実を図り、東京ささエール住宅の供給を促進 ・住宅確保要配慮者への居住支援の取組の促進 ・2025年度末までに区市の3分の2以上の設置目標 ・設置に向けた働きかけを継続的に実施		都	住宅政策本部
140	◆母子生活支援施設等の支援力の向上 ・母子生活支援施設等における支援の核となる基幹的職員を育成するとともに、各職種の職員に対し、専門性向上やスーパーバイズ等実践的な技術の習得等を支援します。 ・母子生活支援施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの充実と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ります。また、母子生活支援施設等における実習体制等を充実させることにより、職員の人材確保を図ります。	・基幹的職員育成0名 ・研修参加費補助21名 ※基幹的研修は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できず	引き続き支援を実施		都	福祉保健局
141	◆施設に入所する子供の自立支援の充実 ・養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図ります。	該当事業無	該当事業無	該当事業無しのため削除	都	福祉保健局
142	◆ひとり親家庭向けポータルサイトの創設 ・国、都、区市町村や民間支援機関等が実施しているひとり親家庭を対象とした支援施策等について、横断的に検索できる総合情報サイトを開設します。	（再掲 方針Ⅱ：No.112）	（再掲 方針Ⅱ：No.112）		都	福祉保健局
経済的支援						
143	◆児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付 ・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 ・ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。	・児童扶養手当 受給者数：67,094人、受給対象児童数：97,951人（令和3年3月31日現在） ・児童育成手当 受給者数：100,921人、育成手当対象児童数：137,861人、障害手当対象児童数：8,535人※両手当の併給児童はそれぞれの項目に計上（令和3年3月31日現在） ・母子及び父子福祉資金貸付 件数：3,337件 金額：2,021,941千円	・児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を引き続き支援 ・母子及び父子福祉資金 引き続き支援を実施		都	福祉保健局
144	◆ひとり親家庭等医療費助成 ・ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。	【市町村補助】 （都補助額） 946,273 千円 （対象者数） 47,057 人 ※区部は財政調整交付金	引き続き実施していく。		区市町村	福祉保健局
145	◆自立援助促進事業 ・児童養護施設等または母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進します。	・賠償額等交付申請0件 ・就職時の身元保証29件 ・進学時の身元保証11件 ・賃貸時の連帯保証16件	引き続き支援を実施していく。		社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
146	◆自立生活スタート支援事業 ・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行っています。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。	国の要綱改正に合わせ、一部対象を拡大した。 自立生活スタート支援事業貸付実績：61件 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業実績：63件	引き続き施設等と連携して相談援助を行っていく。		社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局
147	◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ・高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。	(再掲 方針Ⅱ：No.111)	(再掲 方針Ⅱ：No.111)		社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局

1-(9) 自殺対策

相談・支援の充実による自殺防止

148	◆東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～ ・自殺防止専用の相談電話を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への支援を行います。	・令和2年度は、順次回線数を拡充 ・相談件数：合計22,114件	・必要な効果検証等を行い、都として必要な実施規模の検討を継続 ・上記と並行し、自殺ハイリスク者（再相談者・リピーター含む）が抱える生きづらさを根本的に解決するため、地域で相談者を支える仕組みの強化について検討	【参考】R元年度相談件数20,216件	都	福祉保健局
149	◆こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク ・自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い人が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関・関係団体によるネットワークを構築しています。	・相談窓口一覧のリーフレットの作成・配布 ・ネットワーク連絡会の開催	自殺念慮を抱いた都民や自死遺族等が、その悩みに応じた相談・支援を受けることにより、多様な悩みの解決、ひいては自殺の未然防止を図る。	【参考】R3年度に東京都ホームページ「東京都こころといのちのほっとナビ～こころナビ～」を更新	都 区市町村	福祉保健局
150	◆自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成） ・自殺の危険性の高い人の早期発見・対応を図るため、職場や地域などで自殺の危険を示すサインに気づき支援する役割が期待される人材を養成します。	・62区市町村のうち42区市町村がゲートキーパー養成研修を実施	都は広域自治体として、①先進事例の紹介、区市町村連絡会等の場での情報共有・意見交換により、区市町村を支援、②専門的かつ広域的な事業、③財政的支援の役割を担う。		区市町村	福祉保健局
151	◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。	(再掲 方針Ⅲ：No.83)	(再掲 方針Ⅲ：No.83)		都	都民安全推進本部
152	◇SNS自殺相談 ・若年層に対する自殺対策を強化するため、SNSを活用した自殺相談を実施します。	・令和2年度は、順次回線数を拡充したほか、受付時間を拡大 ・相談件数：11,209件	・必要な効果検証等を行い、都として必要な実施規模の検討を継続 ・上記と並行し、自殺ハイリスク者（再相談者・リピーター含む）が抱える生きづらさを根本的に解決するため、地域で相談者を支える仕組みの強化について検討	【参考】R元年度相談件数7,628件	都	福祉保健局
153	◇子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。	18区市（令和2年度子供家庭支援区市町村包括補助事業交付決定）	引き続き、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を支援する。		区市町村	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
154	<p>◇「SOSの出し方に関する教育」の推進</p> <p>(1) DVD教材等を活用した「SOSの出し方に関する教育」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」（平成30年2月 東京都教育委員会）等を活用した「SOSの出し方に関する教育」の授業を、学級活動（ホームルーム活動）、保健体育（保健分野）等の学習と関連させ、各学校でいずれかの学年において年間1単位時間以上実施します。 <p>(2) 全ての子供たちを対象とした「SOSの出し方に関する教育」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供が悩みを抱えたときに助けを求めると等の指導は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などに、全ての子供を対象に毎年度繰り返し実施します。 	<p>○生活指導担当指導主事連絡会（全4回）において、「SOSの出し方に関する教育」の推進について周知した。</p> <p>○教員が子供のSOSを受け止め、支援する力を高めるための研修プログラムの作成した。</p> <p>○保護者等が、子供の変化に気付くための視点や、気になる様子が見られた場合の対応等について理解できるよう、「『どうしたの?』一声かけてみませんか」と題する資料を作成し、令和2年9月に、ホームページに公開した。</p>	<p>○都内公立学校における「SOSの出し方に関する教育」の推進を図るとともに、教職員等の「SOSの受け止め方」に関する対応力の向上を図る必要がある。</p>		都	教育庁
自殺未遂者に対する支援						
155	<p>◆東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺再企図を防止するために、相談・支援窓口を設置し、地域の医療・保健・福祉など必要な支援につなげます。 	<p>・令和2年度実績：1,586件</p>	<p>救急医療機関や支援機関等からの自殺未遂者への対応に関する相談・取扱件数は、年々増加しており、事業を継続する。</p>	<p>【参考】R元年度実績：1,456件</p>	都	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
1－（10）特に配慮が必要な子供・若者への支援						
① 外国人等						
就学相談						
156	<p>◆就学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学年齢に達した外国籍の子供や帰国児童・生徒で、日本語指導が必要な児童・生徒に対しては、日本語学級などにおいて、一人一人の日本語の習熟に応じた日本語指導を行います。 ・区市町村教育委員会等と連携し、外国人の子供が円滑に就学するために必要な情報提供等を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人に応じた日本語指導ができるよう、日本語指導の充実に関する映像教材「東京の学校生活」を作成し、都内全公立学校へ配布した。 ・日本語指導に関する資料「日本語指導が必要な児童・生徒への指導」リーフレットを作成・配布し、東京都教育委員会の取組について周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において映像教材等を活用し、一人一人の日本語の習熟に応じた日本語指導を充実させていく。 		都 区市町村	教育庁
児童・生徒相談等（東京都教育相談センター等）						
157	<p>◆外国語による教育相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話及び来所での相談に対応します。 ・日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活適応に関すること等の教育相談に対応します。 	令和2年度の相談実績は、中国語39回（電話33回、来所6回）、英語22回（電話19回、来所3回）、韓国・朝鮮語0回であった。	今後も継続して英語、中国語、韓国・朝鮮語として事業を実施していく。		都	教育庁
158	<p>◆進路相談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、進路に係る個別相談会を行います。 	令和2年度の実績は、英語1回であった。	今後も継続して英語、中国語、韓国・朝鮮語として事業を実施していく。		都	教育庁
159	<p>◆外国人児童・生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒相談に係る情報の提供・区市町村等の外国人相談窓口の調査を行い、地域に応じた情報提供を行います。 ・都立高等学校の入試に関する情報をホームページに掲載しています。「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」（中国語版、英語版、韓国語版） 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導に関する資料「日本語指導が必要な児童・生徒への指導」リーフレットを作成・配布し、相談窓口についての周知を図った。 <p><都立部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」（中国語版、英語版、韓国語版）の更新を行い、東京都教育委員会ホームページに掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き本リーフレットにより周知を図っていく。 <p><都立部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入試情報をホームページ上で周知する取組を継続していく。 		都 区市町村	教育庁
160	<p>◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 	(再掲 方針Ⅲ：No.83)	(再掲 方針Ⅲ：No.83)		都	都民安全推進本部

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
日本語指導等の充実						
161	◆日本語指導のための教材の充実 ・日本語指導のための教材「たのしい がっこう」の改訂・充実を図り、ホームページへの掲載を継続するなどし、公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒に対する日本語指導の充実に向け、都立学校や区市町村教育委員会の取組を支援します。	・日本語指導のための教材「たのしい がっこう」にウルドゥー語を新たに加え改訂・充実を図り、映像教材「東京の学校生活」へ資料編として同封するとともに、ホームページへの掲載を行った。	・各学校において本教材等を活用し、一人一人の日本語の習熟に応じた日本語指導を充実させていく		都 区市町村	教育庁
162	◆都立高校における教育の充実 ・外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握するとともに、「在京外国人生徒対象」の入学選抜の適切な募集枠を検討していきます。 ・日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行います。 ・日本語指導と教科指導を統合し、外国人生徒が学習活動に参加する力を育成していきます。	・中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学選抜の応募状況等を踏まえ、令和3年度入学選抜（令和2年度実施）においては、既設の募集枠設置校1校において募集人員を増やした。 ・令和3年4月入学（令和2年度実施入学選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校・杉並総合高校の8校（募集人員155人） ・外部人材活用事業 令和2年度実績：45課程213名	・引き続き、中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学選抜の応募状況等を踏まえ、適切な募集規模を検討する。 ・引き続き、外部人材を活用した支援を実施する。		都	教育庁
163	◇定住外国人の若者の就職等の促進 ・定住外国人の就職を促進するため、専門相談員や通訳を活用した職業相談等を実施しているほか、職場における日本語コミュニケーション能力の向上等を目的として研修などの支援を行います。	定住外国人に対する研修事業は、厚生労働省委託事業。 東京都での研修コース：31コース、受講者数372人	事業自体は、厚生労働省委託事業により継続の見込みであるため、ハローワーク窓口にて研修への参加者を受付し、外国人の就職への支援を継続していく。		国（東京労働局）	—
② 難病等						
相談支援体制						
164	◆小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 ・慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	・電話相談：473件 ・ピアサポート：25件 ・遊びのボランティア：408件 ・交流会（4回開催）：計687名	引き続き、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を電話相談等により支援していく。		都	福祉保健局
165	◆病院内教育 ・都立特別支援学校では、病院に入院している児童・生徒が、入院期間中の学習の遅れを取り戻すことや、病気に立ち向かう意欲を育むことなどができるよう、病院内に設置された「分教室」や、教員が病院を訪問して教育を行う「病院内訪問」により、病院内教育を行います。	病院内分教室設置5校において、分教室での教育を実施するとともに、教員又は病弱教育支援員が病院を訪問して、授業又は学習支援を実施	引き続き、病気で入院している児童・生徒を対象に、病院内での教育を実施		都	教育庁
166	◆難病相談・支援センターの運営 ・地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者就労コーディネーターによる就労相談等様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行います。	・東京都難病相談・支援センター及び東京都多摩難病相談・支援室にて電話、面談による療養相談、就労相談を実施、東京都難病ピア相談室にて疾患別ピア相談を実施した。 ・相談件数：合計4,781件 （内訳：東京都難病相談・支援センター2,085件、東京都多摩難病相談・支援室1,321件、東京都難病ピア相談室1,375件）	・「難病ポータルサイト」や「難病相談・支援センター事業のご案内」の配布などにより、引き続き難病相談・支援センターの周知を行う。	・3所での意見交換、情報共有の場として定期的に連絡会を実施しており、オンラインの活用もしている。	都	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
167	<ul style="list-style-type: none"> ◆特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース） ・難病のある方は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限や困難に直面していますが、事業主においては、難病のある方の雇用経験が少ないことや、難病のある方について職務遂行上障害となる症状などが明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にあります。 ・こうした状況から、当助成金は難病のある方を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握、報告する事業主に対して助成を行い、難病のある方の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握することを目的としています。 ・難治性疾患患者をハローワーク等の職業紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主に対して助成します。 	令和2年度における特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の支給実績は59件/1,585万、その内難治性疾患患者の雇入れは同コースの85%を占めた。	今後においても当助成金制度の周知に努め、難病のある方を雇用した事業主に対する助成を実施していく。		国（東京労働局）	—
168	<ul style="list-style-type: none"> ◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金 ・大企業と比べて障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進します。 	(再掲 方針Ⅱ：No.55)	(再掲 方針Ⅱ：No.55)		都	産業労働局
169	<ul style="list-style-type: none"> ◆難病患者就職サポーター ・ハローワークの障害者の専門援助窓口「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行っています。 	ハローワーク飯田橋及びハローワーク立川の障害者の専門援助窓口「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行いました。	令和2年度に行ってきた支援を引き続き実施していく。		国（東京労働局）	—

③ 性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援

相談支援体制						
170	<ul style="list-style-type: none"> ◇性自認及び性的指向に関する専門相談（電話・SNS）（SNS相談については令和2年度中に開始予定） ・性自認及び性的指向に係る様々な問題について、当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関に繋ぐことにより、性自認及び性的指向に関する相談者の悩みや不安の解消を図ります。 	相談実績 電話相談：304件 LINE相談：265件	専門相談を引き続き実施		都	総務局
171	<ul style="list-style-type: none"> ◇交流の場・機会の提供（令和2年度中に開始予定） ・自らの性のあり方に悩み戸惑う当事者が、生き方のヒントを得ることができるよう、若年層を中心とした当事者が集い、交流できる場・機会を提供します。 	令和2年度中計3回の実施でのべ83名が参加	事業について継続実施		都	総務局
172	<ul style="list-style-type: none"> ◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 	(再掲 方針Ⅲ：No.83)	(再掲 方針Ⅲ：No.83)		都	都民安全推進本部

2 被害防止と保護

2-1 (1) 児童虐待防止対策

未然防止対策						
173	<ul style="list-style-type: none"> ◆とうきょうママパパ応援事業 ・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るとともに、妊婦全数面接や育児パッケージの配布、家事育児支援等を行う区市町村の取組を支援します。 	55区市町村（令和2年度とうきょうママパパ応援事業補助金交付決定）	引き続き、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、区市町村の取組を支援をします。		区市町村	福祉保健局
174	<ul style="list-style-type: none"> ◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。 	56区市町村（令和2年度子供家庭支援区市町村包括補助事業交付決定）	引き続き、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
175	◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。	60区市町村が子供家庭支援センターを設置。（区部：都区財政調整制度 市町村部：子供家庭支援区市町村包括補助）	引き続き、子供家庭支援センターの機能強化を支援する。		区市町村	福祉保健局
176	◆養育支援訪問事業 ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	53区市町村（令和2年度東京都子供・子育て支援交付金交付決定）	引き続き、養育支援訪問に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
177	◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。	14区市（令和2年度子供家庭支援区市町村包括補助事業交付決定）	引き続き、要支援家庭を対象としたショートステイ事業に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
178	◇ショートステイ事業の拡充 ・ショートステイ事業の当日の利用申込に対応した利用枠の確保や、ショートステイ事業を受託する協力家庭に対する支援の充実を行い、利用者ニーズに応じた体制を整備する区市町村を支援します。	18区市（令和2年度子供家庭支援区市町村包括補助事業交付決定）	引き続き、ショートステイ事業の拡充に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
179	◇未就園児等全戸訪問事業 ・未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援することで、児童虐待の早期発見・早期対応の取組を強化します。	4区市（令和2年度未就園児等全戸訪問事業交付決定）	引き続き、未就園児等全戸訪問に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
180	◇子供の居場所創設事業 ・子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。	2区（令和2年度子供の居場所創設事業交付決定）	引き続き、子供の居場所創設に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
181	◇子供食堂推進事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞ ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	（再掲 方針Ⅱ：No.106）	（再掲 方針Ⅱ：No.106）		区市町村	福祉保健局
早期発見・早期対応						
182	◆子供を守る地域ネットワーク機能強化事業 ・区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援します。	50区市（令和2年度東京都子供・子育て支援交付金交付決定）	引き続き、子供を守る地域ネットワークの機能強化に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
183	◆児童相談所の体制と取組の強化 ・児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図ります。	子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化し、また、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保を行った。	引き続き、児童相談所の体制と取組強化の実現に向けた取組を実施していく。		都	福祉保健局
184	◆学校における対応力強化 ・研修教材「児童虐待防止研修セット」を都内の公立幼稚園・学校に配布するとともに都教育委員会のWebページにも掲載し、全ての教職員が、児童虐待防止に関わる正しい理解と認識を深めることができるよう、支援します。	管理職等を対象とした人権教育に関わる研修会を4回開催し、「児童虐待防止研修セット」の活用を促すとともに、児童虐待について専門的な知見をもつ方を講師として招聘し、講演を行った。	児童虐待に関わる最新の状況等を踏まえて「児童虐待防止研修セット」を修正しながら、引き続きWebページに掲載するとともに、児童虐待防止に関わる正しい理解と認識を深めることができる研修会等を実施する。		小・中：区市町村 高：都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
185	◆医療機関における虐待対応力の強化 ・児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行います。	医学的・法的知識や地域連携・CAPS設置のためのアドバイスなど、医療機関における虐待対応力向上を目指す研修等を実施。	引き続き、児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行う。		都	福祉保健局
186	◆児童虐待防止の普及啓発 ・「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を踏まえ、児童虐待防止のための普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運の醸成や児童虐待を発見した際の適切な対応の啓発を行うとともに、体罰等によらない子育ての推進を図ります。	・令和2年度は、11月の児童虐待防止推進月間において、各種広報誌への掲載、都庁舎のライトアップ、都営地下鉄・バス全線への車内ポスター広告掲示、グッズの配布、都庁舎でのポスター展示を行った。 ・グッズ作成部数：ポスター約6,800枚、チラシ約6,500枚、クリアファイル約198,000枚、キャンペーン用セット約10,000部、虐待に気づくためのチェックリスト約18,000部、体罰によらない子育てハンドブック約80,000部	・各種イベントを通じた来場者等への啓発グッズの配布により、都民の意識高揚を図る。 ・自治体・関係機関へ冊子等を配布し、児童虐待に関する正しい理解の促進や連携の強化を図る。 ・各児童相談所から相談者への啓発グッズの配布等により、適切な子供のとの接し方や児童虐待防止への理解を促す。 ・ホームページ・SNS等を活用した広域的な広報を通じ、都民・関係機関等に対する情報発信を行う。		都 区市町村	福祉保健局
相談体制						
187	◇児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業 ・親子のかかわりで困っていること等の相談を受ける窓口として、無料通話アプリ（LINE）を活用した相談窓口を設置することで、子供や保護者がよりアクセスしやすい相談体制の整備を図ります。	○相談時間：（平日）9時～23時 （土日祝）9時～17時 ○相談対応件数：11,274件	児童虐待を防止するため、児童本人及びその保護者にとって身近なLINEを活用し、よりアクセスしやすい相談等を受けられる環境を提供します。		都	福祉保健局
188	◇子供の権利擁護専門相談事業 ・様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。	○相談件数：1,020件 そのうち虐待に関する相談は885件	子供自身が直接相談できる相談電話を設置するとともに、権利擁護専門員による権利侵害事案の調査や事態改善に取り組むことにより、子供の福祉向上と権利の擁護を図る。		都	福祉保健局
2-（2）社会的養護体制の充実						
家庭養育（養育家庭等・ファミリーホーム）の推進						
189	◆家庭養育（養育家庭等・ファミリーホーム）の推進 ・令和11年度において、社会的養護に占める里親等委託の割合が37.4%となるよう、養育家庭等・ファミリーホームを推進していきます。 ・民間フォスターリング機関を設置することにより、里親委託を一層推進し、里親に対する一貫性・継続性のある支援体制を構築します。 ・養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進します。 ・養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施します。	・都内里親等委託率16.6%（R2年度末現在） ・令和2年10月から多摩児童相談所管内でフォスターリング機関事業を開始 ・養育家庭登録数652家庭（R2年度末現在） ・ファミリーホーム数31ホーム（R2年度末現在）	里親等委託の一層の促進を図るため、フォスターリング機関事業のモデル実施の検証を行いながら実施地域の拡大を目指すなど、里親支援の拡充を図っていく。		都	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
施設養護の機能強化						
190	◆児童福祉施設の整備 ・児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進めます。	・児童相談センター2階一時保護所（定員16名）、新宿一時保護所（定員12名）を整備し、令和3年度より開所した。 ・西部一時保護所の学習棟整備を行い、学習環境の改善を図った。	・現在、建替中の足立児童相談所一時保護所を令和5年度から運営する。 ・立川児童相談所一時保護所（定員30名程度）の令和6年度開所を目指す。		都	福祉保健局
191	◆家庭的養育（グループホーム）の設置促進 ・児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進めます。 ・3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援します。	・51施設、162箇所のグループホームを実施 ・28施設でグループホーム支援員を配置	引き続き支援を実施		都	福祉保健局
192	◆乳児院の家庭養育推進事業 ・都内乳児院に治療的・専門的ケアが実施できる養育体制を整備することにより、被虐待児、病虚弱児、障害児等心身に問題を抱えた児童等の支援を充実させ、心身の回復を図る。あわせて、保護者等に対する育児相談等の支援体制を強化し、入所児童の家庭復帰等の促進を図ります。 ・また、家庭復帰が難しい児童に対して、里親子の交流における寄り添い支援等の強化及び地域交流支援等における取組を強化し、あわせて家庭的養護の推進を図ります。	乳児院9施設	全施設が継続的に実施できるよう支援を行う		都	福祉保健局
193	◆専門機能強化型児童養護施設制度 ・虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大します。	41施設	全施設が継続的に実施できるよう支援を行う		都	福祉保健局
194	◆連携型専門ケア機能モデル事業 ・都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行します。	入所実績 7名 定員12名（令和3年3月1日現在）	退所した児童は情緒面の成長等の成果がみられる。原籍施設へ戻るにあたり、通学する学校、学級への適用判断や選択に地域の資源が影響するため、関係者間で十分な調整が必要。		都	福祉保健局
195	◆児童養護施設等の支援力の向上、人材確保及び人材育成 ・児童福祉施設に勤務する専門職所職員やリーダー等の人材確保及び育成を図るための研修を実施し、問題を抱える児童の増加に対応できる体制の確保を図ります。 ・児童養護施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの向上と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ります。 ・児童養護施設等における実習体制等充実させることにより、職員の人材確保を図ります。 ・児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進める上で、必要な人材の育成を図ります。	・児童養護施設等の職員人材確保41施設 ・児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業171人参加 ・児童養護施設等の高機能及び多機能・機能転換、小規模かつ分散化に必要な人材を育成する研修事業35人参加	引き続き支援を実施		都	福祉保健局
196	◇子供食堂推進事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞ ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	（再掲 方針Ⅱ：No.106）	（再掲 方針Ⅱ：No.106）		区市町村	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
自立支援						
197	◆東京都児童自立サポート事業 ・児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進します。	実績なし	引き続き、児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、関係機関との連携の強化を継続する。		都	福祉保健局
198	◆フレンドホーム事業 ・児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子供の健やかな育成を図ります。	登録家庭数 426家庭 (令和2年12月末日現在)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、交流の実施が難しい状況があった。感染状況等を踏まえながら、引き続き児童養護施設・乳児院と連携をしながら幅広い広報を実施し、フレンドホーム事業の活用促進を図っていく。		都	福祉保健局
199	◆養護児童に対する自立支援機能の強化 ・児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援コーディネーター）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行います（自立支援強化事業）。 ・児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の充実を図ります。 ・児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置します（ジョブ・トレーニング事業）。 ・施設退所者が社会に出た後、就職等の相談や、同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供します。 ・施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図ります。 ・措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を対象に、児童養護施設等において居住の場を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、生活費を支給します（社会的養護自立支援事業における居住費支援・生活費支援）。	・自立支援コーディネーターを16施設に配置。 ・特別育成費（補習費）の拡充事業が創設、23施設が利用。 ・ふらっとホーム事業について、2施設と委託契約を締結し、事業を実施。 ・ジョブトレーニング事業について、ジョブトレーナーを9施設に配置。	・自立支援コーディネーターについては、自立支援担当職員と合わせて多くの施設が配置できるよう引き続き実施していく。 ・ふらっとホーム事業について、引き続き支援を実施していく。 ・ジョブトレーナー事業について、引き続き支援を実施していく。		都	福祉保健局
200	◆自立生活スタート支援事業 ・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行っています。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。	(再掲 方針Ⅱ：No.146)	(再掲 方針Ⅱ：No.146)		社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉保健局
子供の権利擁護						
201	◆被措置児童等虐待の防止・対応強化 ・「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応します。	○受理件数:48件 ○調査報告件数:45件 (内訳) 虐待該当:38件、 非該当:5件、判断不可:2件	また、平成21年度児童福祉法の改正に基づき、速やかに調査等を実施し、被措置児童等が安全・安心した環境で生活が送れるよう、子供の福祉の向上と権利の擁護を図る。		都	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
2-（3）子供・若者の福祉を害する犯罪対策等						
①児童ポルノ対策						
未然防止						
202	◆被害防止啓発用リーフレットの作成 ・ネット利用に起因する「自画撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらの防止啓発用リーフレットを作成し、都内全小5、中1及びその保護者向けに配布しています。	・小学5年生用：129,000部 ・中学1年生用：127,000部 ・小5・中1保護者用：253,000部 ・小1保護者用：167,000部	・SNSの不適切な利用に起因する性被害等に関する情勢が深刻化していることから、第32期東京都青少年問題協議会の答申を踏まえ、SNSでの出会いの危険性等を啓発する高校1年生向けのリーフレット等を新たに作成・配布します。		都	都民安全推進本部
203	◆インターネット利用適正化促進事業 ・児童ポルノの被害を防止するため、携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの利用促進やインターネット利用のルールづくりを進めています。	—	—	令和元年度をもって、方針I No.68「ファミリールール講座」に統合されました。	都	都民安全推進本部
204	◆ファミリールール講座 ・ネット利用に起因する「自画撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらから身を守るための講座を開催し、家庭でのルール作りの推進や、大学生を活用したグループワークなどを実施します。	（再掲 方針I：No.68）	（再掲 方針I：No.68）		都	都民安全推進本部
相談支援						
205	◆被害児童の支援活動の推進 ・児童相談所における被害児童等への支援 ・少年センター等におけるカウンセリング等の適切な支援	【福祉保健局】 被害児童及びその保護者に対して、医療・心理療法・生活指導・学習指導・家族療法等、多領域にわたり支援を実施。 【警視庁】 継続的な支援が必要と認められる被害児童に対し、カウンセリング等を実施。	【福祉保健局】 引き続き支援を実施 【警視庁】 少年を狙った犯罪の状況に応じて実施していく。		都	福祉保健局 警視庁
206	◆STOP!児童ポルノ・情報ホットライン ・警視庁では、児童ポルノ根絶に向けた対策の強化とともに、児童ポルノに関する事件の取締りを強化し、電話やメールによる24時間対応の通報・相談窓口を設置し、児童ポルノに関する情報を求めています。	ホットラインに寄せられた情報を端緒として、取締りを実施。	少年を狙った犯罪の状況に応じて実施していく。		都	警視庁
207	◆ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営 ・インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルに巻き込まれ、青少年が被害者・加害者となるケースが増加していることから、青少年やその保護者、学校関係者などがインターネットや携帯電話に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を運営しています。	・相談件数：合計2,822件 （うち、青少年を当事者とする相談件数：1,325件） （内訳：電話相談984件、メール相談815件、LINE相談1,023件）	青少年のインターネット利用状況等の社会情勢を踏まえつつ、引き続き着実な相談窓口の運営に努めます。		都	都民安全推進本部

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
②犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援						
犯罪被害者への情報提供						
208	<p>◆被害者の手引の作成・配布</p> <p>・犯罪被害者及びその家族に、捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか、捜査上、被害者や家族にどのようなお願いをするのか、犯罪被害者及びその家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか、などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安な思いを少しでも解消してもらうため、「被害者の手引」を作成し、配布しています。</p>	<p>◆被害者の手引の作成・配布</p> <p>・犯罪被害者及びその家族に、捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか、捜査上、被害者や家族にどのようなお願いをするのか、犯罪被害者及びその家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか、などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安な思いを少しでも解消してもらうため、「被害者の手引」を作成し、配布しています。</p>	<p>・「被害にあわれた方へ」身体犯用 日本語版5,380部 英語版 1,600部 中国語版1,250部 韓国語版1,250部</p> <p>・「交通事故にあわれた方へ」 日本語版4,730部 英語版 1,600部 中国語版1,250部 韓国語版1,250部</p>	<p>引き続き、犯罪被害者及びその家族の不安を解消するため「被害者の手引」を作成・配布していきます。</p>		都
209	<p>◆被害者連絡制度</p> <p>・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者及びその遺族、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者及びその遺族に対し、被害者の意向を踏まえ、事件を担当している捜査員や被害者連絡員に指定された捜査員等が、捜査状況や被疑者の検挙状況及び逮捕被疑者の処分状況を捜査に支障のない範囲でお知らせする制度があります。</p>	<p>◆被害者連絡制度</p> <p>・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者及びその遺族、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者及びその遺族に対し、被害者の意向を踏まえ、事件を担当している捜査員や被害者連絡員に指定された捜査員等が、捜査状況や被疑者の検挙状況及び逮捕被疑者の処分状況を捜査に支障のない範囲でお知らせする制度があります。</p>	<p>2,921人の被害者に対し、その後の事件の捜査状況や犯人の検挙状況の連絡のため、被害者連絡を行った。（令和2年中）</p>	<p>引き続き、被害者が警察からの情報提供を要望した場合は、捜査状況等について情報提供を行います。</p>		都
相談・カウンセリング体制の整備						
210	<p>◆「犯罪被害者ホットライン」</p> <p>・主として性犯罪、傷害事件の被害者、殺人事件等の遺族が抱えるこころの悩み相談に応じます。</p>	<p>電話受理件数 851件(令和2年中)</p>	<p>犯罪被害者や家族のこころの悩み相談に対応するとともに、必要に応じて警察署や関係機関を紹介します。</p>		都	警視庁
211	<p>◇「ハートさん#8103」</p> <p>・被害が潜在化しやすい性犯罪被害者への支援を拡充するため、全国共通短縮ダイヤルを導入し、ダイヤルすると発信された地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながり、24時間・365日（一部を除く。）対応しています。</p>	<p>電話受理件数 398件（令和2年中）</p>	<p>性犯罪被害者からの相談に親身に対応し、支援制度の説明を行い適切な機関につなげる等して、被害者の精神的負担の軽減を図ります。</p>		都	警視庁
212	<p>◆東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター内）</p> <p>・東京都総合相談窓口は、東京都と公益社団法人被害者支援都民センターが協働で運営しています。被害者支援都民センターは、犯罪被害者及びその家族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、犯罪被害者等の被害の軽減及び回復に資することを目的として活動しています。窓口では、電話相談、面接相談、裁判所や警察署などへの付き添い支援、精神科医等によるカウンセリングを行っています。</p>	<p>○電話相談 3,854件 ○面接相談 185件 ○付添支援 559件 ○精神的ケア 791件</p>	<p>引き続き、被害者への相談・支援を実施</p>		都	総務局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
213	◆性暴力救援ダイヤル NaNa ・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業として、都と特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京（SARC東京）が連携して相談ダイヤル「性暴力救援ダイヤルNaNa」を設け、24時間365日被害者からの相談を受け付けています。 ・SARC東京の相談員が、被害者の状況に応じて、都内協力医療機関や警察などに付き添います。また、精神的ケア等が必要な場合は専門的な機関につながります。	○電話相談 5,438件 ○面接相談 143件 ○付添支援 227件 ○精神的ケア 206件 ○広報・啓発 ・都内大学、高校、中学校、小学校等への相談窓口カード等の配布 ・SNS広告による相談窓口の周知	引き続き、被害者への相談・支援を実施	・事業名変更「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業」	都	総務局
214	◇「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談（東京都人権プラザ） ・インターネット上の書き込みなどが名誉棄損やプライバシーの侵害などの人権侵害に当たるとされる法律問題について、相談予約電話を受け付けた後、弁護士が面接により相談に応じます。	相談実績：37件	相談を引き続き実施		都	総務局
215	◆カウンセリング制度 ・犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者に対しては、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や民間のカウンセラーとの連携などにより、相談・カウンセリング体制を整備しています。	新規面接件数 39件 面接回数 117回（令和2年中）	性犯罪及びその他の重大な事件事故の被害者等を対象とし、精神的被害からの回復に資するため初期的なカウンセリングを提供していきます。		都	警視庁
精神的・経済的負担の軽減に関する制度						
216	◆協力医療機関制度 ・警察に被害を届け出た性犯罪被害者で、医療機関での診察が必要な犯罪被害者に対しては、夜間、休日等であっても、被害者支援の趣旨を理解した上で、協力関係を結んでいる医療機関で診察を受けることができます。	主に夜間や休日等で受診できる医療機関を探すことが困難な場合、被害者の診察に協力・理解を得た医療機関と連携している。	引き続き、医療機関・医師と連携し、被害者の負担軽減を図っていきます。		都	警視庁
217	◆犯罪被害者等に対する宿泊施設提供制度 ・犯罪被害に起因する様々な要因により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、被害直後に一時的に利用する宿泊施設を提供し、精神的及び経済的負担の軽減を図る制度があります。	宿泊施設提供状況 7件19名	引き続き、一時的に利用する宿泊施設を公費負担により提供することで、精神的・経済的負担の軽減を図ります。		都	警視庁
218	◆犯罪被害者に対する公費支出制度 ・犯罪被害者が病院で受診した際に要した診断書料や診察料等について、その全額又は一部を、一定の条件の下、公費で支出する制度があります。	594名の犯罪被害者への医療費等の公費支出による経済的支援を実施した。	各種広報媒体等により制度を周知させ、経済的負担を理由に事件の届出を躊躇する被害者の救済を行います。		都	警視庁
219	◆犯罪被害給付制度 ・殺人などの犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負い又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。 ・遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として支給されます。	犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づいて算定されます。ただし、犯罪被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。	給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。		都	東京都公安委員会
220	◇犯罪被害遺児に関する支援施策 ・犯罪により家族を亡くした児童（以下「被害遺児」という。）を社会全体で支える活動の一環として、協力団体等と協働で各種イベントへの被害遺児の招待活動を行っています。	テレビ局アナウンサーによる局内案内及びリモート授業を実施。5家族6名が参加した。	新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら実施します。			総務局 警視庁
犯罪被害者支援体制						
221	◆犯罪被害者支援連絡会 ・犯罪被害者の抱える広範多岐にわたる問題解決に向けて、関係機関・団体によるネットワークを構築し、相互に協力・連携を図ることで、犯罪被害者に対する支援活動の推進に努めています。	実務担当者会議、総会を书面開催で実施。本年は大規模被害者支援事案発生時における緊急支援体制を整備した。	新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら緊急支援の事例検討等を行います。		都	警視庁

No	事業内容（R 2 年計画改定時）	令和 2 年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
222	<p>◇「東京都犯罪被害者等支援条例」の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること、そして犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として「東京都犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和 2 年 4 月から施行しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会（専門家会議）の設置・開催 ○経済的支援の開始 <ul style="list-style-type: none"> ・転居費用助成 15件 ・無料法律相談 96件 ・見舞金給付 15件 ○各種連携会議の開催 	<p>引き続き、専門的な知見より意見を聴取しながら、条例に基づき策定した第 4 期支援計画の各施策を推進</p>		都	総務局

基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
1 家庭の養育力・教育力の向上に係る施策等一覧						
1-（1）子育て支援の充実						
妊娠・出産・子育てに関する支援の充実						
1	◆保健所・保健センター ・妊娠から子育て期にわたって、総合的な相談支援を行う地域のワンストップ拠点の一つです。 ・子供と子育て家庭を妊娠から切れ目なく支援するため、家族状況等を踏まえた適切な相談支援やサービス提供を行うとともに、必要に応じて他の支援機関に繋がります。	（再掲 方針Ⅱ：No.173）	（再掲 方針Ⅱ：No.173）		区市町村	福祉保健局
2	◆子供家庭支援区市町村包括補助事業 ・都内の福祉保健施策総体の向上を図るため、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして、子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を主体的に実施できるよう支援します。	交付決定額4,401,054,000円 （60区市町村・全1,723件）	引き続き、区市町村が実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実に資する事業を支援していく。		都	福祉保健局
3	◆生涯を通じた女性の健康支援事業 ・電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ホットライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応するとともに、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行います。	女性のための健康ホットライン 1,261件 不妊・不育ホットライン 440件 妊娠相談ホットライン 電話 3,700件、メール 985件 妊娠適齢期等に関する普及啓発webサイトを運営及びリーフレットを制作 妊娠支援ポータルサイトを運営 LINEチャットボット「妊娠したかも相談@東京」を制作 妊産婦向けオンライン相談 355件	引き続き、妊娠、出産等女性固有の機能及び身体的な特徴を有することから生じる女性の心身に関する様々な支障や悩みに対応するため、相談体制を確保し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。		区市町村都	福祉保健局
4	◆とうきょうママパパ応援事業 ・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るとともに、妊婦全数面接や育児パッケージの配布、家事育児支援等を行う区市町村の取組を支援します。	（再掲 方針Ⅱ：No.173）	（再掲 方針Ⅱ：No.173）		区市町村	福祉保健局
5	◆要支援家庭の早期発見に向けた取組 ・母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。	基本分について30区市町村に補助 加算分について、内11区市町村に補助	引き続き、支援が必要な家庭の早期発見を図り、適切な支援につなげる区市町村の取組を支援する。		区市町村	福祉保健局
6	◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	（再掲 方針Ⅱ：No.174）	（再掲 方針Ⅱ：No.174）		区市町村	福祉保健局
7	◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。	（再掲 方針Ⅱ：No.175）	（再掲 方針Ⅱ：No.175）		区市町村	福祉保健局
8	◆養育支援訪問事業 ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	（再掲 方針Ⅱ：No.176）	（再掲 方針Ⅱ：No.176）		区市町村	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
9	◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。	（再掲 方針Ⅱ：No.177）	（再掲 方針Ⅱ：No.177）		区市町村	福祉保健局
10	◆親の子育て力向上支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援します。	26区市（令和2年度子供家庭支援区市町村包括補助事業交付決定）	引き続き、子育てスキルの向上や仲間づくりの促進により、育児不安の解消を図る取組を支援する。		区市町村	福祉保健局
11	◆地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）の充実 ・子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組む区市町村を支援します。 ・子育てひろばにおいて障害や発達に関する相談支援を担当する専門職を配置し、障害の有無に関わらず、全ての子育て親子が子育てひろばを気軽に利用できる環境を整備します。	・地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば：289か所（20区20市1村）※令和2年9月1日時点 ・ふらっとひろば事業：2区1市に補助（令和2年度ふらっとひろば事業交付決定）	引き続き、ひろばの整備に対する補助金や、子供・子育て支援交付金における加算について、積極的に周知を行い、活用を促す。 また、子育てひろば職員研修において、ひろばを利用する子供の障害に早期に気づき、適切な支援につなげるため、障害児支援に関する研修を実施し、必要な知識の習得を支援する。		区市町村	福祉保健局
12	◆子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ・子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援します。	51区市（令和2年度東京都子供・子育て支援交付金交付決定）	引き続き、子育て短期支援事業に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
13	◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援します。	53区市町村（令和2年度東京都子供・子育て支援交付金交付決定）	引き続き、子育て援助活動支援事業に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
14	◆一時預かり事業 ・保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援します。	23区26市2町2村	引き続き、保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。		区市町村	福祉保健局
15	◆保育サービスの拡充 ・地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービスの拡充に取り組む区市町村を支援していきます。	保育サービスの利用児童数 323,703人（令和3年4月1日現在）	引き続き、地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービスの拡充に取り組む区市町村を支援する。		区市町村	福祉保健局
16	◆在宅子育てサポート事業 ・生後3歳未満の子供を持つ家庭を対象として、保育サービスを利用していない期間について、家事支援サービスの利用支援を行うことで、保護者の負担軽減を図るとともに、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなぎ、要支援家庭への移行を未然に防止します。	（再掲 方針Ⅱ：No.104）	（再掲 方針Ⅱ：No.104）		区市町村	福祉保健局
17	◆子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞ ・公的な支援につなげていない子供のいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援します。	（再掲 方針Ⅱ：No.105）	（再掲 方針Ⅱ：No.105）		区市町村	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
18	◇子育て支援人材発掘！とうきょうチルミルプロジェクト ・とうきょうの子育てを支え、見守る全ての人々を「とうきょうチルミル」と総称し、広く都民に周知することにより、子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て支援を担う人材の確保を促進します。	子育て支援員などの子育て支援の人材を確保することを主目的に、元気高齢者等を中心とした様々なライフステージの方々の潜在ニーズを捉え、受講等に向けて動機付けを行うための広報用素材を作成。	ホームページの作成、リーフレット・ガイドブック等の配布を行い、子育て支援員等として活躍する「とうきょうチルミル」のフレーズを広めるとともに、子育て支援を担う人材の確保に努める。		都	福祉保健局
19	◇心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 ・心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどして、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援することで、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進します。	令和2年度補助実績 7区2市 (交付決定ベース)	引き続き、心のバリアフリーを推進する区市町村の取組を支援する。		都	福祉保健局
20	◇情報バリアフリーの充実への支援 ・地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。	令和2年度補助実績 5区3市 (交付決定ベース)	引き続き、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境整備を推進する区市町村の取組を支援する。		都	福祉保健局
21	◇子育て応援とうきょうパスポート事業 ・社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、18歳未満の子供や、妊娠中の方がいる世帯に様々なサービスを提供します。	社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、18歳未満の子供や、妊娠中の方がいる世帯に様々なサービスを提供。	社会全体で子育てを応援する取組を行う「子供・子育て応援とうきょう事業」の一部として、引き続き、子育て世帯に対し、サービスの提供を図る。		都	福祉保健局
相談体制等						
22	◆TOKYO子育て情報サービス ・妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットにより24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図ります。	子育てベビーガイド 10,164件 子供の事故防止・応急手当ガイド 1,954件	引き続き、安心して子育てができるよう、妊娠、子育て及び事故防止等に関する正確な情報を提供していく。		都	福祉保健局
23	◆東京都こども医療ガイド ・子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図ります。	・「東京都こども医療ガイド」Webサイトアクセス数 225,983件 ・「母と子の保健バッグ」に広報用カードを封入し、区市町村を通じて子育て世代への周知を行うとともに、広報用ポスターを作成し、都内医療機関や幼稚園・保育園等に配布	【方向性】引き続き都民のニーズに応えられるよう内容の充実等を図っていく。 【課題】平成28年度後半から、原因不明のアクセス数急増が発生したため、29年度末にカウント方法を変更した。引き続き、正確な閲覧数の把握に努める必要がある。		都	福祉保健局
24	◆東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 ・休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応します。	保健医療福祉相談 63,561件 夜間・休日医療機関案内 45,163件 外国語対応相談 11,101件 音声自動応答による医療機関案内 17,137件 インターネットアクセス件数 2,310,372件	引き続き、電話やインターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を実施する。		都	福祉保健局
25	◆電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談） ・子供の健康や救急に関する相談に対して、看護師や保健師（必要に応じて小児科医師）が対応し、保護者の不安の軽減を図ります。	相談件数 102,003件	引き続き、小児の健康や救急に関する不安に対し、相談体制を確保していく。		都	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
26	◆4152（よいこに）電話 ・土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX 相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応えます。	相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後5時 令和2年度相談件数 8,502件	電話相談の応答率及び電話相談対応スキルの向上		都	福祉保健局
周産期・小児救急医療体制整備の推進						
27	◆総合的な周産期医療体制の確保 ・ハイリスクの妊産婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療を提供するため、周産期母子医療センターを中心として、周産期連携病院や地域の医療機関等との機能分担と相互の連携を一層進めるなど、総合的な周産期医療体制を確保していきます。	・総合周産期母子医療センター：14施設 ・地域周産期母子医療センター：14施設 ・周産期連携病院：12施設 ・NICU（新生児集中治療管理室）：347床	・周産期母子医療センターや周産期連携病院の整備を進めるとともに、NICU運営費補助を実施し、周産期母子医療センター等を支援する。 ・周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワークグループにおいて、地域におけるそれぞれの役割分担の下、「顔の見える連携」を更に進めていく。		都	福祉保健局
28	◆小児救急医療体制の確保 ・他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中核として、区市町村が行う小児の初期救急をはじめ、二次・三次救急の救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保していきます。	・小児初期救急運営費補助：41地区 ・休日・全夜間診療（小児）：全都53施設 79床／日 ・東京都こども救命センター：4施設	・引き続き、小児救急医療体制を確保するとともに、東京都こども救命センターを医療連携の拠点とし、連絡会や転院搬送等の施設間調整を行っていく。		都 区市町村	福祉保健局
子育てにやさしい環境の整備						
29	◆子育て世帯に配慮した住宅の供給促進 ・子育て支援サービスとの連携や地域との交流が図れる子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定するなど、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進します。	・子育て支援住宅認定制度による累計認定戸数：1,261戸（令和2年度末）	・子育て支援住宅認定制度について、住宅政策審議会の議論なども踏まえ、必要に応じて見直しも含め検討		都	住宅政策本部
30	◆子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」 ・子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進めます。	令和2年度整備実績 16か所 令和2年度末設置数 1,543か所	・子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進める。		都	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
31	<p>◆子育て応援とうきょう会議の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会全体で子育てを応援する」取組を推進するため、様々な分野の関係機関、企業・NPO・自治体等の団体、学識経験者が連携し、以下のような取組を実施しています。 (1) 子育てに役立つ情報や、子育て応援とうきょう会議協働会員の取組情報等を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 (2) 企業・NPO・自治体等が行う子育て支援に関する取組の推進 (3) ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン等、子育て支援に寄与するイベントや普及啓発の実施 (4) 「子育て協働フォーラム」において、子供が意見表明できる子供シンポジウムを開催 	<p>「社会全体で子育てを応援する」取組を推進するため、様々な分野の関係機関、企業・NPO・自治体等の団体、学識経験者が連携し、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子育てに役立つ情報や、子育て応援とうきょう会議協働会員の取組情報等を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 (2) 企業・NPO・自治体等が行う子育て支援に関する取組の推進 (3) ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン等、子育て支援に寄与するイベントや普及啓発の実施 (4) 「子育て協働フォーラム」において、子供が意見表明できる子供シンポジウムを開催 	<p>令和3年度より任意団体「子育て応援とうきょう会議」より事業を引き継ぎ、東京都が「子供・子育て応援とうきょう事業」として事業を再構築。社会全体で子育てを応援する取組を行う。</p> <p>（子育て応援とうきょう会議事業は事業終了）</p>		子育て応援とうきょう会議	福祉保健局
32	<p>◆子供が輝く東京・応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会全体で子育てを支えることを目的として、都の出えん等による基金を活用し、NPO法人等による、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を支援するため、新たに実施する事業（定額助成）と、既存事業のレベルアップにつながる事業（成果連動型助成）に対して、助成金を交付します。 	<p>新規採択状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定額助成 12件 ○成果連動型助成 2件 	<p>成果連動型助成について令和3年度に事業検証を実施し、団体が取り組みやすいよう助成率及び助成方法等を見直し、「実績連動型助成」として新たに開始した。</p>		都【公益財団法人東京都福祉保健財団】	福祉保健局
33	<p>◆ライフ・ワーク・バランスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事育児参画を応援するWebサイト「パパズ・スタイル」において、男性に役立つ家事育児の実践方法や意識啓発につながる記事を掲載し、男性やそのパートナー、親や上司の世代等社会全体に対し気運醸成を行っています。 ・就職活動を迎える前の若者を主な対象とし、スマートフォンやタブレット等で気軽に楽しみながらキャリアデザインについて学べるコンテンツを提供することで、若者のキャリアデザイン意識を醸成します。 ・夫婦でライフ・ワーク・バランスへの理解を深めるための「パパとママが描くみらい手帳」を作成し、普及啓発を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パパズ・スタイルの記事更新（毎月）、SNSを活用したサイトの周知 ・若者がキャリアデザインを知るサイト「WILLキャリアッジ」の新規公開、SNS等を活用したサイトの周知 ・都内区市町村全域での冊子配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体のマインドチェンジに向け夫婦、企業の経営者・管理職、シニア～世代から若者世代まで、あらゆる主体に向けた普及啓発の展開 ・若者のキャリアデザイン意識醸成に向けた普及啓発の展開 都内区市町村全域での冊子配布 		都	生活文化局
34	<p>◆「働き方の見直し」に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活とを両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、都が「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、広く公表しています。また、ライフ・ワーク・バランス等、「働き方の見直し」について社会的気運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ライフ・ワーク・バランスEXPO東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを広く公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図ります。 ・仕事と育児の両立など雇用環境の整備に取り組む中小企業に対し、専門家の派遣や助成金の支給等により、企業への支援を推進しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」及び「ライフ・ワーク・バランスEXPO東京」：新型コロナウイルスの影響により、中止。 ・専門家派遣：延べ派遣回数 339回（77社）、奨励金支給企業数 240社、研修会（4コース5テーマ） 864人 	<p>○今後の方向性：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」：引き続き、ライフ・ワーク・バランスの取組を行う中小企業を認定するとともに、その取組を広く公表する。 ・「ライフ・ワーク・バランスEXPO」：EXPOを開催するとともに、年間を通じて効果的な広報を行い、着実に実施する。 ・専門家の派遣・奨励金の支給等について、継続して実施していく。 		都	産業労働局
35	<p>◇医療的ケア児保育支援モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。 	<p>令和2年度実績：</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。 		区市町村	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
1-(2) 家庭教育への支援						
就学前教育の充実						
36	◆小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実 ・幼稚園、保育所等の就学前施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム 改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図ります。このことにより、就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との一層の円滑な接続を推進します。	(再掲 方針 I : No.1)	(再掲 方針 I : No.1)		都 区 市 町 村	教育庁
37	◆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト ・子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施します。	(再掲 方針 I : No.2)	(再掲 方針 I : No.2)		都 区 市 町 村	教育庁
38	◆私立幼稚園等への助成 (1) 私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助します。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進します。 (2) 私立幼稚園等施設型給付費負担金 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図ります。 (3) 私立幼稚園等特色教育等推進補助 新制度に移行する私立幼稚園に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助します。	・令和2年度補助実績 18,519,504千円（経常費） 928,963千円（教育振興費） 6,060,895千円（施設型給付費） 27,655千円（特色教育）	・引き続き都内私立幼児教育への支援を図る。		都 区 市 町 村	生活文化局
39	◆私立幼稚園等における預かり保育の充実 (1) 私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助します。 (2) 私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。 また、就労家庭の教育ニーズに対応するため、預かり保育の長時間、通年化、小規模保育施設等との連携による卒園時児受入れ、2歳児の定期利用に取り組む私立幼稚園を「T O K Y O 子育て応援幼稚園」として都が独自に支援を行います。	・令和2年度補助実績 853,863千円（預り保育） 1,084,328千円（一時預かり）	・引き続き預り保育等の支援を通じ、子育て支援への寄与を図る。		都 区 市 町 村	生活文化局
40	◆私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援（私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助） ・幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助します。	(再掲 方針 I : No.120)	(再掲 方針 I : No.120)		都 区 市 町 村	生活文化局
41	◆公立幼稚園における預かり保育の充実 ・子ども・子育て支援制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。	実施主体は、公立幼稚園を設置する区市であり、都内公立幼稚園154園中、本事業を実施した63園（13区）に補助金を交付した。	引き続き、公立幼稚園を設置する区市に対して、本事業の制度周知を適切に行い、地域の実情に応じた子育て支援事業の充実を促す。		都 区 市 町 村	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
地域における家庭教育支援活動の促進						
42	◆地域の家庭教育支援活動の取組支援 ・地域の実情に応じた乳幼児期からの家庭教育支援活動の促進を図るため、区市町村における支援人材の育成、地域の人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等の取組を支援します。	・区市町村における国庫補助事業を活用した取組を支援（19区市）。	・区市町村における国庫補助事業を活用した取組を支援し、学校・家庭・地域の協働活動との連携等により取組みの継続・促進を図る。		都	教育庁
43	◆広域的な家庭教育の啓発 ・乳幼児期からの子供の教育の重要性について、全ての保護者に対し、普及・啓発を図ります。（小学校入学前生活リズム教材、ウェブサイトによる情報提供）	・新小学校1年生の保護者を対象として教材冊子（生活リズム教材）を配布（124,000部）。 ・保護者及び支援者に「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト」ウェブサイトによる啓発・情報提供。	・教材冊子（生活リズム教材）の配布及びウェブサイトによる情報提供を通じて、乳幼児期からの子供の教育の重要性を全ての保護者に伝える取組を継続する。		都	教育庁
家庭と学校との連携						
44	◆「家庭と子供の支援員」の配置 ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置します。 ・教員とともに家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行います。	・31区市町、392校に配置された797人の家庭と子供の支援員が、支援が必要な児童・生徒やその保護者に対し、アドバイスや情報提供等を行った。	・家庭と子供の支援員が、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携して効果的な支援を行うことができた事例を収集し、各学校に周知する。		区市町村	教育庁
45	◆「家庭と学校の連絡推進会議」の設置 ・「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に設置し、学校管理職や教職員、「家庭と子供の支援員」が構成員となり、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換や協議を行います。	・「学校と家庭の連携推進会議」において、問題を抱える児童・生徒の状況把握や、保護者の子育てに対する不安や悩みの解決に向けて、教職員と家庭と子供の支援員が情報共有を図った。	・生活指導担当指導主事連絡会において、効果的な会議の持ち方や、学校サポートチームとの連携の在り方等について方策を示していく。		区市町村	教育庁
46	◆「スーパーバイザー」の配置 ・対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言をします。	・都内で、131人のスーパーバイザーが、対応が困難な事例等への効果的な対応等について、家庭と子供の支援員に助言を行った。	・家庭と子供の支援員の対応力の向上を図るため、生活指導担当指導主事連絡会等において、家庭と子供の支援員同士が協議する場を設定し、事例を通して各学校における取組や工夫等について共有できるようにする。		区市町村	教育庁
2 学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成						
2-（1）開かれた学校づくり						
学校運営への保護者や地域の参加						
47	◆学校運営連絡協議会 ・都立学校と地域社会とのパートナーシップを確立し、地域全体で教育活動の質的向上を支援していくことを目的に、学校運営に保護者や地域の方々に参加してもらい、意見交換を行っています。 ・学校運営連絡協議会は、学校のマネジメント・サイクルでの「評価・改善」の機能を担い、都立学校の継続的改善に向けた支援を行っていくことが期待されています。 ・学校情報の提供、学校行事・授業等の見学などを行っています。	・令和2年度は、全ての都立学校で学校運営連絡協議会を開催し、学校経営計画に対する助言・意見の聴取、学校評価を行った。 ・学校評価は、生徒・保護者・教員による内部評価の外、協議委員による外部評価を実施し、次年度の学校経営計画に反映した。	・引き続き、学校運営連絡協議会を全校で実施し、開かれた学校運営に取り組む。		都	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
地域の社会資源等の活用						
48	◆「地域学校協働活動推進事業」 ・学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「地域学校協働本部」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援します。	・令和2年度は、33区市町の実施地区に対して支援を行った。 ・対象校数1,225校（小学校839校、中学校386校）	・区市町村に対して、引き続き「地域学校協働活動推進事業」の周知を図る。 ・実施を希望するすべての区市町村に対して支援を行う。		都 区市町村	教育庁
49	◆「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」 ・子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の効果的な教育活動への導入を推進します。	・令和2年度は、新たに4団体が会員団体となり、会員団体数は計590団体となった。 ・「令和2年度 東京都地域学校協働活動推進フォーラム」のオンライン開催 総視聴回数（アーカイブ含む）1,628回	・専門的な教育力を有する企業・NPO等とのネットワークを拡充する。 ・企業・NPO等の外部資源の効果的な活用を図り、新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の実現を支援する。		都	教育庁
50	◇人材バンク事業 ・学校が必要とする多様な外部人材の情報を収集・蓄積し、学校のニーズを踏まえたマッチングを行います。	【人材バンク事業】 ○取組状況 ・人材バンクを設置することにより多様な外部人材（サポーター）を確保し、都内の公立学校・教育委員会のニーズに応じた人材を紹介した。 ・サポーターの登録及び学校におけるバンク利用促進に向け、学校向けシンポジウムの開催、ニュースレターの発行、電車内広告等を実施した。 ○実績・成果 ・（令和2年度末時点）サポーター登録者8,108人（個人4,323人・団体3,785人（72団体））、マッチング2,129件、学校が採用した人員634人（個人625人、団体9人（3団体）） ・様々な知識や経験等をもつサポーターの活用を促進し、児童・生徒の学習支援や教職員の事務支援等を行うことにより、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図った。 ・学校の満足度 89.4%（サポーターを採用した公立学校へのアンケート結果）	【人材バンク事業】 ○課題 ・個々のサポーターへの活躍の場の一層の提供 ・事業の更なる活用を促進するための学校へのPRや学校ニーズの把握とマッチング強化 ・新型コロナウイルス感染症対策やICT支援など学校を取り巻く環境変化に応じたニーズへの対応 ○今後の取組の方向性 ・成功事例の紹介等による学校への外部人材活用促進 ・新型コロナウイルス感染症対策やICT等、新たな教育課題に対応した人材の確保、活用促進 ・登録前研修や登録後のフォローアップ研修等によるサポーターのスキルアップ及びサポーターに対する定期的な情報提供		一般財団法人東京学校支援機構	教育庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
2-（2）放課後の居場所づくり						
放課後の居場所づくり						
51	◆学童クラブ ・就業等により保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図るために、遊び及び生活の場を提供します。 ・都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や常勤職員を配置することなどにより、サービスの向上を図ります。	学童クラブ事業：56区市町村に補助（令和2年度東京都子供・子育て支援交付金交付決定） 都型学童クラブ事業：25区市に補助（令和2年度都型学童クラブ事業交付決定）	引き続き、学童クラブ事業及び都型学童クラブ事業により支援する。		区市町村	福祉保健局
52	◆放課後子供教室 ・全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を利用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流活動、様々な機会を提供します。 ・子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する取組です。	1,270箇所、1,212小学校区で実施（中核市含む）。	放課後子供教室の量的・質的充実等に応じた支援人材の安定的確保・育成が困難となっている区市町村があることが課題である。放課後子供教室の設置数だけでなく質の充実（終了時間の延長支援や多様なプログラムの展開等）も図りながら、人材育成のための研修機会や情報提供を充実させる取組を実施する。		区市町村	教育庁
53	◇子供の居場所創設事業 ・子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。	（再掲 方針Ⅱ：No.180）	（再掲 方針Ⅱ：No.180）		区市町村	福祉保健局
54	◇子供食堂推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	（再掲 方針Ⅱ：No.106）	（再掲 方針Ⅱ：No.106）		区市町村	福祉保健局
55	◇地域における多世代交流拠点の整備 ・地域住民同士がつながり、助け合えるよう、高齢者・障害者・母子・子供など、誰もが気軽に立ち寄ることができる、空き家等を活用した地域における多世代交流拠点の整備を支援します。	多世代交流拠点を設置している区市町村22区市 （「都内区市町村の地域福祉計画の策定状況調査」より）	今後の方向性（取組）及び課題：地域サポートステーション設置事業については、令和元年12月に出された「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ」などにより、多世代交流拠点に関して、地域住民等による自発的な取組をより推進することなど、新しい視点が示されたことから、今年度「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定する中で検討を行った。今後、「第二期東京都地域福祉支援計画」に基づき、多世代交流拠点の整備を行う区市町村を支援していく。		区市町村	福祉保健局
56	◇放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修 ○学童クラブに従事しようとする者に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得させることを目的として、放課後児童支援員認定資格研修を実施します。 ○放課後児童支援員であって、一定の勤務経験を有する者に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行い、放課後児童支援員の資質の向上を図ることを目的として、放課後児童支援員資質向上研修を実施します。	令和2年度資質向上研修修了者数586名 令和2年度認定資格研修修了者数1,098名	・引き続き、放課後児童支援員資質向上研修及び認定資格研修を実施し十分な受講機会を確保するとともに、各区市町村へ受講の働きかけを行う。		都	福祉保健局

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
57	◇若年被害女性等支援モデル事業 ・暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し、公的機関につなぐなどのアプローチを行う仕組みを構築します。	（再掲 方針Ⅱ：No.121）	（再掲 方針Ⅱ：No.121）		都	福祉保健局
58	◇「TOKYOスクール・コミュニティ・プロジェクト」の推進 ・第10期東京都生涯学習審議会（建議）の提案を踏まえ、これまでの地域と学校の連携・協働に関する事業を拡充しながら、「地域コミュニティづくりの拠点としての学校」の機能を高めていくため、（1）放課後子供教室の取組の推進（2）学校との連携による高齢者の社会参加促進事業（3）地域学校協働活動の活性化に向けた、区市町村への統括コーディネーターの配置促進の取組を区市町村と連携を図りながら実施していきます。	◇「TOKYOスクール・コミュニティ・プロジェクト」の推進 ・第10期東京都生涯学習審議会（建議）の提案を踏まえ、これまでの地域と学校の連携・協働に関する事業を拡充しながら、「地域コミュニティづくりの拠点としての学校」の機能を高めていくため、（1）放課後子供教室の取組の推進（2）学校との連携による高齢者の社会参加促進事業（3）地域学校協働活動の活性化に向けた、区市町村への統括コーディネーターの配置促進の取組を区市町村と連携を図りながら実施していきます。	（1）No.52と同じ （2）学校内地域交流拠点（コミュニティハウス）を設置した。 （3）31区市町村に34名の統括コーディネーターを配置した。	（1）No.52と同じ （2）引き続き区市町村における教育支援の人材として参加しやすい環境づくりを目指し、学校敷地内への活動拠点の設置を支援するとともに、調査研究を実施する。 （3）引き続き区市町村と連携し配置促進を図る。	都	

3 子供・若者の育成環境の整備に係る施策等一覧

3-（1）地域における子供の安全対策

学校の防犯対策						
59	◆「学校110番」 ・緊急かつ重大な事態の発生に備え、都内の公立・私立を問わず、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、保育所等に、学校等と警視庁をボタン1つで結ぶ非常通報体制「学校110番」を設置しています。	都立中学校及び中等教育学校10校・都立特別支援学校57校に学校110番を設置し、適切な運用を図っているところである。緊急かつ重大な事態の発生に備え、ボタンを押すと専用回線で警視庁に接続する非常通報体制「学校110番」を設置	来年度都立小学校が開校することから、既存の学校110番も含め、関係部署と連携しながら計画的に更新・新設を行っていく。緊急かつ重大な事態の発生に備え、引き続き、非常通報体制「学校110番」の設置に取り組む。		区市町村都	教育庁警視庁
60	◆セーフティ教室 ・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。	（再掲 方針Ⅱ：No.84）	（再掲 方針Ⅱ：No.84）		区市町村都	警視庁
61	◆スクールガード、スクールガード・リーダー ・学校安全のためのボランティアであるスクールガードを養成しています。 ・防犯の専門家や退職警察官等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校敷地内及び通学路の巡回指導と評価を実施しています。	・スクールガード養成講習の実施 ・地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）が学校を巡回指導	スクールガードの養成、スクールガード・リーダーの巡回指導等を実施する区市町村教育委員会に対し必要な支援を実施し、引き続き、安全対策が推進されるよう取り組む。		区市町村	教育庁
62	◆スクールサポーター ・スクールサポーター制度は、警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣され、学校における児童の問題行動等への対応や巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度です。	学校訪問 30,835回 児童・生徒の安全確保対策 41,677回 （令和2年中）	少年非行及び少年を狙った犯罪の状況に応じて実施していく。		区市町村都	警視庁
63	◆子供たちの見守り活動 ・学校安全のために、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となり子供の安全を見守る活動を実施しています。	保護者や地域住民が、学校安全ボランティア（スクールガード）として学校・通学路で巡回等を行い、児童・生徒の安全確保に協力	学校安全に取り組む区市町村教育委員会に対し必要な支援を実施し、引き続き、安全対策が推進されるよう取り組む。		区市町村	教育庁警視庁

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
通学路の安全対策						
64	◆通学路等における児童の安全確保 ・児童・生徒の安全を確保するため、区市町村が子供の登下校区域に防犯カメラを設置する経費の一部を補助しています。 ・また、交通安全対策として、道路交通実態に応じて、学校や教育委員会、道路管理者などの関係機関と連携し、信号機や横断歩道の整備などの対策を推進しています。	令和2年度は、18区市町村に425台のカメラ設置経費の補助を行った。	防犯カメラの設置については、区市町村が防犯カメラを必要とする通学路・登下校区域に計画的に補助を行ったことから、令和3年度において事業を完了する。	・防犯カメラ設置の補助は都民安全本部から教育庁へ執行委任により行っている。	区市町村都	教育庁 都民安全推進本部 警視庁
地域の防犯活動						
65	◆地域における見守り活動支援 ・区市町村が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、防犯カメラ等の防犯設備の整備や見守り活動に必要な装備品及び区市町村が青色回転灯等を装着した自動車により行う防犯パトロール活動の経費について区市町村を通じて補助しています。	令和2年度実績 32区市町村、1,112台の防犯カメラ設置経費の補助を行った。	引き続き防犯設備の設置補助を行う。		区市町村都	都民安全推進本部
66	◆「子ども110番の家」活動 ・自治体やPTA等が中心となり、子供が犯罪に遭ったり、声掛けやつきまといにより犯罪に遭うおそれがある場合に助けを求めたり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力の拠点を設置しています。	「子ども110番の家」（住宅・店舗、車両）に対し、活動マニュアルを配布など活動支援を実施。	少年非行及び少年を狙った犯罪の状況に応じて実施していく。		区市町村	警視庁
67	◆若い世代の防犯ボランティア「ピーポーズ」 ・大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア団体として、都内各地域で実施される防犯活動等に参加しています。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮して、パトロール及び清掃活動を実施。	防犯ボランティアを担う次世代の育成状況等に応じて実施していく。		都	警視庁
68	◇子供防犯教育人材の育成 ・子供自身に危険予測・回避能力を身に付けさせるため、子供に対して防犯教育ができる人材を育成する講座を開催します。	令和元年度事業終了			都	都民安全推進本部
69	◇防犯人材ソフトパワーの発掘 ・都内で活動している市民ランナーや犬の飼い主を対象に、防犯や子供の安全に関する意識を啓発することにより、防犯ボランティア活動を担う人材を発掘し、裾野を広げていきます。	防犯ボランティアの新規登録 約30団体 （令和2年度末における登録団体数900団体）	令和3年度より新たに「防犯ボランティア団体結成促進事業」を開始。引き続き都内で活動するランニング愛好家や犬の飼い主等に効果的な働き掛けを行い、防犯ボランティア活動の裾野を広げて行く。		都	都民安全推進本部
70	◇ながら見守り連携事業 ・犯罪や事故の被害に遭いやすい子供等の弱者への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供等の弱者を見守るネットワークの構築を進めていきます。	コロナ情勢の関係で、協力締結0件	今年度1件締結済、計5件締結予定。 引き続き事業者との関係構築を図り、包括協定の締結を進める。		都	都民安全推進本部
71	◇在住外国人等の子供の安全・安心等に関する取組の推進 ・在住外国人等の子供を対象に見守り活動の実施や、犯罪・トラブルに巻き込まれないために安全に関する啓発等の安全・安心に関する取組を実施し、地域の防犯力の底上げにつなげる。	在住外国人等による子供の見守り活動 ：1地区（令和元年度から継続） 在住外国人等の子供を対象にした安全啓発講座 ：12回 在住外国人等の子供を対象にした安全啓発テキスト ：計10,000部作成（7言語）	保護者向け啓発物の作製、講座の対象拡大をとおして、家庭内の防犯意識等を醸成する。		都	都民安全推進本部
72	◇親子で学ぶ、防犯教室事業 ・事件事故に遭う危険性が高まる小学校入学前の子供を対象に、「すぐ逃げる」等の実践訓練により子供の危険回避能力を向上させる防犯教室を実施しています。	令和2年度 11自治体にて開催した	コロナ禍における感染防止対策を十分講じ、未実施自治体を中心に働き掛けを行い、継続して実施したい。 令和3年度20回予定	事業名に変更あり	都	都民安全推進本部

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局	
交通安全教育							
73	<p>◆交通安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学生等を対象とした「歩行者シミュレータ教育システム」等を活用した参加・体験型の交通安全教育を実施します。 小学生用、幼児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータによる参加・体験型の自転車安全教室を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者シミュレータ 運用90回、体験者7,597人 自転車安全利用リーフレット 2,571,225枚 自転車シミュレータ 交通安全教室133回、体験者11,969人 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「歩行者シミュレータ」等を活用した参加・体験型の交通安全教育を実施する。 引き続き、自転車安全利用に関するリーフレットの作成・配布や自転車シミュレータ交通安全教室等により交通安全教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自転シミュレータ交通安全教室について、令和3年度は新たにVR機器を活用している。（中学生以上） 	都	都民安全推進本部	
3-（2）社会環境の健全化の推進							
インターネット利用環境の整備							
74	<p>◆インターネットを適切に活用する能力の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> ファミリールール講座を実施し、家庭でのルールづくりや学校等での生徒自身による自主ルールづくりを支援します。 	（再掲 方針Ⅰ：No.68）	（再掲 方針Ⅰ：No.68）		区市町村 都	都民安全推進本部	
75	<p>◆フィルタリングの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年を違法・有害情報との接触から守り、安全安心にネットを利用する手助けをするサービスであるフィルタリングを設定することは保護者の責務（青少年インターネット環境整備法第6条）であり、子供の年齢等に応じた適切なフィルタリングの設定を親子で話し合うよう啓発を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> フィルタリングの普及啓発に係るカード型チラシの配布：150,000枚 	引き続きフィルタリングの利用促進の啓発に取り組みます。		都	都民安全推進本部	
76	<p>◆推奨携帯制度（九都県市連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年の年齢に応じ、青少年の健全な育成に配慮した端末を推奨しています。加えて、インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益なスマホアプリ等を推奨する制度を設けています（平成29年条例改正）。東京都が推奨した携帯電話端末等や機能は、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市においても共同して推奨することとしています。 	<ul style="list-style-type: none"> 推奨に当たっては、東京都推奨携帯電話端末等検討委員会の意見を聞くこととなっておりますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、予定した同検討委員会が中止となり、推奨を行うことができませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> 推奨対象となる端末・機能に係る申請企業の機密情報を保護する必要があるため、同検討委員会をオンラインで開催することができず、運営が困難なものの、社会情勢を踏まえつつ、着実な制度運用に努めます。 令和3年7月28日にはアプリ1件の推奨を行いました。 		都	都民安全推進本部	
77	<p>◆ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルに巻き込まれ、青少年が被害者・加害者となるケースが増加していることから、青少年やその保護者、学校関係者などがインターネットや携帯電話に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を運営しています。 	（再掲 方針Ⅱ：No.207）	（再掲 方針Ⅱ：No.207）		都	都民安全推進本部	
環境浄化活動の推進等							
78	<p>◆青少年の性被害等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年の性を取り巻く環境について、性行動の低年齢化やインターネット上の有害情報の氾濫などを踏まえ、青少年を健全に育成するための保護者等の責務（条例第18条の3）や出版・放送などのメディアの責務を規定しています（条例第18条の5）。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づき、実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づき、引き続き適切に取組を実施します。 			都	都民安全推進本部

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
79	<p>◆児童ポルノの根絶と東京都青少年の健全な育成に関する条例の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益なスマホアプリ等を推奨する制度を設けています（条例第5条の2）。 ・青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為（①青少年に拒まれたにもかかわらず求める②威迫する③欺く④困惑させる⑤対償を供与し、又はその供与の約束をする）の禁止（条例第18条の7）し、違反した場合には罰則（条例第26条）が科せられます。 ・児童ポルノを根絶するための環境整備に取り組むとともに、被害に遭った青少年に対し、その影響からの回復を支援します（条例第18条の8）。 ・青少年に対する反倫理的な性交等や使用済み下着等の買受け（条例第15条の2）、性風俗関連特殊営業に従事するよう勧誘することや接待飲食等の客となることを勧誘することを禁止（条例第15条の3）し、違反した場合には罰則を科しています。 ・保護者の同意や正当な理由のない青少年の深夜外出を制限するとともに（条例第15条の4）、カラオケボックスやまんが喫茶、インターネットカフェ、興業場（映画館など）、ボウリング場、スケート場、水泳施設を経営する者が、青少年をこれらの施設に深夜立ち入らせることを禁止（条例第16条）しています。違反した場合は罰則（条例第26条）が科せられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（再掲 方針Ⅲ：No.76） ・＜深夜立入調査実績＞ カラオケボックス：4件 まんが喫茶：5件 ネットカフェ：5件 	<ul style="list-style-type: none"> ・（再掲 方針Ⅲ：No.76） ・条例に基づき、引き続き適切に取組みを実施します。 		都	警視庁 都民安全推進本部
80	<p>◆不健全図書類等の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全な成長を阻害するおそれがある図書類やがん具類、刃物を指定（条例第8条）し、青少年への販売等を禁止しています（条例第9条、第13条、第13条の2）。 	不健全図書の指定 14誌	継続実施		都	都民安全推進本部
81	<p>◆風俗営業等の規制及び業務の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、学校などの周辺や住宅地域における違法な性風俗関連特殊営業や、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に実施しています。 	違法風俗店の摘発等を実施。	少年非行及び少年を狙った犯罪の状況に応じて実施していく。		都	警視庁
82	<p>◇東京都青少年健全育成条例の改正（「自画撮り」被害の防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の急激なスマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化を背景に、脅かされたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられた上、メールなどで送られる、いわゆる「自画撮り被害」が社会問題化している現状を受け、青少年自身の裸などの画像を不当に送信するよう要求する行為を禁止する規定を罰則付き（30万円以下の罰金）で新設しました。 	—	—		都	都民安全推進本部

No	事業内容（R2年計画改定時）	令和2年度実績（事業の進捗状況）	今後の方向性（取組）、課題	備考	実施主体	所管局
3-（3）若者自立支援の総合的な展開						
若者自立支援の総合的な展開						
83	<p>◇東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者を対象とした電話、メール、SNS及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 若者支援の現場で課題に直面している支援者に対し、ノウハウの提供等を通じて、地域における若者支援のネットワークづくりに寄与していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、電話、メール、面接相談に加え、新たにLINE相談を開始した。 相談件数：合計7,878件 （内訳：電話相談5,480件、メール相談493件、LINE相談1,724件、面接相談181件） 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年5月から開始したオンライン相談をはじめ、若者のニーズを捉えながら相談体制の整備を図る。 一人でも多くの若者が若ナビαにつながるよう、効果的な周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係支援機関との連絡会議などにもオンラインを活用している。 計画策定時からの変更点相談方法について、「電話、メール、SNS及び来所」から、「電話、メール、LINE及び面接相談」に変更している。 	都	都民安全推進本部
84	<p>◆東京都子供・若者支援協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、東京都子供・若者支援協議会を運営します。 若者が抱える複雑な課題や若者支援の取組を関係機関や民間団体と共有し、意見交換をすることを通じて、相互の情報共有やネットワークづくりを促進していきます。 	(再掲 方針Ⅱ：No.91)	(再掲 方針Ⅱ：No.91)		都	都民安全推進本部
85	<p>◇地域の若者支援社会資源ポータルサイト「若ぽた」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者支援機関の情報を提供することにより、区市町村における若者支援の充実に資するポータルサイトを運営しています。 	令和2年度のポータルサイト掲載団体：244	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から掲載団体が自らのページを更新できるようにし、リアルタイムの情報提供を可能にした。 区市町村が開催するイベント等について新着情報欄に掲載できるようにし、都民への周知を図ることとした。 引き続き、都民や支援機関の方が使いやすいポータルサイトとなるように、事業を進めていく。 		都	都民安全推進本部
86	<p>◆若者チャレンジ応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的自立に対して、悩みや困難を抱えている若者やその家族、支援者等を対象に、イベントを開催し、社会的自立に向けての一步を後押ししていきます。 	(再掲 方針Ⅱ：No.72)	(再掲 方針Ⅱ：No.72)		都	都民安全推進本部